宮城県文化財調査報告書第131集

亘理町三十三間堂遺跡ほか

平成元年3月

宮城県教育委員会

序　　文

本県には、旧石器時代や縄文時代の遺跡、さらには多賀城跡など貴重な文化財が数多く保存されておりますが、これらの文化財は、私たちの祖先が歩んだ生活．文化．技術などの所産であり、県内各地域の歴史や文化を理解する上からも欠くことのできないものであります。

近年、歴史的風土や文化財を保存し、地域づくりのために積極的に活用していこうという気運が各地で高まってきておりますが、今後、地域の個性や魅力を引き出すために文化財を活用していくことがますます重要となってくると考えられます。

しかしながら、開発事業や都市化の波の中で、文化財はたびたび消滅の危機にさらされております。特に、土地との結びつきが強い埋蔵文化財については、常に各種造成工事等によって破壊されるおそれがあることから、当教育委員会では、遺跡の所在等について関係者への周知を図るとともに、関係機関、事業者等と協議を重ねるなど、その保存に努めているところです。

本書は、宅地造成や圃場整備事業など各種の開発計画と調整した結果、調査に至ったもののうち、昭和63年度国庫補助を得て実施した発掘調査の成果を収録したものです。持に、亘理町三十三間堂遺跡は、平安時代の郡役所としては遺構の保存状態が極めて良好で、また、内容も豊富であり、全国的にも数少ない遺跡であることから、県では亘理町とともに文化庁の指導をうけ、国指定史跡としての保存にむけて作業を進めているところです。

本書が広く活用され、文化財愛護思想の普及向上に少しでも寄与できれば大きな喜びであります。

最後に、埋蔵文化財と各開発事業との協議や調整を通して遺跡の保存に御理解をいただいた関係機関の方々をはじめ、調査にあたり多大の御協力をいただいた関係市町村の方々に対し、厚く御礼申し上げ、巻頭の辞といたします。

平 成 元 年 3 月

宮城県教育委員会 教育長　　武 田 武 男

目　次

調査に至る経過 …… 1
三十三間堂遺跡 …… 5
寂光寺跡 …… 73
一里塚遺跡 …… 107
台遺跡・戸の内脇遺跡 …… 163
花山寺経塚群 …… 189
亘理城跡 …… 201
兜塚古墳 …… 207
薬ヶ崎貝塚 …… 219
稲葉崎Ｂ遺跡 …… 229
彦右エ門橋窯跡 …… 235
上斗遺跡 …… 237

例　言

1.　本書は宮城県が昭和 63 年度の国庫補助金を得て宮城県教育庁文化財保護課が担当した公共事業等に係る遺跡詳細分布調査の調査報告書である。

2.　工事に係る埋蔵文化財保護のための協議や発掘調査にあたっては、開発部局や地元教育委員会等から多大の御協力をいただいた。記して感謝の意を表したい。

　調査協力者：迫土地改良事務所・大河原土地改良事務所・大和町吉岡東土地区画整理組合・東北電力㈱・地元教育委員会（亘理町・歌津町・大和町・塩釜市・利府町・一迫町）

3.　本書における土色についての記述には「新版標準土色帖」（1973）を利用した。

4.　本書で各遺跡の第 1 図に掲載した地形図は建設省国土地理院発行の 1/25,000 のものを複製して使用した。

5.　本書は調査員全員の協議を経て下記のものが執筆・編集した。

　三十三間堂遺跡－佐藤則之、赤澤靖章、近藤和夫　　寂光寺跡－菅原弘樹、近藤和夫
　一里塚遺跡・兜塚古墳－手塚均、加藤明弘　　台遺跡・戸の内脇遺跡－斎藤吉弘
　花山寺経塚群－赤澤靖章　　亘理城跡－赤澤靖章
　薬ヶ崎貝塚・稲葉崎Ｂ遺跡・彦右エ門橋窯跡・上斗遺跡－真山悟

6.　発掘調査の記録や整理した資料、出土品は宮城県教育委員会が保管している。

調査に至る経過

宮城県教育委員会が国庫補助(総事業費 7,500 千円、補助率 50%)を得て実施した昭和 63 年度埋蔵文化財調査事業はA：開発側との協議を通して、保存する結論が得られたため、その保存範囲と遺構の構成を把握することを目的とした重要遺跡確認調査（2 遺跡）、B：圃場整備．総合組織による土地区画整備事業などに起因する比較的長期間にわたる緊急発掘調査（4 遺跡）、C：比較的短期間の緊急調査及び遺構の存否を確認する調査（6 遺跡）、D：開発計画策定段階での保護調整の資料を得るために分布調査（4 地域）に区分できる（表 1）。なお、年間を通して遺物の整理を行った。

本書はこれら国庫補助による発掘調査の成果を収録したものであるが、受益者負担による調査成果の概要も簡単に記すことにした。遺跡ごとに調査に至る経過と成果の概要は以下のとおりである。

三十三間堂遺跡は亘理郡亘理町逢隅下郡椿山に所在する。

今国の調査は昭和 61 年に実施した第 1 次調査から数え第 4 次調査にあたる。本遺跡の南地区に遺存する礎石建物群については当初古代寺院跡とする説もあったが、伊藤玄三氏により古代亘理郡衙倉庫院跡説が唱えられ、この説が有力視されるようになった。ところが、昭和 61 年 5 月に、この南地区に亘理ニュータウン宅地造成計画が起こった。再三の協議の結果、計画の一部は変更できたが、ニュータウンの付帯施設であるＬＰタンク貯蔵所及びその管理用道路用地については調査せざるをえなくなり、実施したのが第 1 次調査である（昭和 61 年 11・12 月）。第 1 次調査で保存状況のよい礎石の倉庫跡が発見されたことに伴ない、さらに保存の協議が持たれた。その結果、保存するにしても南地区の遺構の構成を把

表１．昭和63年度国庫補助事業一覧

No.	項目	遺跡名	住所	開発事業名	担当部局名
1	A	三十三間堂遺跡	亘理町逢隅下郡字椿山	団地造成	一般業者
2	A	寂光寺跡	歌津町桶の口	環境保全林	迫土地改良事務所
3	B	一里塚遺跡	大和町吉田字桧木	宅地造成	大和町吉岡東土地区画整理組合
4	B	柴崎遺跡	大和町吉岡字柴崎	〃	〃
5	B	台遺跡	蔵王町円田字台	圃場整備	大河原土地改良事務所
6	B	戸の内脇遺跡	蔵王町円田字戸の内	〃	〃
7	C	内田遺跡	気仙沼市字波路上内田	〃	迫土地改良事務所
8	C	彦右エ門橋窯跡	大衡村駒場字彦右エ門橋	鉄塔建設	東北電力株式会社
9	C	巻堀遺跡	一迫町字川口箱渕	個人住宅	個人
10	C	上戸遺跡	一迫町字嶋射目照	〃	〃
11	C	軍場山遺跡	登米町日野字軍場	工場建設	〃
12	C	保呂波館跡	登米町寺池道場 205	畜舎建設	〃
13	D	分布調査	大河原町，村田町，角田市	広域農免農道	農政部農地計画課
14	D	〃	丸森町	農免農道整備	〃
15	D	〃	登米町寺池道場	農道整備	迫土地改良事務所

握することが急務となった。この目的のもとに実施したのが第2調査である（昭和62年4～6 月）。調査の結果、南地区は郡衙の倉庫院であることが確定した。その構成は約 150m四方の範囲を素掘り溝で区画し、南辺・西辺・北辺西半の縁辺に計10棟の礎石倉庫跡と北東隅に各時期2棟以上の4時期にわたる掘立柱建物群を配するものであった。貴重な成果が得られたので、宮城県及び亘理町は文化庁の指導を受けて、本遺跡を保存する方針を固めた。また、南土也区では 150m四方の倉庫院の東にも広い平坦地が続いていることから、区画外にも関連する施設の存在が予想されたこと、さらに、南地区と谷を挟んだ北丘陵の小松堂館跡の地に同事業者による宅地造成が計画されたことから、南地区の保存範囲の確定および小松堂遺跡と南の倉庫院との関係を究明せざるを得なくなった。この2つの目的で実施したのが、第3次調査である（昭和62年10～12月）。また、宅地造成計画はこの調査の成果をもとに改めて、策定することになった。第3次調査の結果、南地区の倉庫院の東に延びる平坦地では、建物跡等は検出できなかったが、北の小松堂遺跡からは古代の掘建柱建物跡34棟、礎石建物跡、塀跡などが検出され、この北地区に亘理郡衙の実務官衙が営まれていることがわかった。つまり、亘理郡衙は南地区の倉庫院跡と北地区の実務官衙域から構成されていることが明確になり、当遺跡の保存についても南地区と北地区を、一体として取り扱わざるをえなくなった。

第3次調査の成果を踏まえ古代亘理郡衙全体の保存地域を確定するために実施したのが今回の第4次調査（63年4月18日～7月25日）である。調査の結果、東西50m、南北60m程の規模で、4 時期に変遷する郡庁院をはじめ、その東で礎石建物群、掘立柱建物群からなる実務官衙群を検出でき、郡庁院と実務官衙域は溝で区画されていることが明らかになった。現在、国指定史跡として保存する方向で作業を続けている。

寂光寺跡は本吉郡歌津町樋の口を中心に一部は本吉町にかけて所在する山岳寺院及び修験関係の遺跡である。享保4年（1719）に成立した佐久間洞巌の『奥羽観蹟聞老志』には山頂に羽黒山清水寺、中腹に田束山寂光寺、北領に幌羽山金峰寺があり、70余坊があったことを伝えている。田束山頂西斜面には11基から成る藤原期の経塚群があり、中腹には基壇及び礎石が多数みられる。また、東の行場、西の行場など修験に関した地名も遺存している。ところで、昭和62年4月に中腹に鎮座する計仙麻大島神社の建て替え計画があり、また63年7月には生活環境保全林計画（農林省補助）が策定されることになり、協議がもたれた。一方、地元歌津町では現在も霊山として信仰の篤い田束山を保存、活用したい意向があった。そこで、神社建て替え地の選定、生活保全林計画との調整に関わる資料の確保を目的として調査を実施することになった（8月1日～9月12日）。調査の結果、乱石積基壇建物は近世以降のものであったが調査区周辺から多量の鎌倉前期を含む中世陶器が

採集され、この付近に鎌倉前期頃まで遡る建物跡の存在が推定されるに至った。

一里塚遺跡、柴崎遺跡は黒川郡大和町吉田・同吉岡に所存する奈良、平安時代の集落跡である。西北に位置する一里塚遺跡は遺物分布範囲が 5ha ほどにも及ぶ広大な遺跡である。昭和 62 年 4 月に大和町吉岡東土地区画整理組合が組織され、昭和 63 年～昭和 66 年まで区画整理事業を行いたい旨の協議があった。協議を重ねた結果、⑴先ず遺構の範囲、密度を把握する確認調査を年度別けして実施する。⑵遺構が存在する場合は道路等の位置・工法を変更したり、あるいは宅地については盛土等をし、遺跡の保全を考慮する。⑶止むを得ない部分について、年次計画に基づいて確認調査を実施した後に事前調査を行うという諸点を相互確認した。これらの諸点を踏まえ、第 1 次確認調査を実施した（6 月 16 日～7 月 25 日）。なお、一里塚遺跡のうち雇用促進センター、及び現水田への水路改修については前者は遺構がなかったため、後者は必要最低限の施設であるため事前調査に切りかえた。また、奈良、平安時代の竪穴住居跡が集中して分布する一里塚遺跡の中央丘陵部分の 2ha については 50㎝ 程の盛土をするように工法変更を申し入れ、了承して頂いた。

台遺跡、戸の内脇遺跡は刈田郡蔵町円田に所在する。昭和 59 年 8 月に円田地区を対象とした宮城県営圃場整備事業の施行申請広告があり、60 年 9 月に事業計画が採択されたものである。事業は昭和 60 年度から 65 年度にわたる 6 ケ年計画である。昭和 63 年度事業計画内には台遺跡、戸の内脇遺跡、白山神社前遺跡が含まれていた。昭和 61 年以来、協議が持たれなかったが、突如昭和 63 年 8 月に今年度事業分について協議が持ち込まれたため、8 月 23 日に再度現地踏査を行い、用水路部分については事前調査を実施し、水田面の切盛については水路部分の調査結果をもとに別途協議することにした。戸の内脇、台遺跡の調査は 9 月 19 日から 11 月 26 日まで実施した。台遺跡では古墳時代中期及びそれ以前、古墳時代後期、奈良、平安時代、中世、近世、と 7 層に重複した水田跡を検出した。一方、戸の内遺跡では東から降って延びる丘陵裾部分で掘立柱建物や井戸跡を、西半部の沖積地で古代の水田跡を検出した。戸の内脇遺跡については田画の区画変更をすることにより盛土、切土による被害を最小限にとめた。白山神社前遺跡については日程の関係上主要水路部分に限って調査することとし、丘陵部の調査は次年度に持ちこすことにした。なお、水路部分では水田等の遺構はなかった。

内田遺跡は気仙沼市字波路上内田に所在する縄文時代と古代の複合遺跡である。原因は階上大谷地区県営圃場整備事業である。計画段階の調整で、遺跡の主要部分を形成する丘陵地については、これまでと同様に畑として使用することになったため、水田部分の水路設置予定地を中心に調査を実施した。遺構は検出されなかった。

このほか、個人による住宅建設に係る一迫町**巻掘遺跡、上斗遺跡**、自動車修理工場建設

にかかわる登米郡登米町**軍場山遺跡**、畜舎建設による同町**保呂波館跡**、駐車場建設にかかわる亘理郡亘理町**亘理城跡**の調査を実施した。このうち、上斗遺跡については河岸段丘旧河床の礫層上で土壙1基及び段丘南東斜面に最大厚40cmの縄文晩期初頭の遺物包含層が認められた。遺物包含層上面は表土下 2.5mと深く、建物建設で全く損傷を受けるものではなかったため、包含層の厚さと範囲を確認するにとどめた。亘理城跡の調査では二の丸東を画する土塁跡を検出した。この他、年間を通して国庫補助外の調査及び県内市町村主体の調査に協力した（表2）。

表２．国庫補助外の調査及び市町村への調査協力一覧

No.	遺跡名	住所	開発事業名	原因者	調査主体
1	吉野城跡	角田市佐倉字諏訪脇南	町道拡幅工事	角田市建設課	角田市教育委員会
2	関ノ入遺跡	河南町頃江字関ノ入	工業団地造成工事	河南町企画開発課	河南町教育委員会
3	諏訪館前遺跡	蔵王町平沢字上ノ台２７	幼稚園建設	蔵王町教育委員会	蔵王町教育委員会
4	赤井遺跡	矢本町赤井字星場	町道改良工事	矢本町建設課	矢本町教育委員会
5	小松遺跡	矢本町小松字前田、字下田	〃	矢本町農林課	〃
6	上沼館跡	中田町上沼字八幡山	〃	中田町建設課	中田町教育委員会
7	杉ノ入裏遺跡	塩釜市杉ノ入裏	個人駐車場建設工事	個人	塩釜市教育委員会
8	薬ガ崎貝塚	塩釜市野々島字薬ガ崎	県営築堤改良工事	仙台土地改良事務所	〃
9	花山寺経塚	花山村本沢御堂	国道３９８号線改良工事	築館土木事務所	宮城県教育委員会
10	大笹Ｂ遺跡	花山村字草木沢大笹	県道草木沢線改良工事	〃	〃
11	松の坂遺跡	北上町十三浜字大指	国道３９８号線改良工事	石巻土木事務所	〃
12	稲葉崎Ｂ遺跡	利府町加瀬字稲葉崎	加瀬沼公園工事道路工事	仙台東土木事務所	〃
13	郷楽遺跡	利府町森郷字後楽	一般国道仙塩道路建設工事	東北地方建設局	〃
14	稲葉崎遺跡	利府町加瀬字稲葉崎	〃	〃	〃
15	天形遺跡	利府町加瀬字天形	〃	〃	〃
16	台城Ｂ遺跡	利府町加瀬字台城	〃	〃	〃
17	市川橋遺跡	多賀城市市川	〃	〃	〃
18	山王遺跡	〃	〃	〃	〃
19	碇遺跡	丸森町小斉字碇	県単道路改良工事	大河原土木事務所	〃

三十三間堂遺跡（さんじゅうさんげんどう）

目　　次

1. はじめに ……7
2. 発見された遺構と遺物 ……10
　第Ⅰ区 ……10
　A　建物跡 ……10
　B　塀跡 ……24
　C　土塁 ……29
　D　整地地業 ……30
　E　土壙 ……31
　F　溝跡 ……36
　第Ⅱ区 ……41
　A　建物跡 ……41
　B　その他の遺構 ……45
　第Ⅲ区 ……48
　第Ⅳ区 ……48
　第Ⅴ区 ……49
　第Ⅵ区 ……52
3. 考察 ……54
4. まとめ ……63

調 査 要 項

遺 跡 名：三十三間堂遺跡（宮城県遺跡番号：13018）
遺跡記号：ＫＢ
所　在　地：宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字椿山
発掘面積：約 1000 ㎡
調査期間：昭和 63 年 4 月 18 日～7 月 25 日
調査担当：宮城県教育庁文化財保護課
調　査　員：進藤秋輝・真山悟・佐藤則之・相原淳一・菊池逸夫・古川一明・赤澤靖章
菅原弘樹・近藤和夫

三十三間堂遺跡（さんじゅうさんげんどう）

1　はじめに

三十三間堂遺跡は宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字椿山に所在する。

遺跡は丘陵上に立地し、沢によって北地区と南地区とに分断されている（第２図）。本遺跡の地理的・歴史的環境や研究史等については昨年度までの報告書を参照していただくこととして（阿部他 1987、佐藤他 1988）（第 1 図）、ここでは北地区の微地形についてみてみたい。

遺跡のある丘陵は西側は急な崖であるが、東側は緩やかな斜面で、沢によっていくつかに区切られ、尾根状の平坦部を形成している。このうち、ＳＤ05 溝跡より北側には広い平坦部はみられないことから、官衙関係の遺構が存在する可能性は低く、ＳＤ05 溝跡が遺跡の北を区画するものと思われる。一方、これより南側は礎石が存在し、遺物等も多く分布することから多数の遺構が存在すると思われる。この部分は沢によって大きく北側の尾根、中央の尾根、南側の尾根の三つに区切られている。また、中央の尾根の西寄りの高い部分には土手状の高まりや段で区画された平坦部があり、郡衙の主要な一郭かと推定されていた（佐藤他 1988）（第３図）。

三十三間堂遺跡は昨年度までに３次にわたる調査が実施され、古代の陸奥国亘理郡衙であることが確実となっており、以下のことが明らかになっている。

南地区では４群に大別される 10 棟の礎石式の倉庫に、２棟ずつ４時期に変遷する掘立柱式の「屋」が発現された。また、これらは溝によって１辺が 150m程の方形に区画されている。これらのことから、南地区は郡衙の倉庫院と推定された。

北地区では、北側の尾根上で礎石建物跡 1 棟、掘立柱建物跡 34 棟以上を始め、塀跡、竪穴住居跡等が検出され、大規模で計画的に配置されたＳＢ27・28 建物跡を中心とする実務官衙域と推定された。

調査区は郡衙の中心部と推定される平坦部を対象とした第Ⅰ区の他に、北地区の範囲を確認するために北側の尾根と中央の尾根の５地点（第Ⅱ～第Ⅵ区）に設定した（第３図）。調査面積は合計約 1000 ㎡である。

調査に際しては昨年度と同じ発掘基準線を用いた。真北方向を基準とし、原点の国土座標はＸ＝－214,668.000、Ｙ＝2004.000 である。

なお、南地区での調査で用いた発掘基準線は真北に対して東へ 4°59′46″偏しており、原点の国上座標はＸ＝－214,938.420、Ｙ＝1798.397 である。

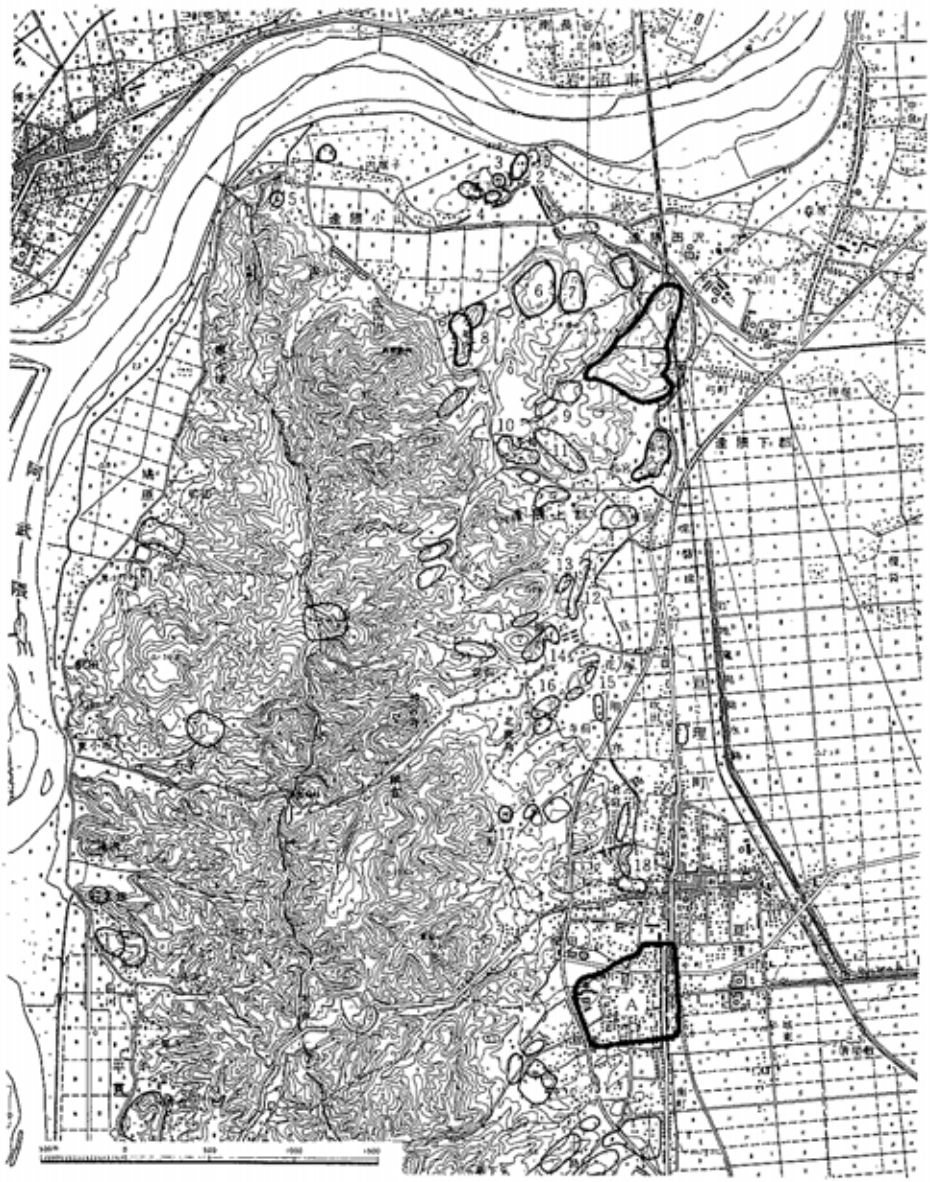

番号	遺跡名	立地	種別	時代
1	三十三間堂遺跡	丘陵	祭祀跡	弥生・奈良・平安
2	田代横穴古墳群	丘陵斜面	横穴古墳	古墳(後)・奈良・平安
3	安福稲荷神社	丘陵	神社	平安
4	塚下横穴古墳群	丘陵斜面	横穴古墳	古墳
5	鹿島鳴名太神社	丘陵	神社	平安
6	谷地遺跡	丘陵	包含地	縄文・弥生・奈良・平安
7	谷戸遺跡	丘陵	包含地	奈良・平安
8	小舟内遺跡	丘陵	包含地	縄文・奈良・平安
9	小松堂跡遺跡	丘陵	包含地	縄文(中)・奈良・平安
10	塚の内横穴古墳群	丘陵斜面	横穴古墳	古墳(後)
11	小竹堂遺跡	丘陵	包含地	縄文・弥生・奈良・平安
12	稲荷横穴古墳群	丘陵斜面	横穴古墳	古墳(後)
13	稲荷遺跡	丘陵斜面	包含地	弥生(後)・古代
14	神ヶ谷横穴古墳群	丘陵斜面	横穴古墳	古墳(後)・奈良
15	竹の花横穴古墳	丘陵斜面	横穴古墳	平安
16	北鹿島遺跡	丘陵裾	包含地	奈良・平安
17	鹿島天足和気神社	丘陵	神社	平安
A	百理城跡	丘陵	城郭	弥生・古墳・中世・近世

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡

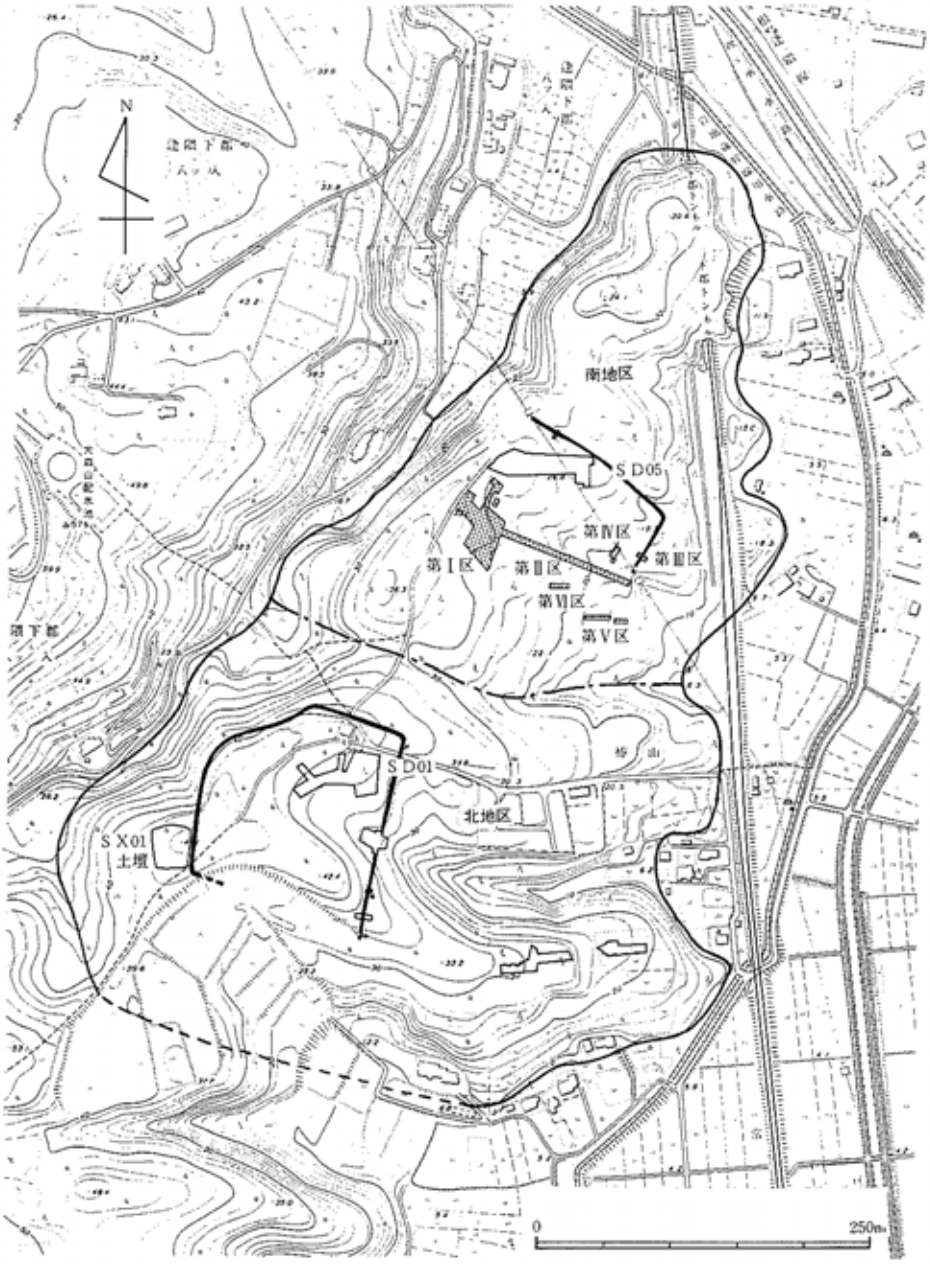

第２図　遺跡地形図

2　発見された遺構と遺物

今調査で発見した遺構には、礎石建物跡 2 棟、掘立柱建物跡 33 棟以上をはじめ、一本柱列による塀跡 10 条以上、材木塀跡 1 条、土塁 3 条、溝跡 22 条、土壙 42 基、焼土遺構 2 基などがある。また、これらの遺構や堆積層、表土等からは、土師器、須恵器、赤焼土器、鉄製品、弥生土器、石器等が出土した。量的には整理用コンテナで 10 箱程である。

前述のように調査区は 6 地区に分かれているため、各地区ごとに記すことにする。

第Ⅰ区

第Ⅰ区は北地区の中央の尾根の西側の高い部分にあり、西・北・南側は土手状の高まりで、東側は段によって南北 60m、東西 50m程の方形に区画されている。内部は北西から南東へ傾斜しているがほぼ平坦である。

調査区はこの平坦面のほぼ中央に、東西 50m、南北 25m程の範囲に設定した。また、北側へ幅 2m程のトレンチを設定した(第 3 図)。

第Ⅰ区で発見した遺構には、礎石建物跡 1 棟、掘立柱建物跡 22 棟以上をはじめ、一本柱列による塀跡 10 条以上、材木塀跡 1 条、土塁 3 条、溝跡 7 条、土壙 33 基、焼土遺構 2 基などがある(付図 1)。

A　建物跡

【ＳＢ39 掘立柱建物跡】桁行 2 間以上で梁行 2 間の南北棟であり、北側は調査区外にのびている。ほぼ同位置で 2 度建て替えられている(古い順にA→B→Cとする。以下同じ)。ＳＫ56 土壙とＳＤ21 溝跡と重複しており、これらより新しい。地山面で検出した(以下特に記載のないものは地山面検出である)(第 4・5 図)。

ＳＢ39Ａ建物跡は後続するＳＢ39Ｂ・Ｃ建物跡と同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は 1 辺が 1.0m程の方形で、深さは 1.0mである。埋土は地山粘土の砕片を多量に含む明褐色粘土である。

遺物は出土していない(以下出土遺物がない場合特に記載しない)。

ＳＢ39Ｂ建物跡は後続するＳＢ39Ｃ建物跡と同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴はⅠ辺が 1.1～1.3m程の方形で、深さは 1.0mである。埋土は地山の砕片を含むにぶい黄褐色土とにぶい黄色土の粗い互層である。

埋土中より須恵器円面硯の小片(第 6 図 1)が出土した。硯部に内縁が巡り、脚部に長方形の透しと縦の平行の線刻がある。

ＳＢ39Ｃ建物跡は、柱間は柱抜き取り穴をもとにして推定すると、桁行が東・西側柱列とも 3.0mであり、梁行が南妻で東から 3.0m・2.7mである。建物の方向は東側柱列でN

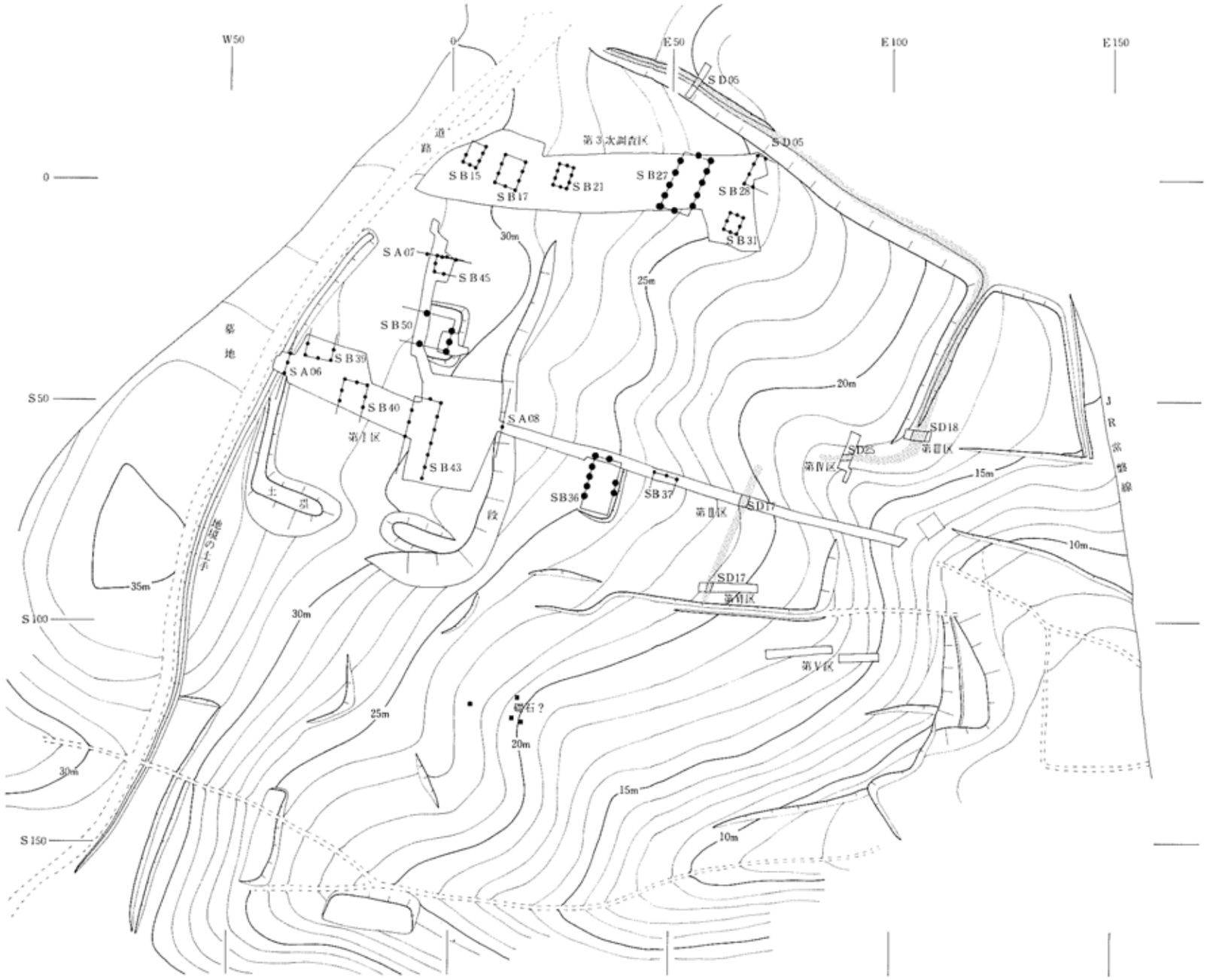

第3図　三十三間堂遺跡北地区地形図

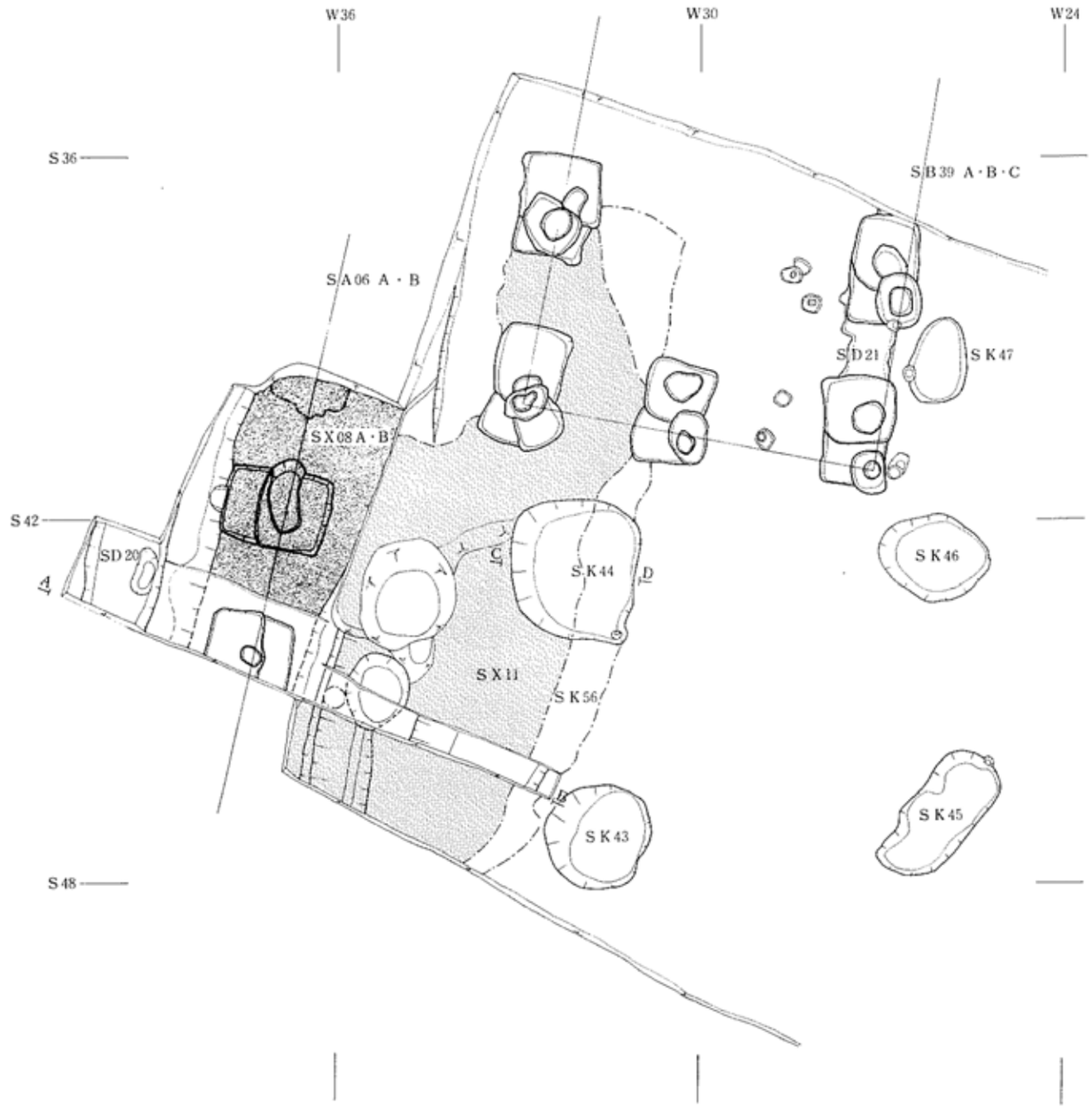
W36
W30
W24
S36
S42
S48
SA06 A・B
SB39 A・B・C
SD21
SK47
SX08 A・B
SD20
A
C
SK44
D
SK46
SX11
SK56
B
SK43
SK45

第4図　第Ⅰ区西端部

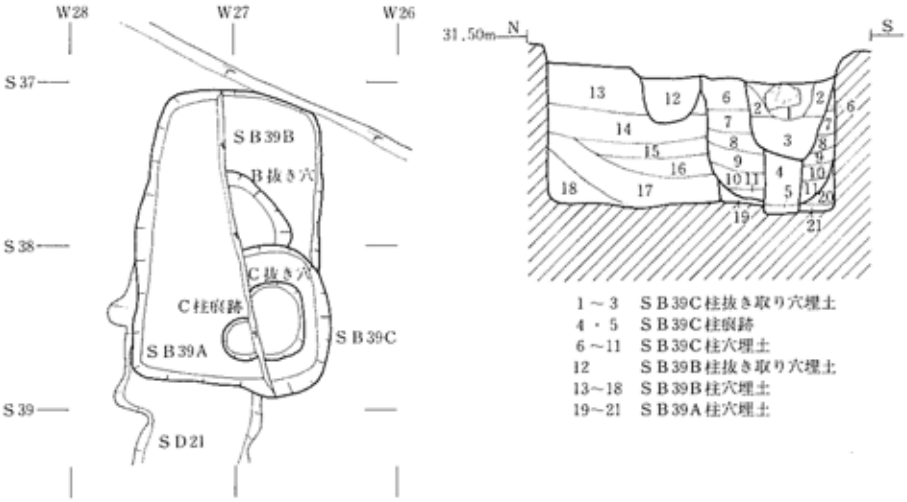

第5図　SB39建物跡柱穴・断面図

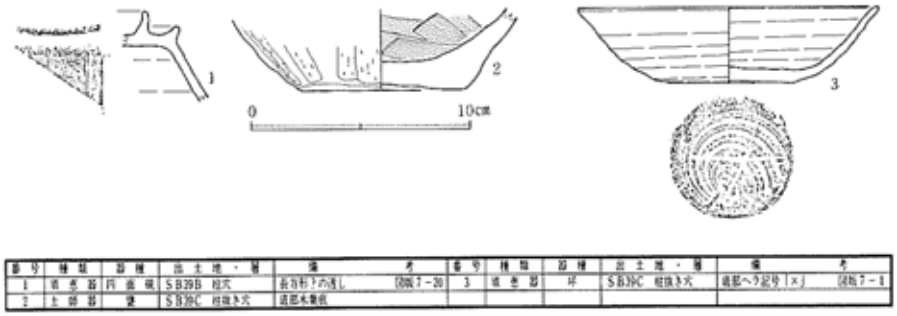

番号	種類	器種	出土地・層	備考	番号	種類	器種	出土地・層	備考
1	須恵器	円面硯	SB39B 柱穴	長方形？の透し　図版7－20	3	須恵器	坏	SB39C 柱抜き穴	底部ヘラ記号（×）　図版7－1
2	土師器	甕	SB39C 柱抜き穴	底部木葉痕					

第6図　SB39建物跡出土遺物

－5°－Eである。柱穴は1辺が0.6～1.0m程の隅丸方形で、深さは1.0mであり、埋土は地山粘土を多量に含む褐色土とにぶい黄色土との粗い互層である。柱痕跡は直径25cm程の円形で、柱は途中で切り取られている（第5図）。

柱抜き取り穴から須恵器坏(第6図3)・甕、土師器坏類・甕(第6図2)、赤焼土器坏類が少量出土した。

【SB40掘立柱建物跡】桁行3間以上で梁行2間の南北棟であり、南側は調査区外にのびている。同位置で2度建て替えられている。SB41・SB42・SB49建物跡とほぼ同位置で重複しているが新旧関係は不明である(第7図、第8図1)。また、この建物跡の北妻とSB43建物跡の北妻はほぼ揃っており、両者の棟通り間の距離は約16.7mである。

SB40A建物跡は後続するSB40B・C建物跡と同位置で重複しており、柱間や建物の方向

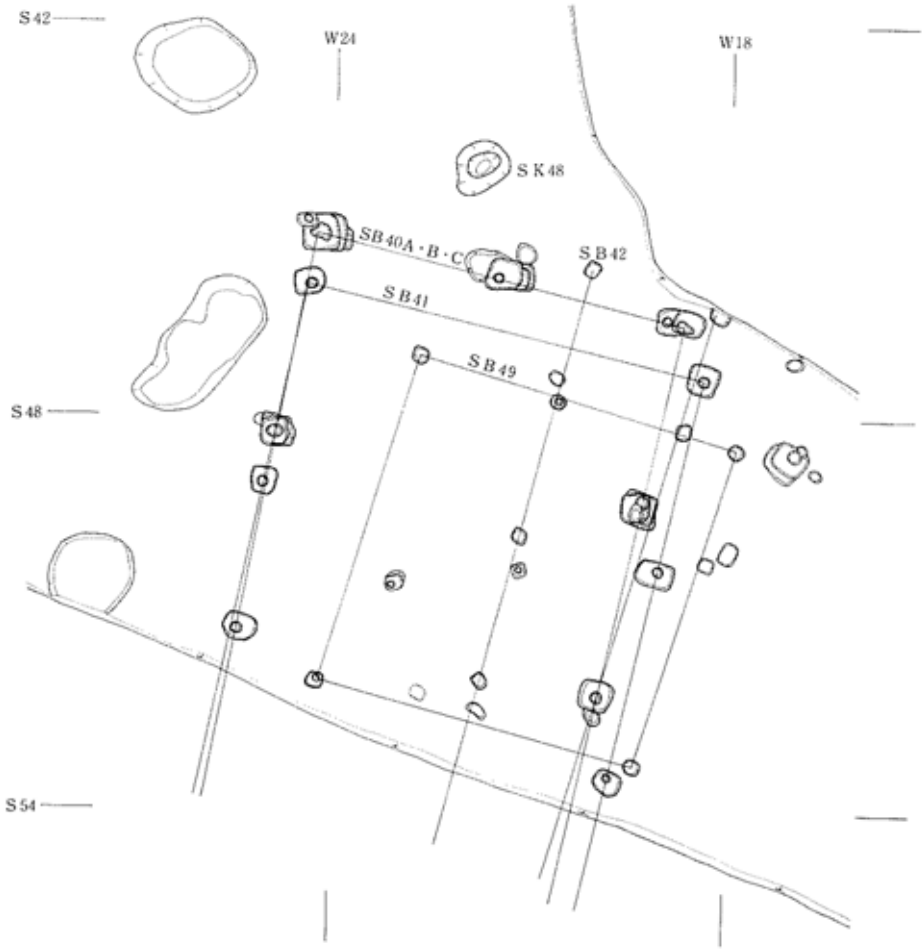

第７図　第Ⅰ区中央部西側

は同様と思われる。柱穴は１辺が0.5m程の正方形で、深さは0.4mであり、埋土は地山の砕片を比較的多く含み、炭化物を若干含むにぶい黄褐色土である。

ＳＢ40Ｂ建物跡は後続するＳＢ40Ｃ建物跡と同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は１辺が0.5m程の正方形で、深さは0.4mであり、埋土は地山の破片を含むにぶい黄褐色土と暗褐色土の粗い互層である。

ＳＢ40Ｃ建物跡は、柱間は桁行が西側柱列で北から3.0m・3.0mであり、梁行が北妻で東から2.8m・2.8mである。建物の方向は西側柱列でＮ－11°－Ｅである。柱穴は１辺が0.5m程の正方形で、深さは0.5mであり、埋土は地山の粒を多重に含む暗褐色土とにぶい黄

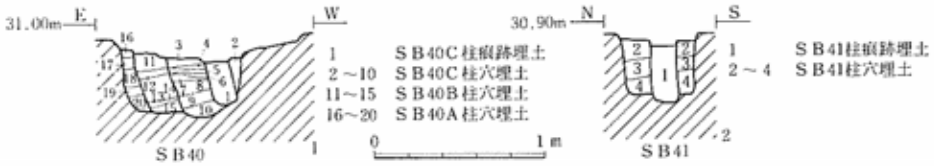

第８図　ＳＢ40・ＳＢ41建物跡柱穴断面図

褐色土との粗い互層である。柱痕跡は直径 15㎝ 程の円形である。

【ＳＢ41 掘立柱建物跡】桁行３間以上で梁行１間の南北棟であり、南側は調査区外にのびている。ＳＢ40・ＳＢ42・ＳＢ49 建物跡とほぼ同位置で重複しているが新旧関係は不明である（第７図）。

柱間は、桁行が東側柱列で北から 3.0m・3.2mであり、梁行が北妻で 6.1mである。建物の方向は東側柱列でＮ－13°－Ｅである。柱穴は１辺が 0.4m程の正方形で、深さは 0.4mであり、埋土は地山の粒を多量に含む褐色土である。柱痕跡は直径 15㎝ 程の円形である（第８図２）。

【ＳＢ42 掘立柱建物跡】桁行３間以上、梁行１間の南北棟である。ＳＢ40・ＳＢ41・ＳＢ49 建物跡とほぼ同位置で重複しているが新旧関係は不明である(第７図)。

柱間は、柱痕跡の不明なものは柱穴の中心に柱位置を想定すると、桁行が西側柱列で北から 2.0m・2.1m・2.3mであり、梁行が北から２間目で 2.0mである。建物の方向は東側柱列でＮ－16°－Ｅである。柱穴は１辺が 0.2～0.3m程の方形や楕円形であり、柱痕跡は直径 15㎝ 程の円形である。

【ＳＢ43 掘立柱建物跡】桁行７間以上、梁行２間の南北棟で、１度建て替えられている。ＳＢ44 建物跡とほぼ同位置で重複しているが新旧関係は不明である。また、ＳＡ11 塀跡と重複しており、これより古い。一方、ＳＢ46 建物跡とは近接しておりり同時には存在しえない(第９図、第 10 図１)。

ＳＢ43Ａ建物跡は後続するＳＢ43Ｂ建物跡と同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は１辺が 0.5m程の方形で、深さは 0.5mであり、埋土は地山粒を多く含む褐色土や橙色土である。

ＳＢ43Ｂ建物跡は、柱間は桁行が東側柱列で北から 2.9m・3.1m・2.9m・3.0m・2.7m・3.0mであり、梁行が北妻で東から 3.0m・不明である。建物の方向は東側柱列でＮ－14°－Ｅである。柱穴は１辺が 0.5m程の正方形で、深さは 0.5mであり、埋土は地山粒を多く含む褐色土である。柱痕跡は直径 15㎝ 程の円形である。

【ＳＢ44 掘立柱建物跡】桁行５間以上、梁行１間の南北棟で、1 度建て替えられている。ＳＢ43 掘立柱建物跡とほぼ同位置で重複しており、ＳＡ11 とも重複しているが、両者との新

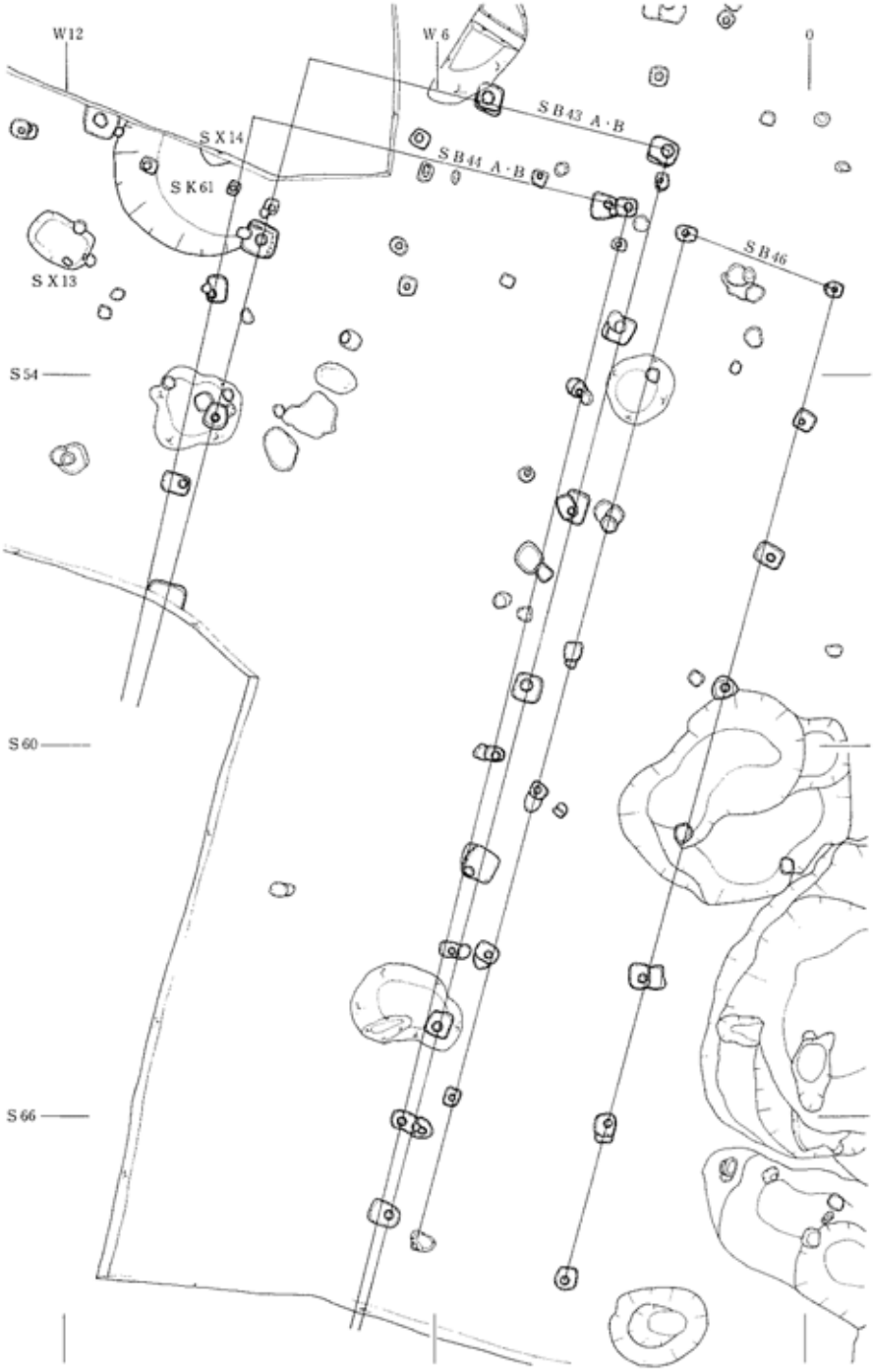

第9図　第Ⅰ区中央部東側

旧関係は不明である。また、ＳＢ46 掘立柱建物跡とは近接しており同時には存在しえない（第９図、第 10 図２）。

ＳＢ44Ａ建物跡は後続するＳＢ44Ｂ建物跡と同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は１辺が 0.3～0.5m程の方形であり、埋土は地山の砕片を多く含むにぶい黄褐色土である。柱痕跡は直径 15cm 程の円形である。

ＳＢ44Ｂ建物跡は、柱間は桁行が東側柱列で北から 3.0m・6.0m（2 間分）・6.1m（2 間分）であり、梁行が北妻で 6.0mである。建物の方向は東側柱列でＮ－13°－Ｅである。柱穴は１辺が 0.3～0.5m程の方形や楕円形であり、埋土は地山の砕片を多く含む黄褐色土やにぶい黄褐色土である。柱痕跡は直径 15cm 程の円形である。

【ＳＢ45 掘立柱建物跡】桁行２間以上で梁行２間の東西棟であり、東側は調査区外にのびている。同位置で2度建て替えられている。ＳＡ07 塀跡とＳＸ10整地層と重複しており、これらより新しい（第 11・12 図）。

ＳＢ45Ａ建物跡は後続するＳＢ45Ｂ・Ｃ建物跡と同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は１辺が 0.8m程の方形で、深さは 0.6mであり、埋土は地山の砕片を多く含む黄褐色土やにぶい黄褐色土である。

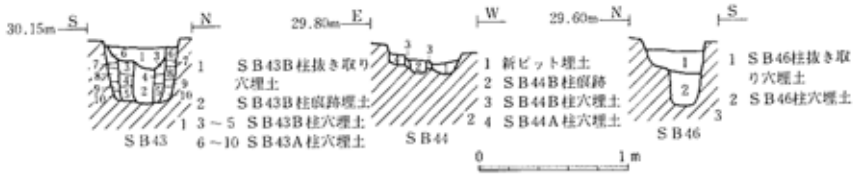

第10図　ＳＢ43・ＳＢ44・ＳＢ46建物跡柱穴断面図

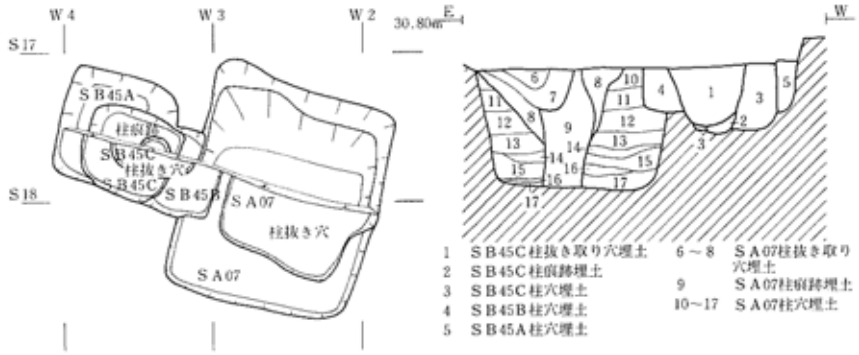

第11図　ＳＢ45建物跡・ＳＡ塀跡柱穴断面図

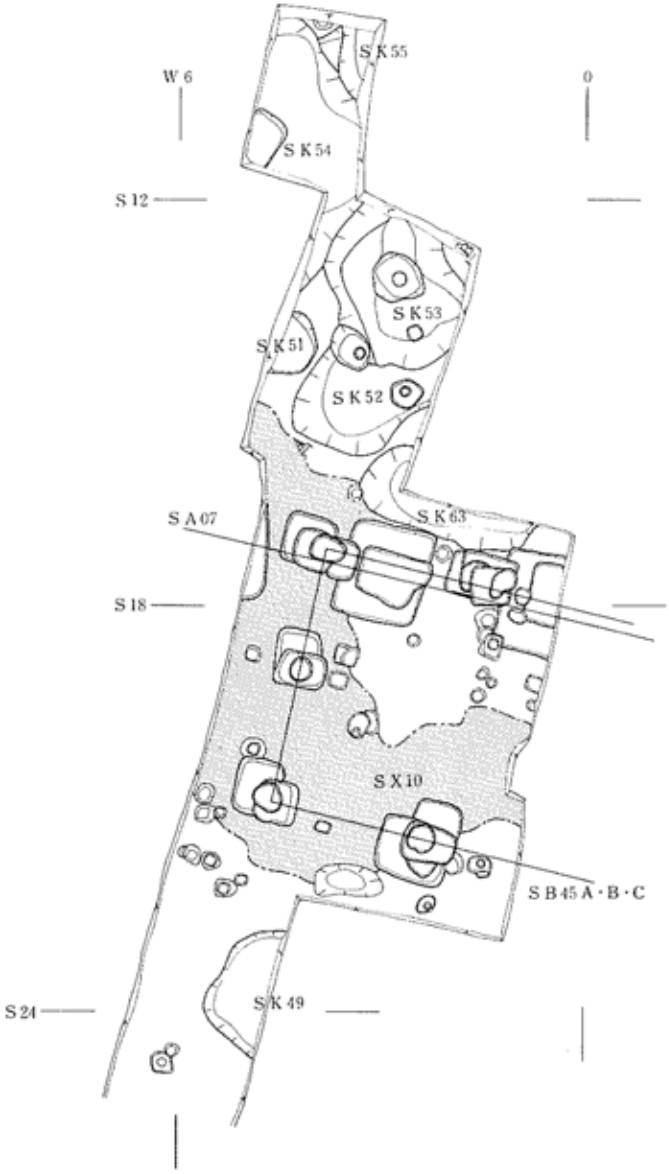

第12図　第Ⅰ区北端部

ＳＢ45Ｂ建物跡は後続するＳＢ45Ｃ建物跡と同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は１辺が0.6m程の方形で、深さは0.7mであり、埋土は地山の破片を含む黄褐色土や灰黄褐色土である。

柱穴埋土中より須恵器甕が出土している（第13図）。

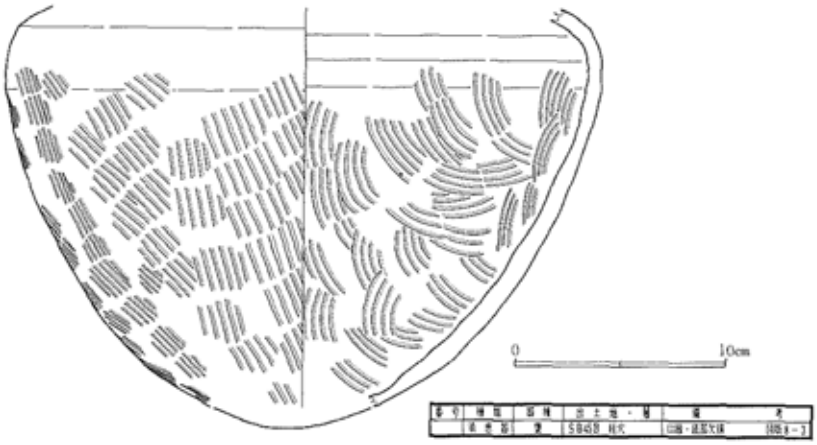

第13図　ＳＢ45建物跡出土遺物

ＳＢ45Ｃ建物跡は、柱間は桁行が北側柱列で西から 2.4mてあり、梁行が西妻で北から 1.8m・1.8mである。建物の方向は西側柱列でＮ－13°－Ｅである。柱穴は１辺が 0.6m 程の方形で、深さは 0.9mであり、埋土は地山の砕片を多く含むにぶい黄褐色土である。柱は抜き取られており、抜き取リ穴の埋土はしまりのない褐色土であり、柱痕跡は直後 20cm 程の円形である。

【ＳＢ46 掘立柱建物跡】桁行７間以上で梁行１間の南北棟である。ＳＢ43・ＳＢ44 掘立柱建物跡と近接しており、同時には存在しえない。また、ＳＫ22 土壙と重複しており、これより古い（第９図）。

柱間は桁行が東側柱列で北から 2.2m・2.2m・2.2m・4.8m（2 間分）・2.4m・2.6m であり、梁行が北妻で 2.6mである。建物の方向は東側柱列でＮ－15°－Ｅである。柱穴は１辺が 0.3～0.4m程の方形や楕円形であり、深さは 0.4m程で、埋土は褐色土である。柱は抜き取られており、柱痕跡は直径 15cm 程の円形である（第 10 図 3）。

【ＳＢ掘立柱建物跡】桁行３間、梁行２間の東西棟である。ＳＡ12 塀跡、ＳＫ22・ＳＫ24・ＳＫ30・ＳＫ31・ＳＫ32・ＳＫ33・ＳＫ34 土壙、ＳＤ13 溝跡と重複しており、ＳＫ22・ＳＫ24・ＳＫ30・ＳＫ31・ＳＫ32 土壙、ＳＤ13 溝跡よりは古いが、ＳＡ12 塀跡とＳＸ12 整地事業との新旧関係は不明である。また、ＳＫ33・ＳＫ34 土壙との新旧関係は把握できなかった（第 22 図）。

柱間は桁行が南側柱列で西から 1.8m・4.2m(2 間分)であり、梁行が西妻で 5.0m(2 間分)、東妻で南から 2.4m・不明である。建物の方向は北側柱列でＮ－11°－Ｅである。柱穴は１辺が 0.2～0.3m程の方形であり、柱痕跡は直径 12cm 程の円形である。

【ＳＢ48 掘立柱建物跡】桁行 2 間以上で梁行 2 間の南北棟である。ＳＡ10・ＳＡ11 塀跡と重複しているが新旧関係は不明である。また、ＳＢ49 建物跡と近接しており、同時に存在しえない（第 20 図）。

柱間は桁行が西側柱列で南から 3.0mあり、梁行が南妻で東から 2.6m・2.7mであ

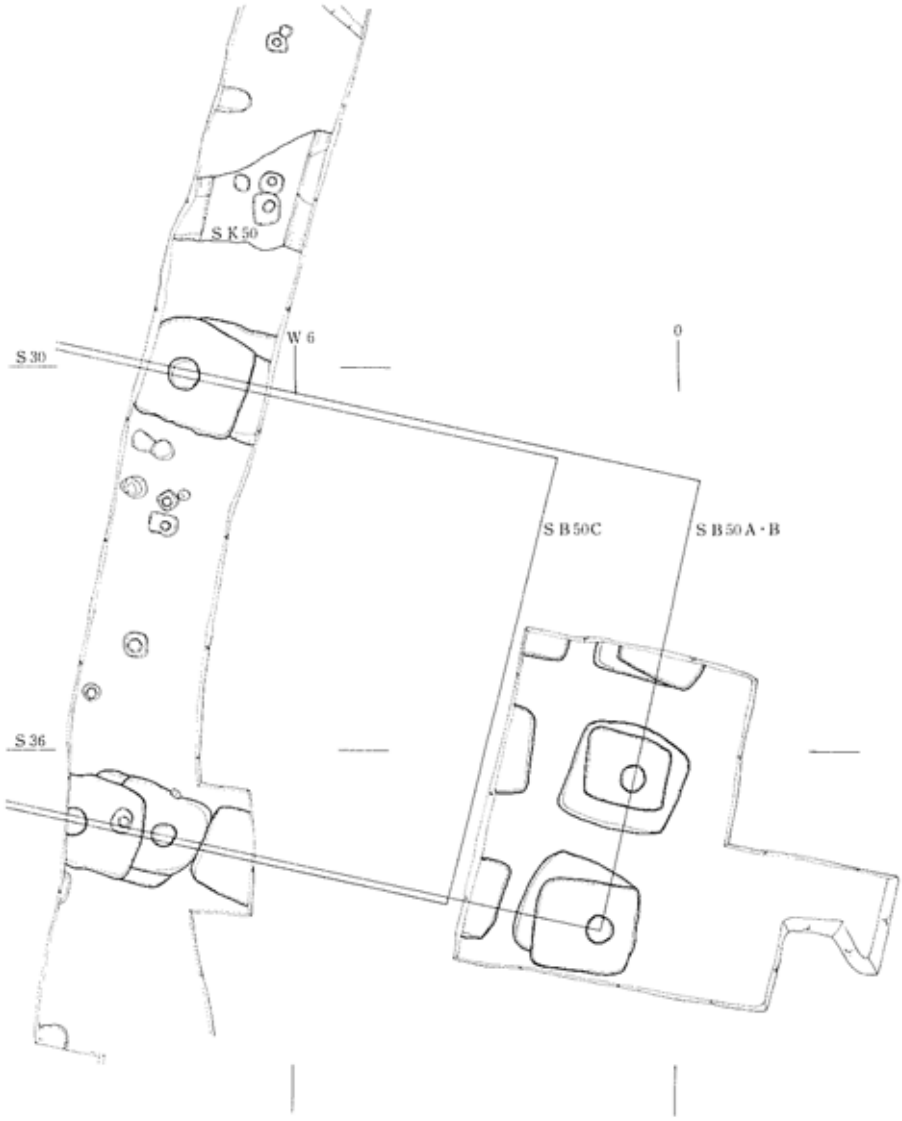

第14図　ＳＢ50建物跡

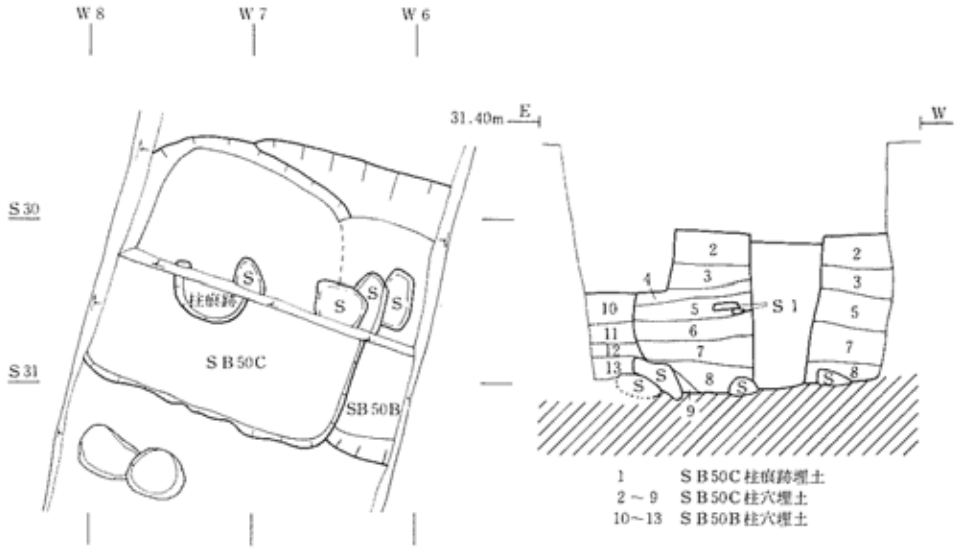

第15図　ＳＢ50建物跡柱穴・断面図

る。建物の方向は南妻でＮ－19°－Ｅである。柱穴は１辺が 0.2～0.3m程の方形であり、柱痕跡は直径 12㎝ 程の円形である。

【ＳＢ49 掘立柱建物跡】桁行１間、梁行１間の平面形が正方形の建物跡である。ＳＢ40・ＳＢ41・ＳＢ42 建物跡と重複しているが新旧関係は不明である。また、ＳＢ48 建物跡と近接しており、同時には存在しえない(第７図)。一方、この建物跡の北側柱列とＳＡ11 塀跡とは柱筋がほぼ揃っており、両者の距離は約 1.2mである。

柱間は桁行が東側柱列で 5.0m、南側柱列で東 5.0m、西側柱列で 5.2m、北側柱列で 5.0mである。建物の方向は北側柱列でN-17°-Ｅである。柱穴は１辺が 0.2～0.3m程の方形であり、柱痕跡は直径 10㎝ 程の円形である。

【ＳＢ50 建物跡】桁行３間以上で梁行３間の東西棟で、西側は調査区外に延びている。掘立柱建物でほぼ同位置で１度建て替えられ、さらに 2.4mほど西へ寄せて建て替えられている。また、基壇の東側には移動した礎石かとみられる自然石があることから、痕跡は全く見られないものの、最後は礎石建物に建て替えられたと推定される（第 14・15 図）。

基壇上に建てられており、調査区内では雨落ち溝は検出されなかった。

ＳＢ50Ａ建物跡は後続するＳＢ50Ｂ建物跡と同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は１辺が 1.7m程の方形で、深さは 1.0mであり、埋土は地山の砕片を多く含む褐色土と地山粒を多く含む暗褐色土との互層である。

ＳＢ50Ｂ建物跡は、柱間は桁行が南側柱列で東から 6.7m（2 間分）であり、梁行が東妻で南から 2.4m・2.4m・不明で、東から 2 間目では 7.2mである。したがって、この建物は桁行 3.3m等間、梁行 2.4m等間で設計されたものと思われる。建物の方向は南側柱列でN-13°－Ｅである。柱穴は 1 辺が 1.5～2.0m程の方形で、深さ 1.4mであり、埋土は地山の砕片を多く含む暗褐色土と黄褐色土との互層である。柱痕跡は直径 40cm 程の円形である。

ＳＢ50Ｃ建物跡はＳＢ50Ａ・Ｂ建物跡よりも 2.4m程西に寄せて建てられている。柱間は柱位置を柱穴の中央に想定してみると、桁行 3.0m等間、梁行 2.4m等間で設計されたものと思われる。建物の方向は南側柱列でN-13°－Ｅである。柱穴は 1 辺が 1.4～1.6m程の方形で、深さ 1.4mであり、埋土は地山の粒子を含む褐色土と地山の砕片を多く含む黄褐色土との互層である。柱痕跡は直径 40cm 程の円形である。

ＳＢ50Ｄ建物跡は礎石式と推定されるが、痕跡が残っていないため、規模等については不明である。

Ｂ　塀跡

【ＳＡ06 塀跡】南北に延びる一本柱列による塀跡で、旧表土上で 3 間分を検出しており、さらに調査区外に延びている。同位置で 1 度建て替えられている。ＳＸ08 土塁とほぼ同位置で重複しており、これに覆われている（第 4 図、第 17 図 1）。

ＳＡ06Ａ塀跡は後続するＳＡ06Ｂ塀跡とほぼ同位置で重複しており、柱間や方向は同様と思われる。柱穴は 1 辺が 1.2m程の方形で、埋土は地山の砕片を多量に含む褐色土などである。

ＳＡ06Ｂ塀跡は、柱間は柱痕跡を確認していない柱穴ではその中心に柱位置を想定すると、南から 2.4m・2.4mである。方向はN-15°－Ｅである。柱穴は 1 辺が 1.2～1.3mの方形で、埋土は地山の砕片を多く含む褐色土などである。柱は抜き取られており、柱痕跡は直径 25cm 程の円形である。

【ＳＡ07 塀跡】東西に延びる一本柱列による塀跡で、ＳＸ10 整地層上で 3 間分を検出しており、さらに調査区外に延びている。ＳＢ45 建物跡と重複し、これより古い（第 12 図）。

柱間は柱痕跡を確認していない柱穴ではその中心に柱位置を想定すると、東から 2.4m・2.4mである。方向はN-13°－Ｅである。柱穴は 1 辺が 1.2～1.4mの方形で、深さは 1.0mである。埋土は地山の砕片を多く含む褐色土や暗褐色土の互層である。柱は途中で切り取られており、柱痕跡は直径 25cm 程の円形である（第 11 図）。

【ＳＡ08 塀跡】南北に延びる一本柱列による塀跡と思われるもので、旧表土上で検出した柱穴 1 個から推定したものである。同位置で 1 度建て替えられている。ＳＸ09 土塁とほぼ同

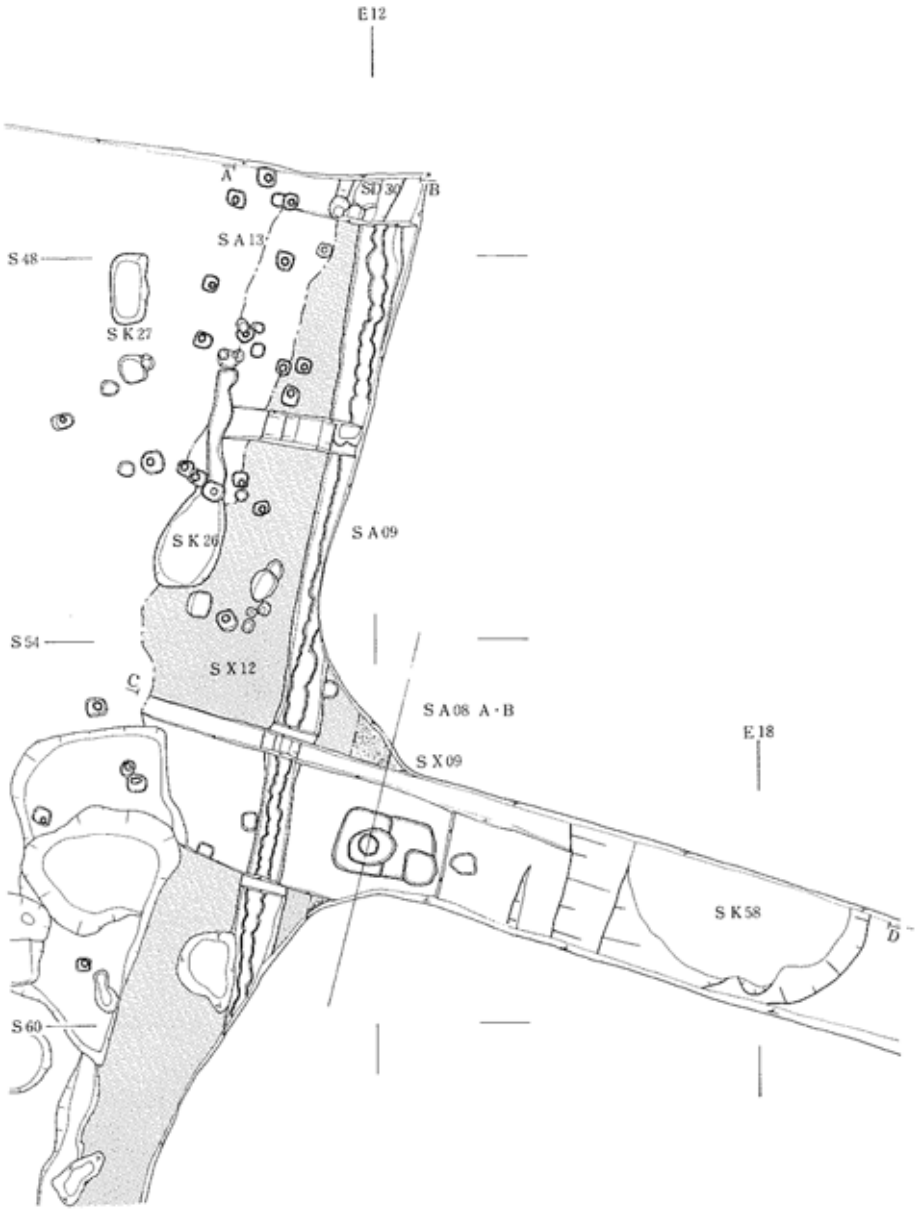
E12
A
B
S48
S A 13
S K 27
S K 26
S A 09
S54
S X 12
C
S A 08 A・B
S X 09
E18
S K 58
D
S60

第16図　第Ⅰ区北東部

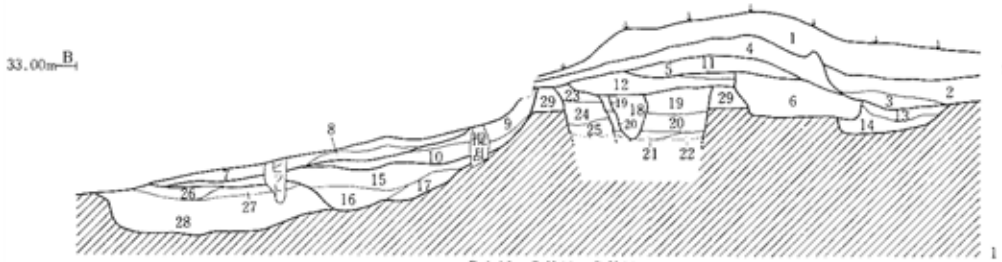

SA06・SX08・SX11

番号	土色	土性	備考	番号	土色	土性	備考
1	暗褐（10YR3／3）	シルト	表土	13	暗（10YR4／4）	シルト	SD28埋土
2	暗褐（10YR3／4）	シルト	新しい溝内埋土	14	にぶい黄褐（10YR4／3）	シルト	SD28埋土
3	暗褐（10YR3／3）	シルト	新しい溝内埋土	15	褐（7.5YR4／4）	シルト	SX11A製地層
4	褐（7.5YR4／4）	シルト	地境内土手埋土	16	褐（10YR4／6）	シルト	SX11A製地層
5	褐（7.5YR4／4）	シルト	SX09B埋土	17	明褐（7.5YR5／6）	シルト	SX11A製地層
6	褐（7.5YR4／4）	シルト	SK57埋土	18	褐（7.5YR4／6）	シルト	SA06B柱根5天埋土
7	褐（10YR4／6）	シルト	SX11B製地層	19～22			SA06B柱穴埋土
8	褐（10YR4／6）	シルト	SX11B製地層	23～29			SA06A柱穴埋土
9	にぶい黄褐（10YR4／3）	シルト	SX08A焼埋土	26	褐（7.5YR4／3）	シルト	SK56埋土
10	褐（7.5YR4／3）	シルト	SX08A焼埋土	27	にぶい黄褐（10YR5／3）	シルト	SK56埋土
11	にぶい黄褐（10YR5／4）	シルト	SX08A構土	28	褐（7.5YR4／3）	シルト	SK56埋土
12	にぶい黄褐（10YR6／4）	シルト	SX08A構土	29	褐（7.5YR4／4）	シルト	旧表土

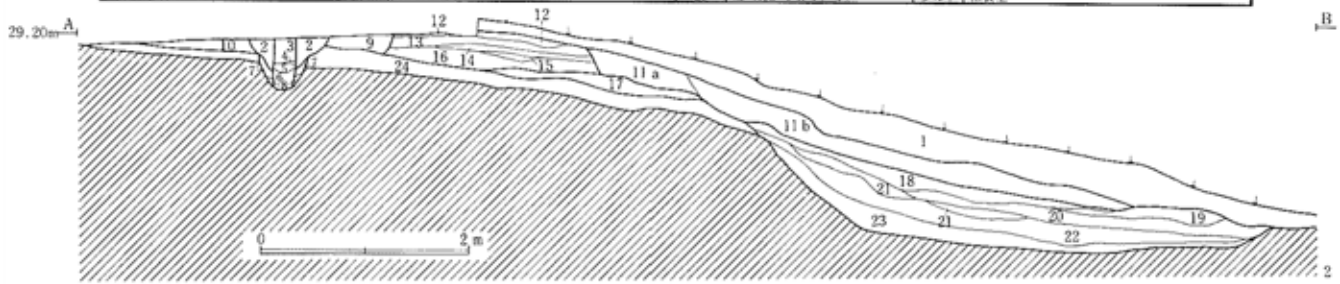

SX09・SA09・SK58

番号	土色	土性	備考	番号	土色	土性	備考
1	褐（7.5YR4／4）	シルト	表土	14	褐（7.5YR4／4）	シルト	SX09構土
2	褐（7.5YR4／4）	シルト	SA09柱根5裏埋土	15	褐（7.5YR4／3）	シルト	SX09構土
3～6			SA09柱穴埋土	16	褐（7.5YR4／3）	シルト	SX09構土
7	褐（7.5YR4／3）	シルト	SA09縦中方埋土	17	褐（7.5YR4／3）	シルト	SX09高壁地層？
8	褐（7.5YR4／4）	シルト	SA09縦中方埋土	18	暗褐（10YR3／4）	シルト	SK58埋土
9	褐（7.5YR4／6）	シルト	SX12製地層	19	褐（7.5YR4／3）	シルト	SK58埋土
10	褐（7.5YR4／3）	シルト	SX12製地層	20	暗褐（10YR3／4）	シルト	SK58埋土
11a	褐（7.5YR4／6）	シルト	SX09焼埋土	21	褐（7.5YR4／4）	シルト	SK58埋土
11b	褐（7.5YR4／6）	シルト	SX09焼埋土	22	暗褐（10YR3／4）	シルト	SK58埋土
12	褐（7.5YR4／3）	シルト	SX09構土	23	褐（7.5YR4／6）	シルト	SK58埋土
13	褐（7.5YR4／3）	シルト	SX09構土	24	褐（7.5YR4／4）	シルト	旧表土

第17図　堀跡・土壁断面図

ぼ同位置で重複しており、これに覆われている(第 16 図)。

柱穴はA期では 1 辺が 1m程の方形であり、B期では 1 辺が 0.8～1.0mの方形である。柱痕跡は直径 30cm 程の円形である。

なお、この東側には高さ 1m程の地山を削りだした段がみられ、地表面観察では南北に 60m程延びており、南端で西側に直角に曲っている(第 3 図)。

【ＳＡ09 材木塀跡】溝状の掘り方の中に丸太材を密接して立て並べて堀としたもので、南北に 14m程検出し、さらに調査区外に延びている。ＳＸ12 整地層上で検出し、ＳＤ31 溝跡と重複しておりこれより新しい（第 16 図、第 17 図 2、第 18 図）。

掘り方は上部が切リ取リ溝によって壊されているが、上幅 0.5m程、下幅 0.2m、深さ 0.5m程であり、断面形は上がやや開いたU字形である。埋土は炭化物や地山の小粒子を含む褐色土である。

材木の痕跡は直径 20 cm程の円形で、切り取り溝によって途中で切り取られている。塀の方向はN-10°－Eである。

切り取り溝は丸太材の両側から掘られており、上幅 0.8m、深さ 0.3mで、断面形は上が大きく開いたU字形である。埋土はしまりのない褐色土である。

切り取り溝埋土中より、須恵器坏(第 19 図)・甕、土師器坏・甕の小片が少量出土した。須恵器坏は底部破片でヘラ切り無調整である。

【ＳＡ10 塀跡】東西 2 間の一本柱列による塀跡で、同位置で 1 度建て替えられている。ＳＢ 48 建物跡、ＳＡ11 塀跡と重複するが、新旧関係は不明である（第 20 図）。

ＳＡ10Ａ塀跡は後続するＳＡ10Ｂ塀跡と同位置で重複しており、柱間や方

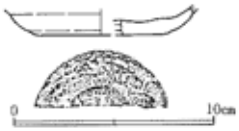

番号	種類	器種	出土地・層	備考
	須恵器	坏	SA09 埋土(材木塀)	

第18図　ＳＡ09出土遺物

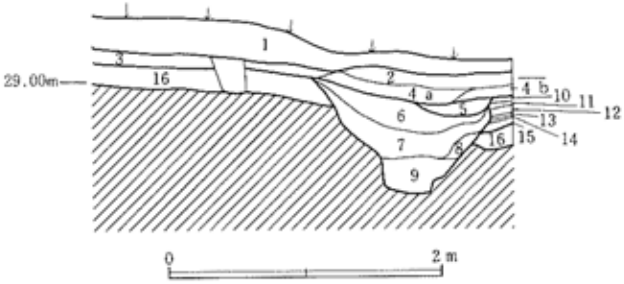

番号	土色	土性	備考
1	暗褐 (10YR3/3)	シルト	表土
2	褐 (10YR4/6)	シルト	
3	褐 (7.5YR4/4)	シルト	炭化物多い
4a	褐 (7.5YR4/4)	シルト	炭化物多い
4b	褐 (7.5YR4/4)	シルト	
5	にぶい黄褐 (10YR5/3)	シルト	SA09塀引き抜き
6	褐 (7.5YR4/4)	シルト	SD30埋土
7	褐 (7.5YR4/3)	シルト	SD30埋土
8	褐 (7.5YR4/4)	シルト	SD30埋土
9	褐 (7.5YR4/4)	シルト	SD30埋土 地山粒子多く含む
10~15			SX10整地層
16	褐 (7.5YR4/4)	シルト	柱痕跡

第19図　ＳＡ09材木塀・ＳＤ30溝跡断面図

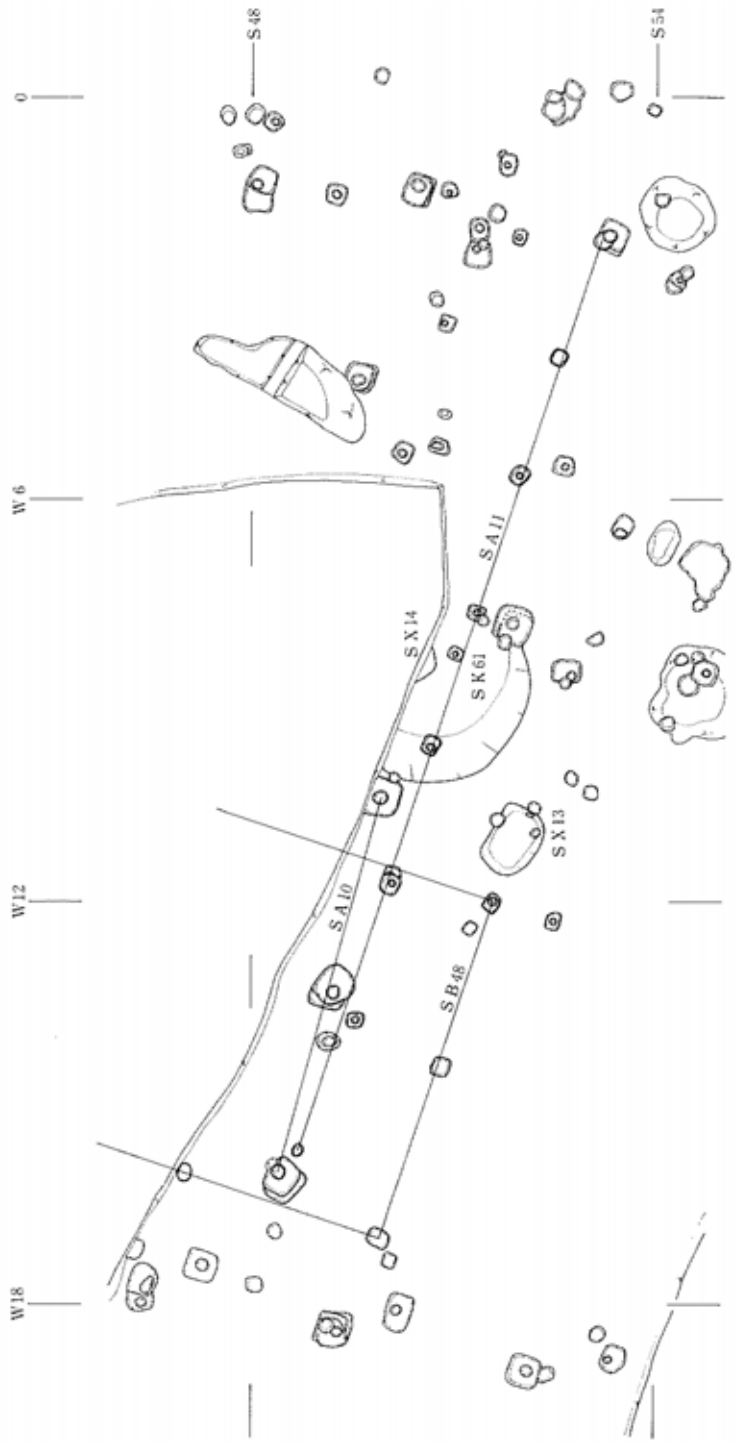

第20図　第Ⅰ区中央部

向は同様と思われる。柱穴は1辺が0.5m程の方形である。

ＳＡ10Ｂ塀跡は、柱間は東から3.0m・2.8mで、方向はN-15°-Ｅである。柱穴は1辺が0.5m程の方形で、柱痕跡は直径20cm程の円形である。

【ＳＡ11 塀跡】東西7間の一本柱列による塀跡である。ＳＢ43・ＳＢ44・ＳＢ48 建物跡、ＳＡ10 塀跡、ＳＫ61 土壙と重複しており、ＳＫ61 土壙よりは古いが、他のものとの新旧関係は不明である(第20図)。

柱間は東から2.0m・1.8m・2.2m・2.1m・2.1m・2.1m・2.1mであり、方向はN-17°-Ｅである。柱穴は1辺が0.2～0.3m程の方形や隅丸方形で、柱痕跡は直径10～15cm程の円形である。

【ＳＡ12 塀跡】南北6間以上の一本柱列による塀跡で、さらに調査区外に延びている。ＳＢ47 建物跡、ＳＸ12 整地層、ＳＫ25・ＳＫ29・ＳＫ30・ＳＫ31・ＳＫ32・ＳＫ35・ＳＫ36 土壙、ＳＤ13 溝跡と重複しており、ＳＫ25・ＳＫ30・ＳＫ31・ＳＫ32 土壙よりは古いが、ＳＢ47 建物跡とＳＫ29・ＳＫ35 土壙、ＳＤ13 溝跡との新旧関係は不明であり、ＳＸ12 整地層との関係は把握できなかった(第22図)。

柱間は北から 4.6m(2 間分)・2.4m・2.2m・2.9m・2.4mであり、方向はN-10°-Ｅである。柱穴は1辺が0.2～0.3m程の方形や隅丸方形であり、柱痕跡は直径10～15cm程の円形である。

【ＳＡ13 小柱穴群】ＳＡ09 材木塀跡の西側で検出した小柱穴群で、南北に延びる一本柱列による塀跡かと推定され、何時期かの重複があると思われるがその組合せは不明である。ＳＸ12 整地層、ＳＫ26 土壙、ＳＤ23・ＳＤ31 溝跡と重複しており、ＳＫ26 土壙とＳＤ23 溝跡よりは古く、ＳＸ12 整地層とＳＤ23 溝跡よりは新しい(第16図)。

柱穴は1辺が0.2～0.3m程の方形や隅丸方形であり、柱痕跡は直径10～15cm程の円形である。

Ｃ　土塁

【ＳＸ08 土塁】南北に5m程を検出しており、さらに調査区外に延びている。この土塁は現況では土手状の高まりとして南へ30m程延びており、東へ直角に折れ曲っている。北側は道路によって削平されている(第3・4図)。

積み土には新旧2時期ある。ＳＡ06 塀跡とほぼ同位置で重複しており、これを覆っている。また、ＳＫ57 土壙はＡ期の積み土を切っており、Ｂ期の積み土に覆われている(第17図)。

ＳＸ08Ａ土塁は旧表土上に地山の砕片を多量に含むにぶい黄褐色土を直接盛土したもので、高さは20cm程残っている。基底幅は西側がＳＫ57 土壙等で削平されており、明らか

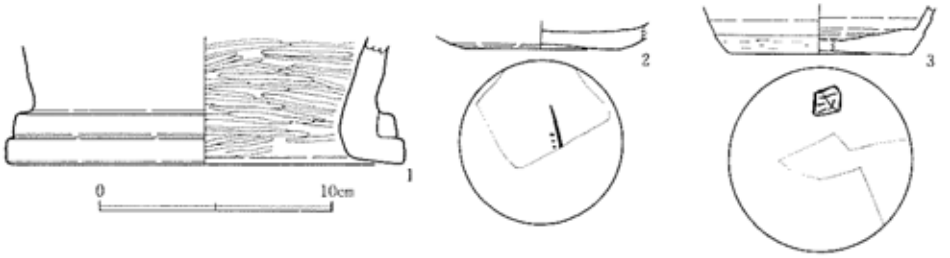

番号	種類	器種	出土地・層	備考	番号	種類	器種	出土地・層	備考
1	赤焼土器	?		外面：突帯巡る、内面：ヘラミガキ 図版7－16	3	須恵器	坏		底部回転ヘラケズリ 墨書「国」 図版7－22
2	須恵器	坏		底部糸切り 墨書 図版7－24					

第21図　ＳＸ08崩壊土出土遺物

ではない。

ＳＸ08Ｂ土塁はＳＸ08Ａ土塁の盛土上に褐色土を 20cm 程嵩上げしたものである。

この土塁の東側には崩壊土が堆積しており、ＳＢ39 建物跡、ＳＸ11 整地地業、ＳＫ44・ＳＫ56 土壙を覆っていた。

崩壊土中より、須恵器坏（第 21 図 2・3）・甕、土師器坏・甕、赤焼土器坏類・器種不明（第 21 図 1）の小片が出土した。

【ＳＸ09 土塁】南北に 4m程を検出しており、さらに調査区外に延びている。ＳＡ08 塀跡とほぼ同位置で重複しておりこれを覆っている。また、この西側にはＳＸ12 整地地業とＳＡ09 材木塀跡があり、いずれもＳＸ09 土塁よりも新しい(第 16 図)。

基底幅は約 2.1m、残存高は約 0.4mである。積み土は地山の砕片を多量に含む褐色土等で、低い部分に盛土整地をした後に積み上げている（第 17 図 2）。

D　整地地業

【ＳＸ10 整地地業】南北 7m程、東西 5m以上の範囲に盛土整地した地業で、旧表土上に直接盛土している。ＳＡ07 塀跡、ＳＢ45 建物跡、ＳＫ63 土壙と重複しており、これらより古い（第 12 図）。

盛土は地山の砕片を多く含む褐色土等で、厚さは最も厚い部分で 10cm 程である。

遺構の重複状況からみて、最も古いＳＡ07 塀跡に伴う整地地業であると思われる。

【ＳＸ11 整地地業】ＳＸ08 土塁の東側に盛土整地した地業で、西側と北側を掘りすぎたため範囲は明確ではないが、南北に帯状に延びていたものと思われ、幅は 3m程である。ＳＢ39 建物跡とＳＫ56・ＳＫ57 土壙と重複しており、最も新しい（第 4 図）。

盛土には新旧 2 時期あり、自然堆積の間層がみられる（第 17 図 1）。

ＳＸ11Ａ整地地業の盛土は地山の砕片を多く含む褐色土等で、厚さは最も厚い部分で 20

cm 程である。

ＳＸ11Ｂ整地地業の盛土は地山の砕片を多く含む褐色や明褐色土等で、厚さは最も厚い部分で 40cm 程である。

削平のため調査では整地地業と塀跡や土塁との関係が十分把握できず、この整地地業が何に伴うのかは不明である。

【ＳＸ12 整地地業】ＳＸ09 土塁の西側に南北 25m以上、東西 3m以上の範囲で盛土整地した地業で、ＳＸ09 土塁の積土の西側に寄せて、土塁の崩壊土上に盛土している。ＳＢ47 建物跡、ＳＡ09・ＳＡ12 塀跡、ＳＡ13 小柱穴群、ＳＫ25・ＳＫ26・ＳＫ30・ＳＫ31・ＳＫ32・ＳＫ34・ＳＫ35・ＳＫ36 土壙、ＳＤ13・ＳＤ22・ＳＤ23・ＳＤ31 溝跡と重複しており、ＳＫ34・ＳＫ36 土壙やＳＤ31 溝跡より新しく、ＳＡ13 小柱穴群、ＳＫ25・ＳＫ26・ＳＫ30・ＳＫ31・ＳＫ32・ＳＫ67 土壙、ＳＤ13・ＳＤ22・ＳＤ23 溝跡よりは古いが、ＳＢ47 建物跡とＳＡ12 塀跡との新旧関係はとらえられなかった。また、ＳＡ09 材木塀跡はこの地業の上面から構築されている（第 16 図、第 17 図 2、第 22 図）。

盛土は地山の砕片を多く含む褐色土等で、南へいくにしたがって厚くなっており、最も厚い部分で 20cm 程である。

この整地地業は重複状況やＳＡ09 材木塀に沿ってなされていることから、材木塀構築に伴うものと思われる。

整地地業の盛土中より、須恵器甕と土師器甕の小片が出土した。

E　土壙

土壙は調査区の各地から検出されたが、大部分は塀跡や土塁などの区画施設の付近に多く発見された。位置的には大きく①調査区東南部のグループ（ＳＫ22～ＳＫ36、ＳＫ58）、②調査区西側のグループ（ＳＫ43～ＳＫ48、ＳＫ56、ＳＫ57）③調査区北側のグループ（ＳＫ49～ＳＫ55、ＳＫ63）の 3 群に分けられる。これらの大部分は他の遺構より新しいが、①の中にはＳＸ12 整地地業に覆われるものもある（ＳＫ34、ＳＫ36）。以下、主なものについて説明する。

【ＳＫ23 土壙】長径 3.5m、短径 2.3m、深さ 0.4mの楕円形の土壙で、底面には凹凸がある。埋土は炭化物を含む褐色の自然堆積土などである（第 22 図、第 23 図 1）。

埋土中より須恵器坏(第 24 図 2・3)・高台付坏・甕、土師器坏（第 24 図 4）・蓋・甕が出土した。土師器坏類はすべてロクロ調整されたものであり、須恵器坏には糸切りで無調整のもの(2)や底部が手持ちヘラケズリ調整や回転ヘラケズリ調整されたものなどがある。

【ＳＫ24 土壙】ＳＢ47 建物跡と重複し、ＳＢ47 建物跡より新しい。基本層位 2 層に覆われる。長径 6.3m、短径 6.0m、深さ 1.0mの不整形の土壙で、底面には凹凸がある。埋土は褐色

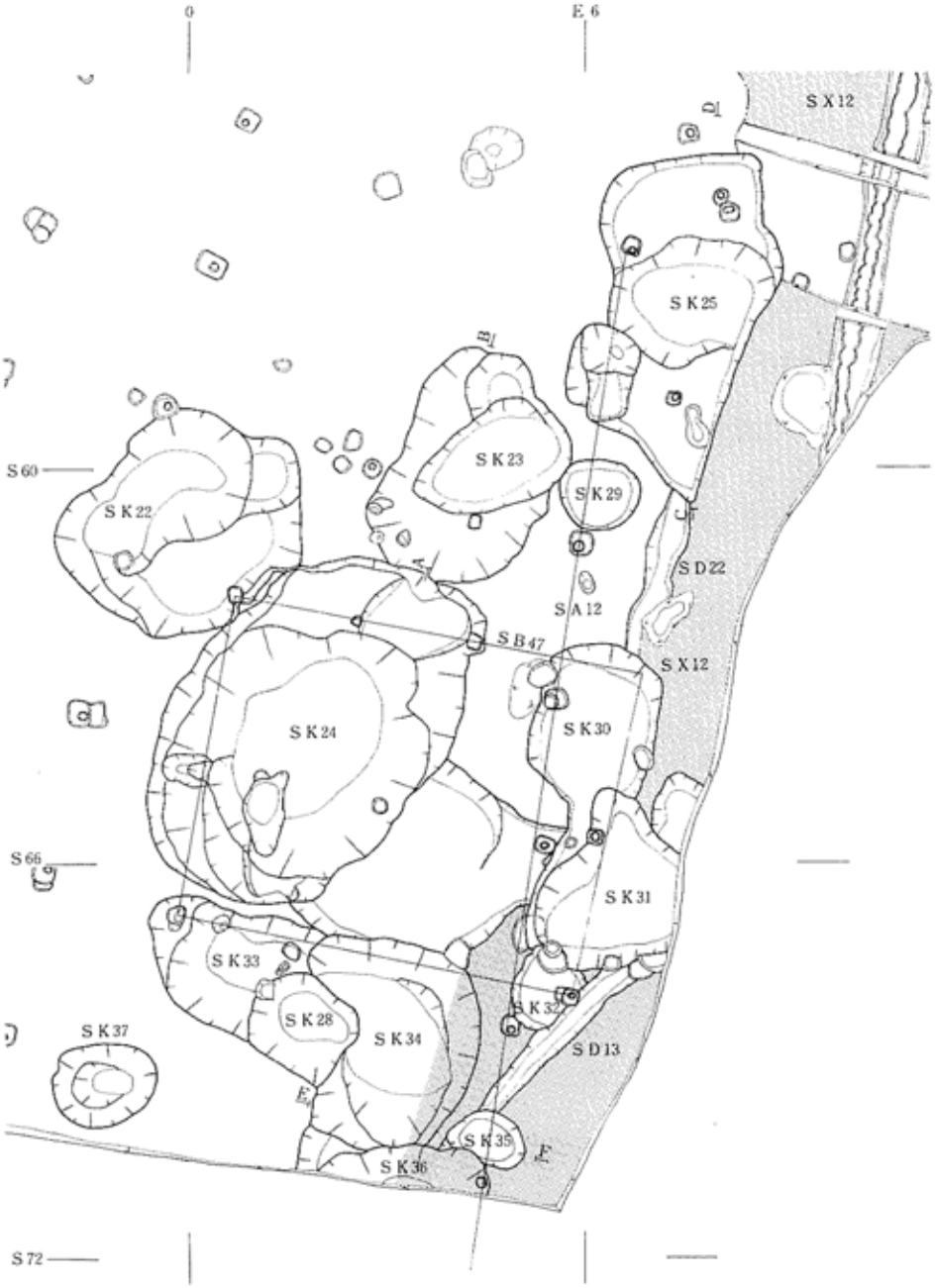
0
E 6
S X 12
S K 25
S K 23
S K 29
S K 22
S 60
S D 22
S A 12
S B 47
S X 12
S K 30
S K 24
S 66
S K 31
S K 33
S K 32
S K 28
S K 34
S D 13
S K 37
S K 35
S K 36
S 72

第22図　第Ⅰ区東南部

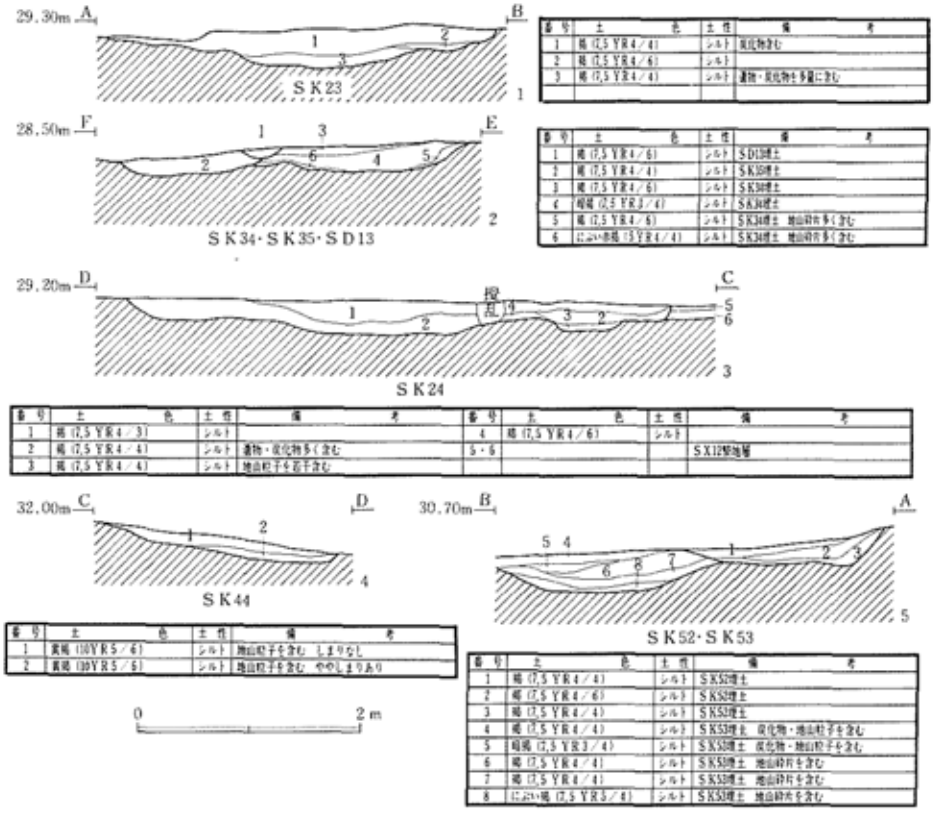

第23図　土壙断面図

や地山の砕片を多く含む明褐色の自然堆積土などである（第22図、第23図3）。

埋土1層中より須恵器坏(第24図5・6)・高台付坏・甕、土師器坏(第24図8)・甕、赤焼土器坏（第24図7）が出土した。土師器坏はすべてロクロ調整されており、ヘラ切りのもの(8)や底部が手持ちヘラケズリ調整されたものがあり、須恵器坏にはヘラ切りで底部が手持ちヘラケズリ調整のものや糸切リで手持ちヘラケズリ調整のもの（6）がある。

埋土2層中より須恵器坏（第24図9・10）・甕、土師器坏(第24図11)・高台付坏・蓋（第24図12）・甕が出土した。このうち土師器坏は非ロクロ調整で、外面は口縁部がヨコナデ、体部下端から底部は手持ちヘラケズリ調整され、内面はヘラミガキ・黒色処理されている。

【SK25土壙】SA12塀跡、SX12整地地業、SD22溝跡と重複し、これらより新しい。長径5.2m、短径2.4m、深さ0.3mの構円形の土壙で、底面には凹凸がある。埋土は自然堆

積の炭化物を含む褐色土などである（第22図）。

埋土中より須恵器坏（第25図2・3・4）・高台付坏（第25図5）・蓋・甕（第25図6）・円面硯（第25図1）、土師器坏（第25図7・8）・蓋（第25図9）・甕が出土した。これらに

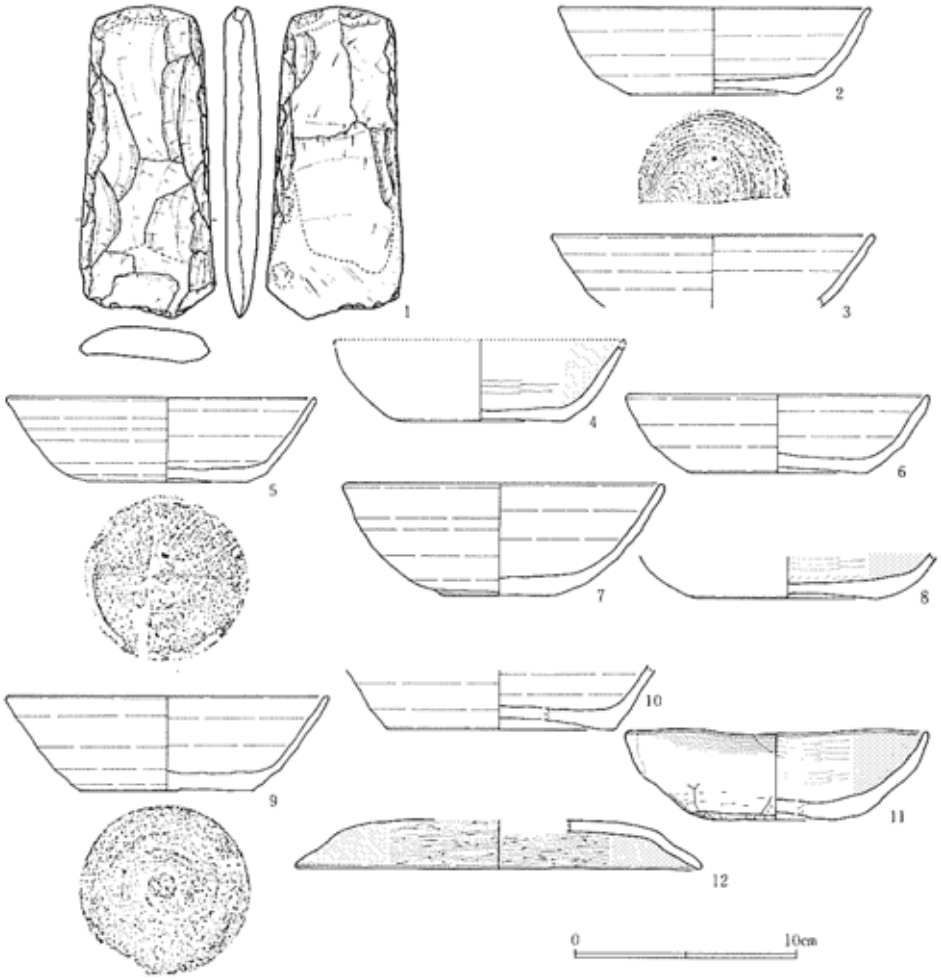

番号	種類	器種	出土地・層	備考		番号	種類	器種	出土地・層	備考	
1	石製	石製	SK22 埋1層	周縁に磨滅	図版8－9	8	土師器	坏	SK24 埋1層	底部ヘラ切り	
2	須恵器	坏	SK23 埋1層	底部糸切り	図版7－4	9	須恵器	坏	SK24 埋2層	底部ヘラ切り	
3	須恵器	坏	SK23 埋1層			10	須恵器	坏	SK24 埋2層		
4	土師器	坏	SK23 埋1層	内外面磨滅	図版7－13	11	土師器	坏	SK24 埋2層	赤ロクロ 外面：口縁部横ナデ	
5	須恵器	坏	SK24 埋1層	底部ヘラ切り	図版7－5					体部～底部手持ヤスリ	図版7－10
6	須恵器	坏	SK24 埋1層	底部糸切り→手持ヤスリ	図版7－7	12	土師器	蓋	SK24 埋2層	内外面 ヘラミガキ 黒色処理	
7	赤焼き器	坏	SK24 埋1層	内外面磨滅	図版7－14						図版7－17

第24図　土壙出土遺物（その1）

はＳＫ29 土壙の出土遺物と接合するものがある。須恵器には糸切りのもの（4）とヘラ切りのもの（2・3）がある。円面硯は脚端部に凸帯が巡るもので、十字の透かしと縦の線刻がある。土師器坏は底径が大きく体部が丸みをもって立ち上がるもの（7）がある。

【ＳＫ29 土壙】ＳＡ12 塀跡と重複するが新旧関係は不明である。直径 1.2m程で、深さ 0.2mの円形の土壙で、埋土は炭化物を多く含む褐色の自然堆積土などである（第 22 図）。

番号	種類	器種	出土地・層	備考	番号	種類	器種	出土地・層	備考
1	須恵器	円面硯	SK25 埋2層	十字形透かし 図版7－11	7	土師器	坏	SK25 埋2層	外面磨滅 図版7－11
2	須恵器	坏	SK25 埋2層	底部ヘラ切り 図版7－2	8	土師器	坏	SK25 埋2層	SK29埋1層と接合
3	須恵器	坏	SK25 埋2層	SK33埋1層と接合	9	土師器	蓋	SK25 埋2層	
4	須恵器	坏	SK25 埋2層	底部糸切り 図版7－8	10	須恵器	坏	SK25 埋1層	内面朱墨付着 外面墨書
5	須恵器	高台付坏	SK25 埋2層	SK33埋1層と接合	11	須恵器	坏	SK49 埋1層	底部糸切り
6	須恵器	甕	SK25 埋2層	図版8－1	12	須恵器	甕	SK52 埋1層	図版8－2

第25図　土壙出土遺物（その２）

第25図土壙出土遺物その2

埋土中より須恵器坏(第25図10)・蓋・甕、土師器甕の小片が少量出土した。10は底部の小片で、内面に朱墨痕があり、外面に墨書されている。

【ＳＫ34土壙】ＳＢ47建物跡、ＳＸ12整地地業、ＳＫ28・ＳＫ33・ＳＫ35・ＳＫ36土壙、ＳＤ13溝跡と重複し、ＳＸ12整地地業、ＳＫ35土壙、ＳＤ13溝跡より古いが、ＳＢ47建物跡とＳＫ28・ＳＫ33・ＳＫ36土壙との新旧関係は不明で、ＳＫ28・ＳＫ33土壙とは一連のものである可能性がある。基本層位2層に覆われる。長径3.2m、短径2.9m、深さ0.3mの楕円形の土壙で、埋土は地山の小粒を含む褐色の自然堆積土などである（第22図、第23図2）。

【ＳＫ44土壙】ＳＸ11整地地業とＳＫ56土壙と重複し、これらより新しい。長径2.2m、短径2.1m、深さ0.2mの楕円形の土壙で、埋土は炭化物や地山の小粒を含む黄褐色の自然堆積土などである（第4図、第23図4）。

埋土中より土師器坏類・甕の小片が出土した。

【ＳＫ52土壙】ＳＫ53土壙と重複しこれより新しい。長径1.9m、短径1.4m、深さ0.3mの楕円形の土壙で、埋土は炭化物や地山の小粒を含む褐色の自然堆積土などである（第12図、第23図5）。

埋土中より須恵器坏・甕（第25図12）、土師器坏類・甕、赤焼土器坏類、弥生土器の小片が少量出土した。

【ＳＫ53土壙】ＳＫ52・ＳＫ54土壙と重複しこれらより古い。長径2.4m、短径1.7m、深さ 0.4mの楕円形の土壙で、埋土は炭化物や地山の砕片を多く含む褐色土などで人為的に埋め戻されたものと思われる（第12図、第23図5）。

【ＳＫ56土壙】ＳＢ39建物跡、ＳＸ11整地地業、ＳＫ44土壙と重複し、最も古い。また、ＳＸ08土塁の崩壊土に覆われている。長さ11.0m以上、最大幅5.0m、深さ0.4mの不整形の土壙で、埋土は炭化物を含む褐色の自然堆積土などである（第4図、第17図1）。

【ＳＫ57土壙】ＳＸ08Ａ・Ｂ土塁、ＳＤ20溝跡と重複し、ＳＸ08Ａ土塁とＳＤ20溝跡より新しく、ＳＸ08Ｂ土塁より古い。断割り調査で確認したため規模や形態は不明であるが、深さ0.4m程で、埋土は褐色の自然堆積土である。

【ＳＫ61土壙】ＳＢ43・ＳＢ44建物跡、ＳＡ10・ＳＡ11塀跡、ＳＸ14焼土遺構と重複し、最も新しい。直径2.8m程の円形の土壙と思われ、北半部は調査区外に延びている。

埋土中より須恵器甕と土師器甕の小片が出土した。

Ｆ　溝跡

溝跡は調査区東側で4条、調査区西側で2条検出した。主なものについて説明する。

【ＳＤ20溝跡】南北に延び、ＳＫ57土壙と重複しておりこれより古い。上幅1.3m、下幅0.9

m、深さ 0.3m程であり、埋土は地山の砕片を多く含む褐色土などで、人為的に埋め戻されている（第4図、第17図1）。

【ＳＤ21 溝跡】南北に延び、ＳＢ39 建物跡と重複しておりこれより古い。上幅 0.6m、下幅 0.4m、深さ 0.3m程であり、埋土は地山の砕片を多く含む黄褐色土などで、人為的に埋め戻されている（第4図）。

この溝跡はＳＢ39 建物跡の東側柱列にほぼ沿うことや人為的に埋め戻されていることからＳＢ39 建物跡と関連するものの可能性がある。

【ＳＤ30 溝跡】南北に延び、ＳＡ09 塀跡、ＳＡ13 小柱穴群、ＳＸ09 土塁、ＳＸ12 整地地業と重複しており、ＳＸ09 土塁より新しく他のものより古い。上幅 1.3m、下幅 0.4m、深さ 0.8mで、埋土は地山の小粒や炭化物を含む褐色の自然堆積土などである（第 16・19 図）。

基本層位２層、表土等の出土遺物

調査区の東南部には表土下に暗褐色の自然堆積層（基本層位２層）が分布しており、比較的多量の遺物が含まれていた（第26図）。

基本層位 2 層からは須恵器坏（3・5）・高台付坏・蓋・瓶・甕・円面硯(2)、土師器坏(1)・甕（4）、赤焼土器坏・高台付坏が出土しているが、大部分は小破片である。量的には土師器坏と須恵器甕が最も多く赤焼土器はごく少ない。須恵器坏には糸切りのものとヘラ切りのもの（3・5）があり、回転ヘラケズリ調整されたものもある。円面硯は脚部の破片で、端部に凸帯が巡り縦の平行の線刻がみられる。土師器坏はすべてロクロ調整されたものである。

表土からは須恵器坏（第27図1）・甕（2）・円面硯（3）、土師器坏・甕、赤焼土器坏類、緑釉陶器（4）、弥生土器、石器(5～8)が出土した。

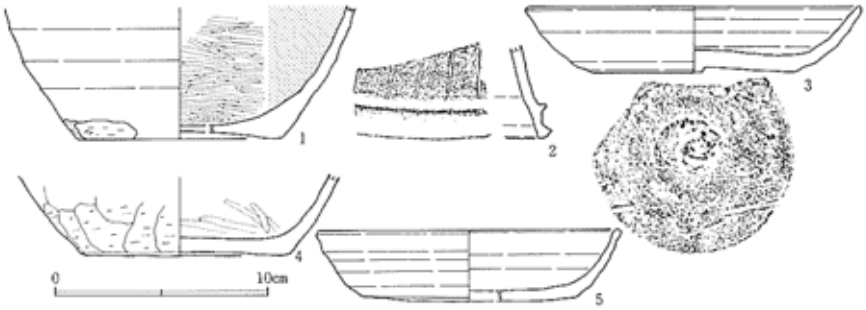

番号	種類	器種	出土地・層	備考	番号	種類	器種	出土地・層	備考
1	土師器	坏		底部ヘラ切り？	4	土師器	甕		底部不整形
2	須恵器	円面硯		脚下部に突帯 線刻 図版7－16	5	須恵器	坏		底部ヘラ切り 図版7－5
3	須恵器	坏		底部ヘラ切り 図版7－5					

第26図　第Ⅰ区東南部基本層位２層出土土器

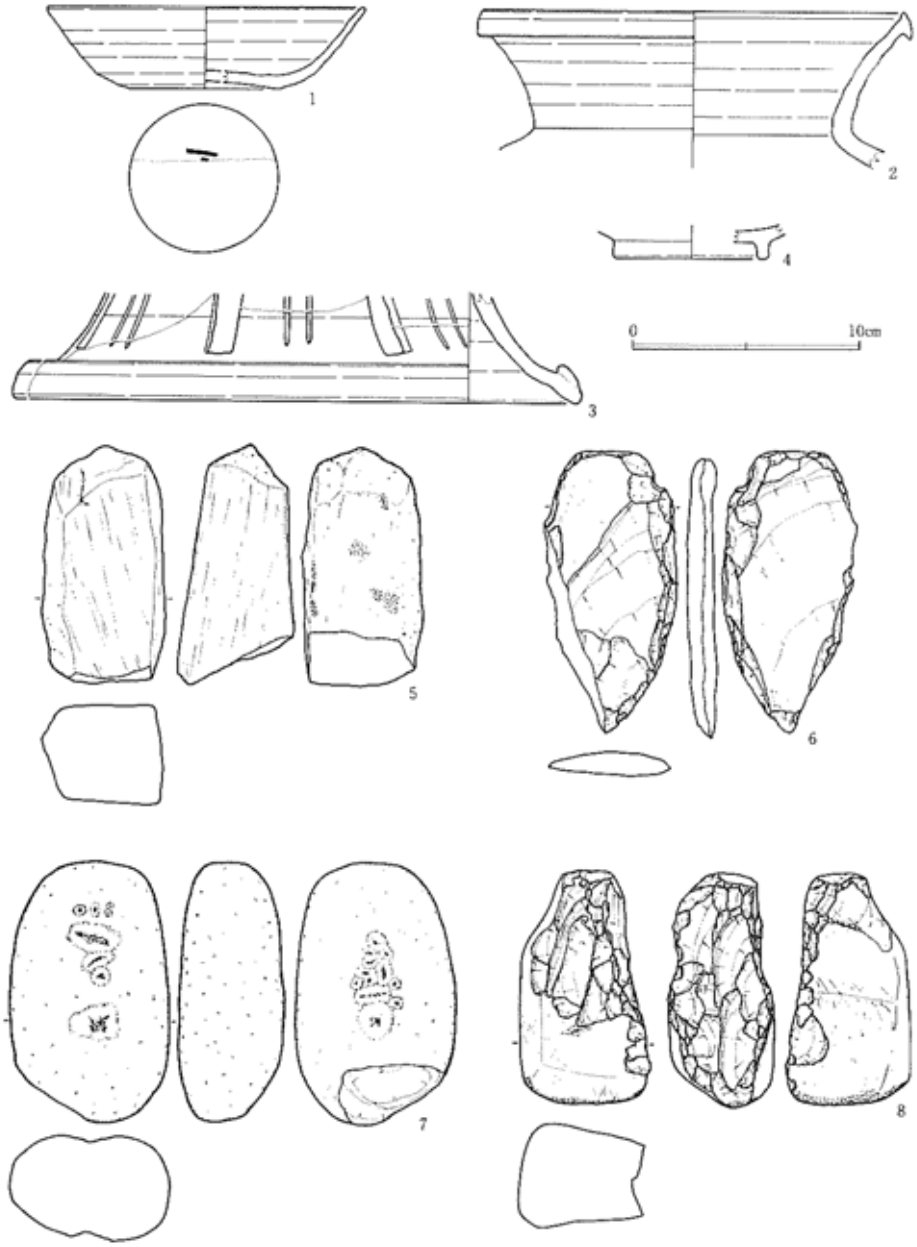

番号	種別	器種	出土地・層	備考	番号	種別	器種	出土地・層	備考
1	須恵器	坏		底部糸切り 墨痕 図版7－23	5	石器	磨石		敲打痕 図版8－10
2	須恵器	壺			6	石器	打製石斧		図版8－6
3	須恵器	円面硯		長方形透し＋線刻 図版7－21	7	石器	凹石		敷痕 図版8－7
4	縄文土器	鉢		図版7－25	8	石器	敲石		図版8－8

第27図　第Ⅰ区表土出土遺物

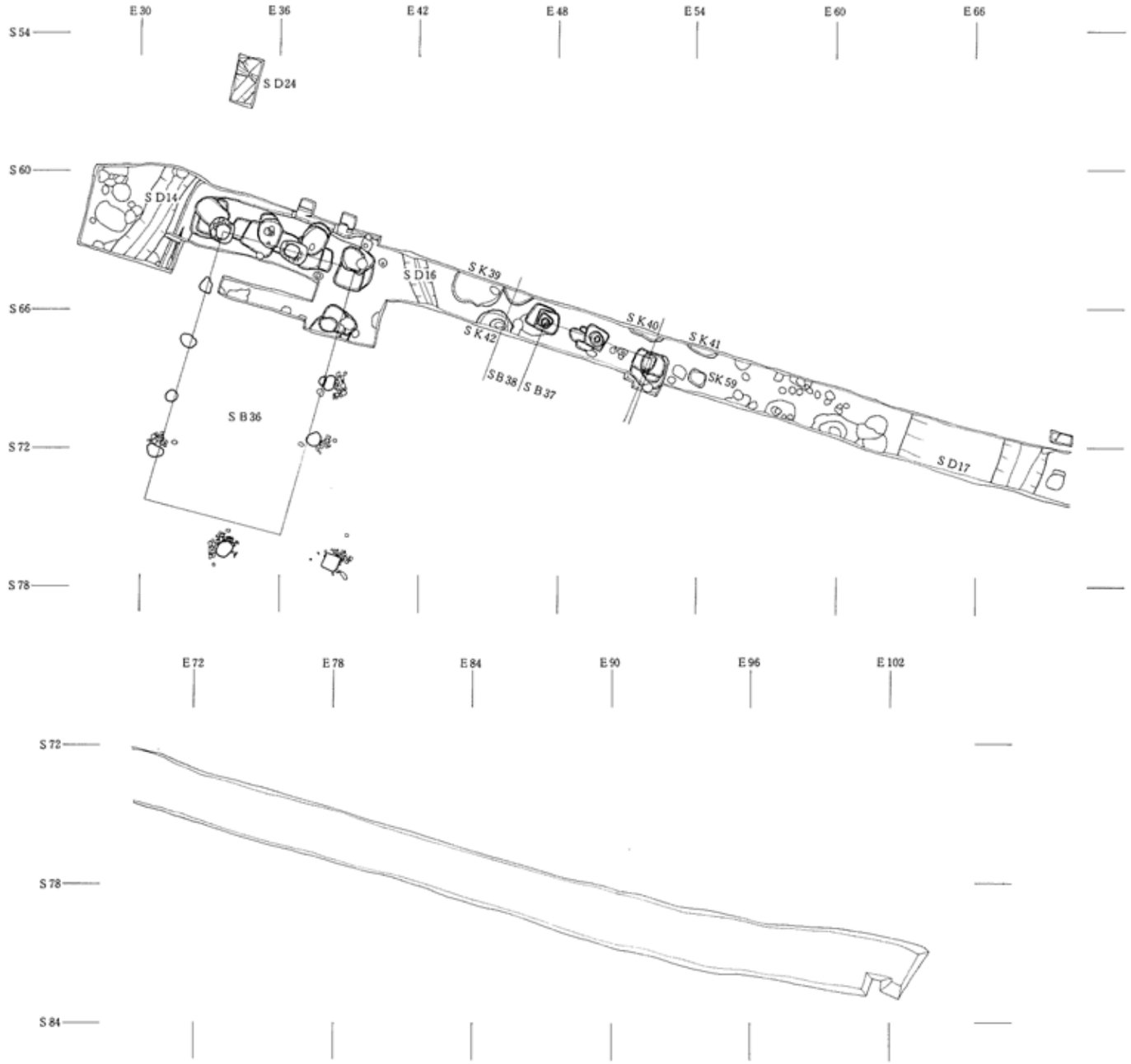
E 30
E 36
E 42
E 48
E 54
E 60
E 66
S 54
S 60
S 66
S 72
S 78
S D24
S D14
S D16
S K 39
S K 40
S K 41
S K 42
S B 38
S B 37
SK 59
S B 36
S D17
E 72
E 78
E 84
E 90
E 96
E 102
S 72
S 78
S 84

第28図　第Ⅱ区全体図

第Ⅱ区

第Ⅱ区は北地区の中央の尾根上に設定した。この場所は昨年度の踏査によって礎石建物跡が存在することが明らかになっていた。調査区は幅2m程で、東西62mである。

第Ⅱ区で発見した遺構には、礎石建物跡1棟、掘立柱建物跡8棟以上、土壙11基、溝跡7条などがある。これらはいずれも調査区の西半部に存在し、東半部には遺構は存在しなかった（第28図）。

A　建物跡

【ＳＢ36建物跡】ほぼ同位置で4度建て替えられている。ＳＢ36Ａ～Ｄ建物跡は掘立柱式であり、ＳＢ36Ｅ建物跡は礎石式の南北棟である。規模はＳＢ36Ａ建物跡が桁行2間以上で梁行4間、ＳＢ36Ｂ～Ｄ建物跡が桁行2間以上で梁行3間であり、ＳＢ36Ｅ建物跡が桁行5間で梁行2間である。いずれも基壇上に建てられており、西側と北側にはＳＤ15雨落溝が巡らされている（第29・30図）。

この建物跡の北妻とＳＢ37建物跡の北妻は柱筋がほぼ揃っており、両者の距離は約8.5mである（第28図）。

ＳＢ36Ａ建物跡は、柱間は柱穴の中心に柱位置を想定すると、桁行が2.4m等間で、梁行が1.5m等間と思われる。柱穴は1辺が1m程の方形で、埋土は地山の砕片を多く含む褐色土などである。

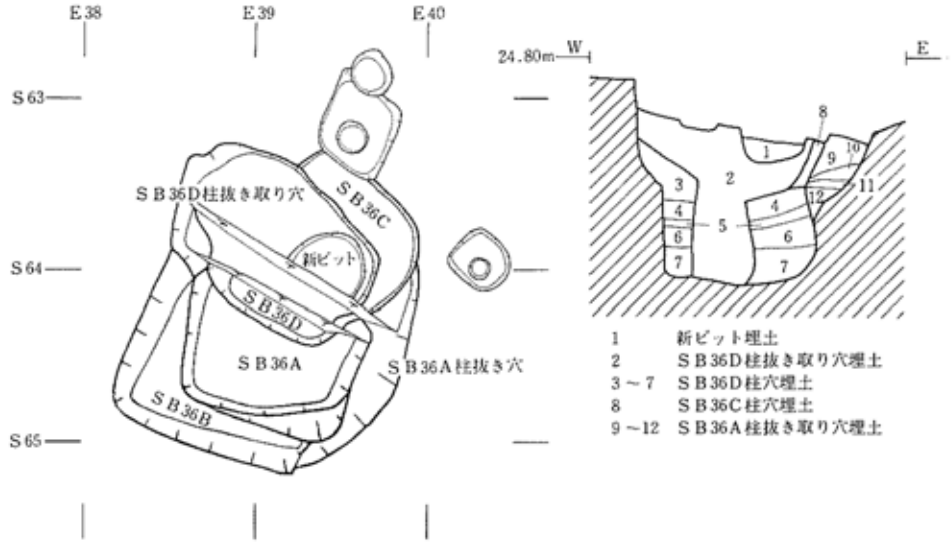

第29図　ＳＢ36建物跡柱穴・断面図

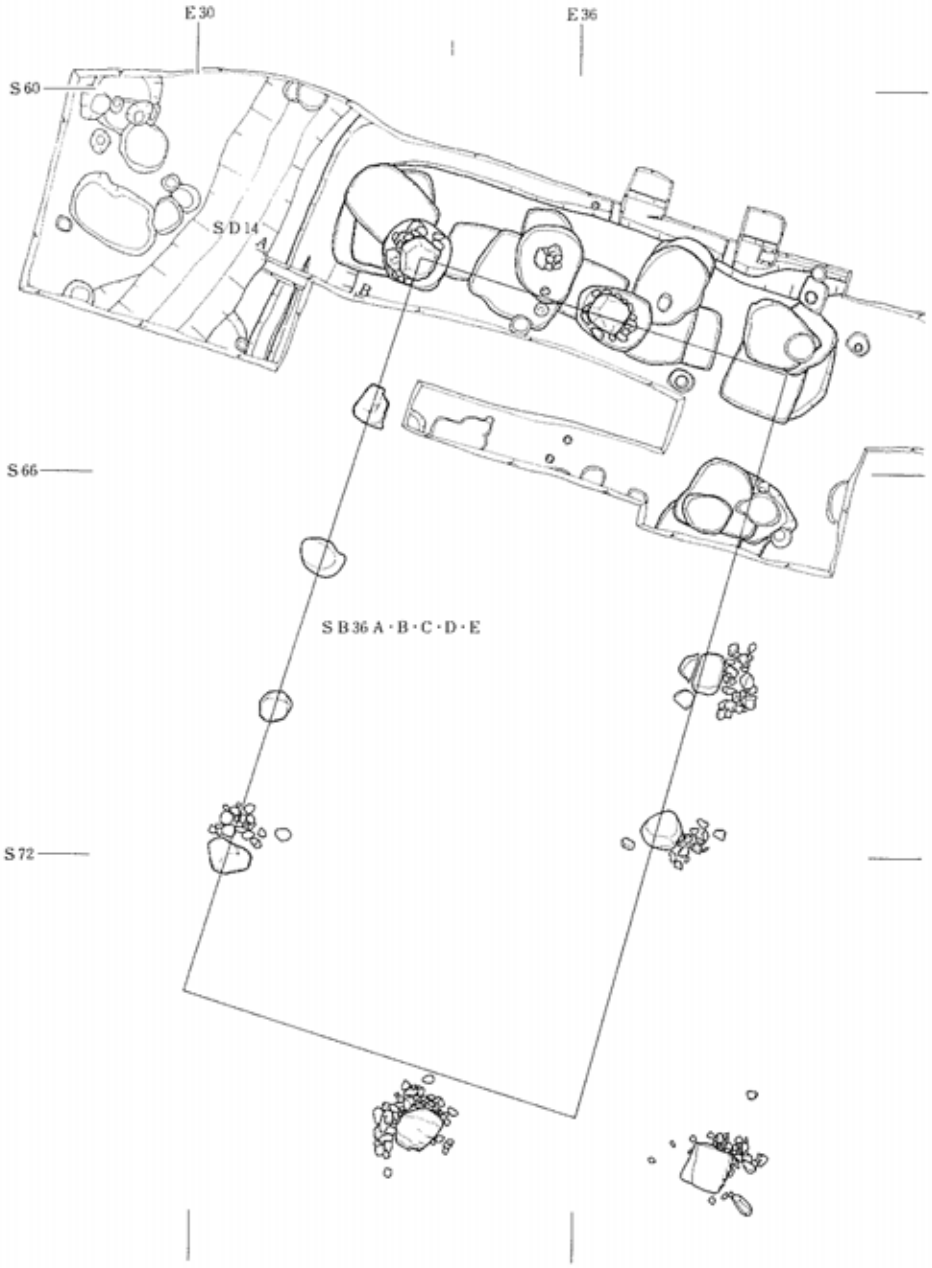

第30図　ＳＢ36建物跡

柱抜き取り穴から須恵器坏が出土している(第31図1)。

ＳＢ36Ｂ建物跡は後続するＳＢ36Ｃ・Ｄ建物跡とほぼ同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は1辺が1.1～1.3mの方形で、埋土は地山の砕片を多く含む褐色土などである。

後続するＳＢ36Ｃ建物跡の柱穴埋土中に炭化物を多く含むものがあることから、この建物は火災にあっていると思われる。

ＳＢ36Ｃ建物跡は後続するＳＢ36Ｄ建物跡とほぼ同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は1辺が0.9m以上の隅丸方形や楕円形で、埋土は地山の砕片や炭化物を多く含む褐色土などである。

ＳＢ36Ｄ建物跡は、柱間は柱痕跡が不明なものについては柱穴の中心に柱位置を想定すると、桁行が東側柱列で北から2.4mで、梁行が北妻で東から1.8m・2.0m・2.0mである。

建物の方向は北妻でＮ－17°－Ｅである。柱穴は1辺が1.0～1.4m程の隅丸長方形や楕円形で、深さは1.2mであり、埋土は炭化物や地山の砕片を多く含む褐色土やにぶい黄褐色土などである。柱痕跡は直径30cm程の円形である。

柱抜き取り穴や柱痕跡から須恵器坏類(第31図2)、土師器坏類、赤焼土器坏類の小片が出土している。

ＳＢ36Ｅ建物跡は、柱間は礎石の中心に柱位置を想定すると、桁行が西側柱列で北から2.4m・2.4m・2.4m・2.4m・不明で、梁行が北妻で西から3.0m・不明である。建物の方向は西側柱列でＮ－17°－Ｅである。礎石は径0.6～0.7mの楕円形の自然石で、根石の上に据えられている。据え穴は径0.9～1.1m程の楕円形である。

基壇は地山の砕片を多量に含む褐色土などで盛土したもので、部分的な調査のため規模などは不明である。

【ＳＤ15雨落ち溝跡】ＳＢ36建物跡の西側と北側に巡っており、2度作り替えられているが(第32図)、ＳＢ36Ａ～Ｅ建物跡との対応関係は不明である。

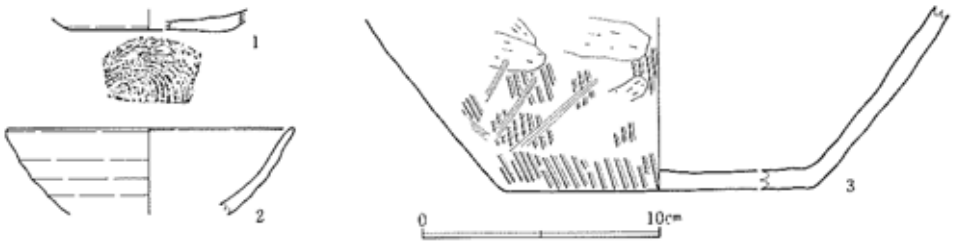

番号	種類	器種	出土地・層	備考	番号	種類	器種	出土地・層	備考
1	須恵器	坏	ＳＢ36Ａ柱抜き穴	底部糸切り	3	須恵器	壺	ＳＢ37Ｃ柱痕跡	
2	須恵器	〃	ＳＢ36Ｄ柱痕跡						

第31図　ＳＢ36・ＳＢ37建物跡出土遺物

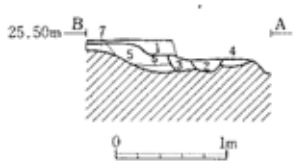

番号	土色	土性	備考
1	暗褐（10YR3／4）	シルト	表土
2	褐（7.5YR4／4）	シルト	SD15C 雨落ち溝埋土
3	にぶい黄褐（10YR5／4）	シルト	SD15A or B 雨落ち溝埋土
4	褐（7.5YR4／4）	シルト	SD15A or B 雨落ち溝埋土
5	褐（10YR4／6）	シルト	地山の破片を多く含む 盛土
6	灰黄褐（10YR6／2）	シルト	地山の破片を多く含む 盛土
7	褐（7.5YR4／4）	シルト	地山の破片を多く含む 盛土

第32図　ＳＤ15雨落ち溝断面図

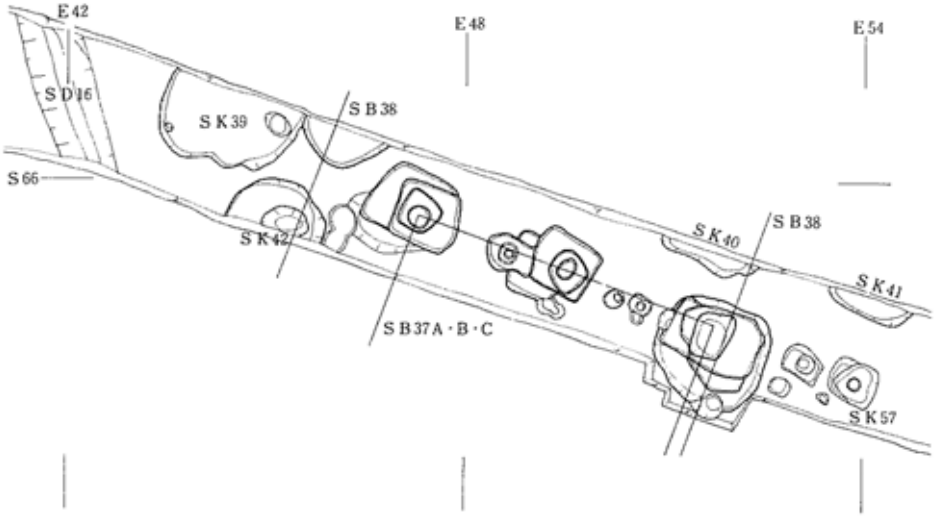

第33図　ＳＢ37・ＳＢ38建物跡

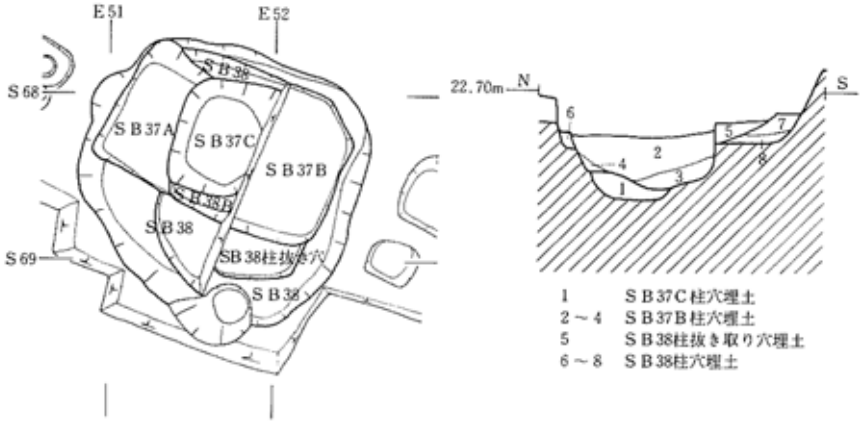

第34図　ＳＢ37・ＳＢ38建物跡柱穴・断面図

ＳＤ15Ａ・Ｂ雨落ち溝跡は後続するＳＤ15Ｃ雨落ち溝跡によって壊されており、規模は判然としないが深さは 0.1m程である。埋土は地山の小片を比較的多く含む褐色の自然堆積土である。

ＳＤ15Ｃ雨落ち溝跡は、上幅0.5m、下幅0.2m、深さ0.1mで、埋土は地山の小片を比較的多く含む褐色の自然堆積土である。

【ＳＢ37 建物跡】東西に並ぶ3個の柱穴から推定した掘立柱建物跡で、北側には沢が入っていることから、南へ延びる梁行2間の南北棟と推定される。同位置で2度建て替えられている。ＳＢ38 建物跡と重複しておりこれより新しい(第33・34図)。

ＳＢ37Ａ建物跡は後続するＳＢ37Ｂ・Ｃ建物跡とほぼ同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は1辺が0.8～1.0mの方形で、深さは0.4mであり、埋土は地山の砕片を多く含む暗褐色土などである。

ＳＢ37Ｂ建物跡は後続するＳＢ37Ｃ建物跡とほぼ同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は1辺が1.0m程の方形で、深さは0.7mであり、埋土は地山の砕片を多く含む褐色土などである。

ＳＢ37Ｃ建物跡は、柱間は柱痕跡が不明なものについては柱穴の中心に柱位置を想定すると、梁行が北妻で東から 2.4m・2.4mである。建物の方向は北妻でN-17°－Ｅである。柱穴は径0.6～0.8m程の楕円形で、深さは0.8mであり、埋土は地山の小片を多く含む褐色土などである。柱は途中で切り取られており、柱痕跡は直径30㎝の円形である。

柱切り取り穴や柱痕跡から須恵器坏・甕(第31図3)、土師器坏・甕、赤焼土器坏・高台付坏の小片が出土している。

【ＳＢ38 建物跡】南北に並ぶ2個の柱穴とそれらの東側にある1個の柱穴から推定した掘立柱建物跡で、北側には沢が入っていることから、ＳＢ37 建物跡と同様に南北棟と推定されるが規模は不明である。ＳＢ37 建物跡と重複しておりこれより古い(第33・34図)。

柱間は柱穴の中心に柱位置を想定すると、桁行が 1.8mであり、梁行が総長 6.8mである。建物の方向は不明である。柱穴は1辺が1.4m程の隅丸方形で、深さは0.4mであり、埋土は地山の小片や炭化物を含む褐色土などである。

Ｂ　その他の遺構

その他に土壙9基、溝跡7条を検出した。主なものについて説明する。

【ＳＫ41 土壙】大半が調査区外に延びているため規模は不明であるが、深さは0.1m程の土壙と思われる(第33図)。埋土中には多量の焼土や炭化物が含まれていた。

埋土中より須恵器坏・蓋・甕、土師器坏・甕、赤焼土器坏・高台付坏の小片が多量に出土した(第38図)。このうち土師器坏が大半を占め、いずれもロクロ調整されている(1

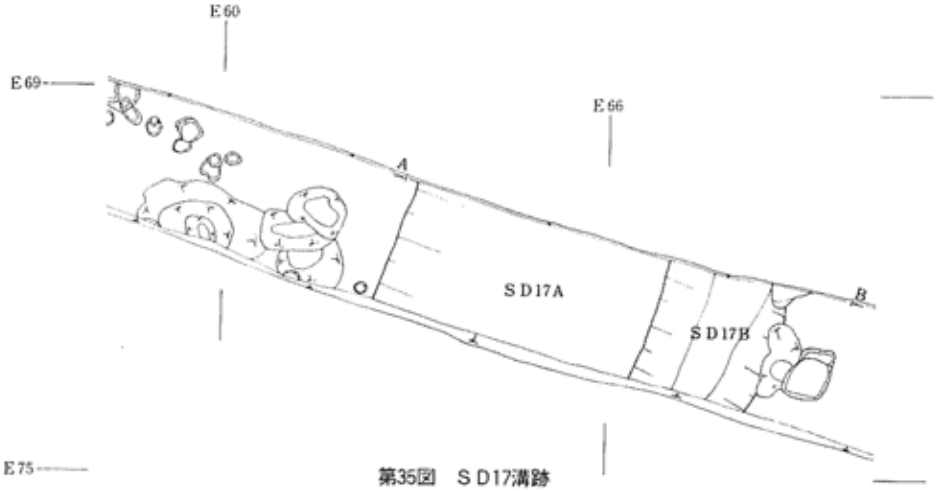

第35図　ＳＤ17溝跡

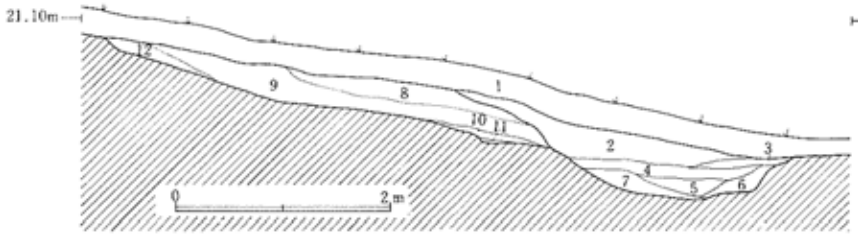

番号	土色	土性	備考	番号	土色	土性	備考
1	黒褐（7.5 YR 3／2）	シルト	表土	7	暗褐（7.5 YR 3／3）	シルト	SD17B埋土
2	暗褐（7.5 YR 3／3）	シルト	SD17B埋土　土器片多い	8	黒褐（7.5 YR 3／2）	シルト	SD17A埋土
3	暗褐（7.5 YR 3／4）	シルト	SD17B埋土　土器片多い	9	黒褐（7.5 YR 2／2）	シルト	SD17A埋土　土器片多い
4	褐（7.5 YR 4／4）	シルト	SD17B埋土　土器片多い	10	褐（7.5 YR 4／4）	シルト	SD17A埋土
5	黒褐（7.5 YR 3／2）	シルト	SD17B埋土　土器片多い	11	黒褐（7.5 YR 3／2）	シルト	SD17A埋土
6	暗褐（7.5 YR 3／3）	シルト	SD17B埋土　炭化物少量含む	12	褐（7.5 YR 4／4）	シルト	SD17A埋土

第36図　ＳＤ17溝跡断面図

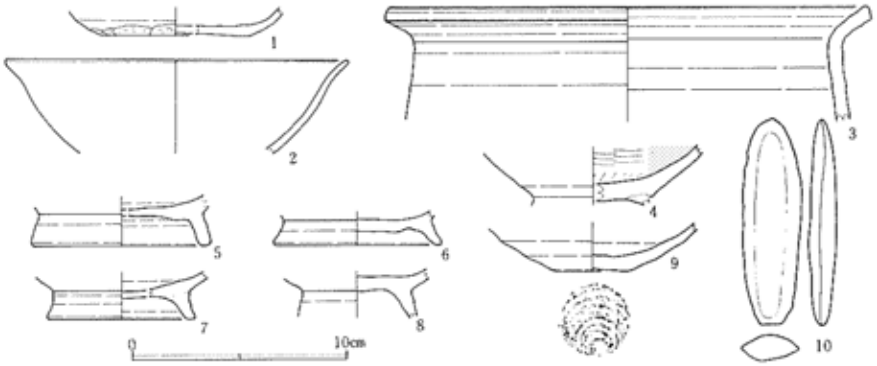

番号	種類	器種	出土地・層	備考	番号	種類	器種	出土地・層	備考
1	須恵器	坏	SD17A	体部下端～底部　手持ケズリ	6	赤焼土器	高台付坏	SD17A	
2	赤焼土器	坏	SD17A	内外面磨滅	7	赤焼土器	高台付坏	SD17B	
3	須恵器	壺	SD17A		8	赤焼土器	高台付坏	SD17B	
4	土師器	高台付坏	SD17A		9	赤焼土器	坏	SD17B	図版7－83
5	赤焼土器	高台付坏	SD17A		10	石製		SD17B	偏平な楕円形に整形？

第37図　ＳＤ17溝跡出土遺物

～4)。底部の切り離しの分かるものは糸切りで、手持ちヘラケズリ調整されたものがかなりある。5は須恵器坏で内面はヘラミガキ調整されている。

【ＳＤ17溝跡】南北に延びており、1度作り替えられている(第35・36図)。第Ⅵ区で検出された溝跡はこの延長上にあり、規模や形態が類似することから一連のものと思われる。

ＳＤ17Ａ溝跡は後続するＳＤ17Ｂ溝跡によってこわされており、規模等は不明である。埋土は黒褐色の自然堆積土などである。

埋土中より須恵器坏・高台付坏・蓋・瓶・甕、土師器坏・高台付坏・蓋・甕、赤焼土器坏・高台付坏の小片が多量に出土した（第37図1～6）。このうち土師器坏類と赤焼土器坏類が大部分を占める。

ＳＤ17Ｂ溝跡は、上幅3.0m、下幅1.3m、深さ0.5mであり、横断面形は上が開いたＵ

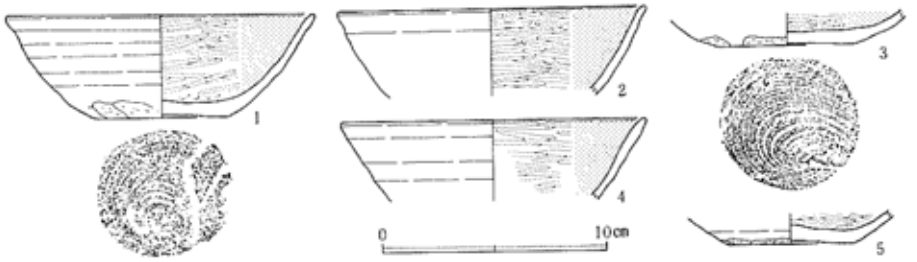

番号	種類	器種	出土地・層	備考	番号	種類	器種	出土地・層	備考
1	土師器	坏		底部糸切り→手持ケズリ 図版7－12	4	土師器	坏		
2	土師器	坏			5	須恵器	坏		底部糸切り → 手持ケズリ 内面ヘラミガキ
3	土師器	坏		底部糸切り→手持ケズリ					

第38図　ＳＫ41土壙出土遺物

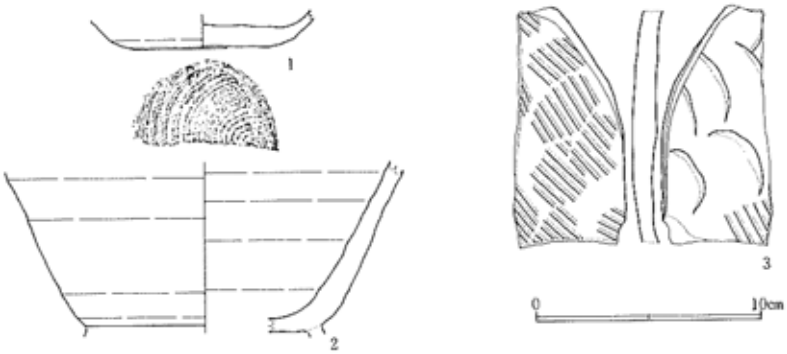

番号	種類	器種	出土地・層	備考	番号	種類	器種	出土地・層	備考
1	須恵器	坏		底部糸切り	3	須恵器	?		底角の周辺に線刻 図版8－4
2	須恵器	坏		高台付					

第39図　第Ⅱ区表土出土遺物

字形である。埋土は暗褐色の自然堆積土などである。

埋土中より須恵器坏・高台付坏・蓋・瓶・甕、土師器坏・高台付坏・蓋・甕、赤焼土器坏・高台付坏などの小片が多量に出土した(第 37 図 7～10)。このうち土師器坏類と赤焼土器坏類が大部分を占める。

この他に表土などから須恵器坏・蓋・瓶・甕、土師器坏・高台付坏・甕、赤焼土器坏・高台付坏の小片が出土した（第 39 図）。これらの大部分はＳＢ36 建物跡とＳＤ17 溝跡の周辺から出土している。

第Ⅲ区

第Ⅲ区は北地区の北側の尾根の東部に設定した。この場所は昨年度の調査で検出したＳＤ05 溝跡が南へ直角に折れ曲がった延長線上にある。調査区は東西 6m、南北 2.5mである(第 3 図)。

第Ⅲ区で検出した遺構は溝跡が 2 条で、出土遺物はない（第 40 図、第 43 図 1）。

【ＳＤ18 溝跡】南北に延びており、1 度作り替えられている。現況では北へ 40m程延びており、ＳＤ08 溝跡の延長とほぼ直角に接続する。南への延びは確認できない(第 3 図)。

ＳＤ18Ａ溝跡は後続するＳＤ18Ｂ溝跡によってこわされており、規模等は不明である。埋土は暗褐色の自然堆積土である。

ＳＤ18Ｂ溝跡は、上幅 2.9m、下幅 1.6m、深さ 0.7mであり、横断面形は上が開いたＵ字形である。埋土は暗褐色の自然堆積土などである。

第Ⅳ区

第Ⅳ区は北側の尾根の南縁部のⅢ区の西約 10mに設定した。調査区は東西約 2m、

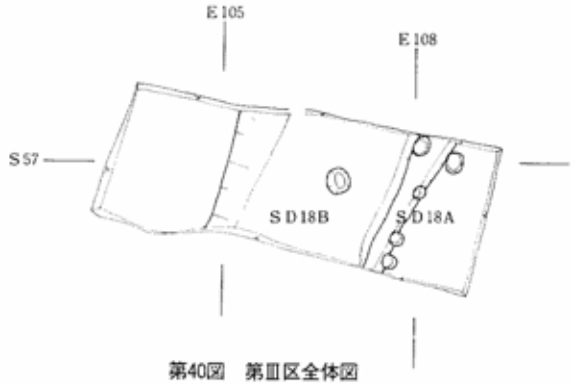

第40図　第Ⅲ区全体図

南北約 11mである。

第Ⅳ区で検出した遺構は溝跡が３条以上である（第 41 図、第 43 図 2）。

【ＳＤ19 溝跡】東西に延びており、ＳＤ25 溝跡と重複しておりこれより古い。上幅 0.5 m、下幅 0.2m、深さ 0.4mであり、横断面形はU字形である。埋土は地山の粒子を含む暗褐色の自然堆積土などである。

【ＳＤ25 溝跡】東西に延びており、２度作り替えられている。

ＳＤ25Ａ・Ｂ溝跡は後続するＳＤ25Ｃ溝跡が中央部分を壊しているため新旧関係や規模等は不明である。埋土は地山の砕片を含む褐色や暗褐色の自然堆積土などである。

埋土中より須恵器甕と土師器坏類の小片が出土した。

ＳＤ25Ｃ跡は、上幅 2.6m、下幅 1.4m、深さ 0.6mであり、横断面形は上が開いたU字形である。埋土は黒褐色や暗褐色の自然堆積土などである。

埋土中より須恵器甕の小片が出土した。

この他表土などから須恵器坏・高台付坏・土師器坏・甕、赤焼土器坏・高台付坏、弥生土器が出土した。

第Ⅴ区

第Ⅴ区は北地区の中央の尾根の東部に設定した。調査区は東西約 26m、南北 2mで

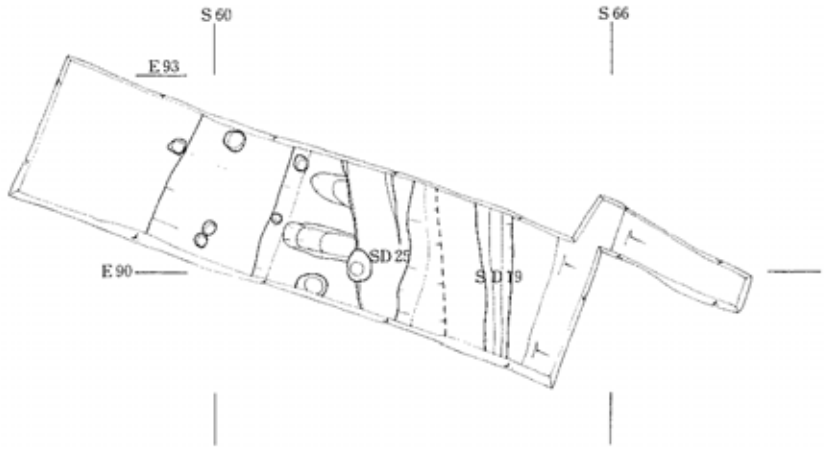

第41図　第Ⅳ区全体図

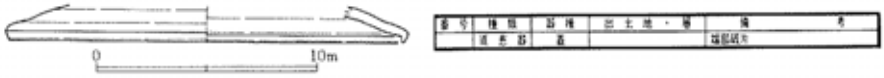

第42図　第Ⅴ区表土出土遺物

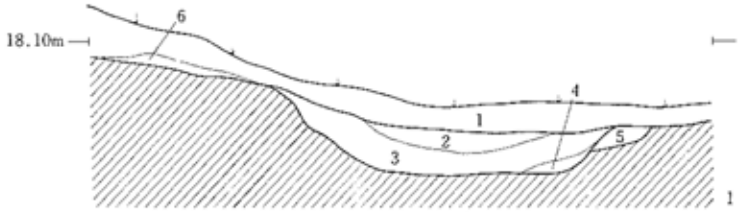

第Ⅲ区北壁

番号	土色	土性	備考
1	暗褐（10YR3／4）	シルト	表土
2	暗褐（7.5YR3／4）	シルト	SD18埋土
3	暗褐（7.5YR3／4）	シルト	SD18埋土
4	褐（7.5YR4／4）	シルト	SD18埋土
5	暗褐（7.5YR3／3）	シルト	SD18埋土
6	褐（7.5YR4／4）	シルト	地山粒子を含む

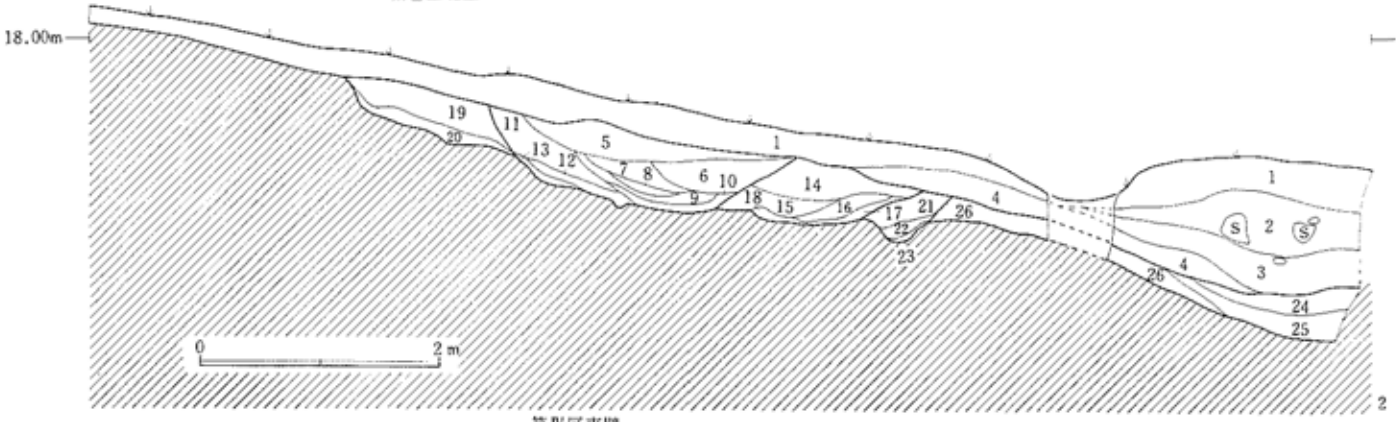

第Ⅳ区東壁

番号	土色	土性	備考	番号	土色	土性	備考
1	暗褐（7.5YR2／3）	シルト	表土	14	褐（7.5YR4／4）	シルト	SD25旧南側埋土
2	褐（7.5YR4／3）	シルト	礫を含む	15	褐（7.5YR4／3）	シルト	SD25旧南側埋土
3	暗褐（7.5YR3／4）	シルト		16	褐（7.5YR4／3）	シルト	SD25旧南側埋土
4	暗褐（7.5YR3／3）	シルト		17	褐（7.5YR4／4）	シルト	SD25旧南側埋土
5	黒褐（7.5YR2／2）	シルト	SD25新埋土	18	暗褐（7.5YR3／3）	シルト	SD25旧南側埋土
6	暗褐（7.5YR3／3）	シルト	SD25新埋土	19	褐（7.5YR4／4）	シルト	SD25旧北側埋土
7	褐（7.5YR4／3）	シルト	SD25新埋土	20	褐（7.5YR4／4）	シルト	SD25旧北側埋土
8	黒褐（7.5YR3／2）	シルト	SD25新埋土	21	極暗褐（7.5YR2／3）	シルト	SD19埋土
9	黒褐（7.5YR3／3）	シルト	SD25新埋土	22	暗褐（7.5YR3／3）	シルト	SD19埋土
10	黒褐（7.5YR3／2）	シルト	SD25新埋土	23	褐（7.5YR4／3）	シルト	SD19埋土
11	暗褐（7.5YR3／3）	シルト	SD25新埋土	24	極暗褐（7.5YR2／3）	シルト	沢の古い堆積層
12	褐（7.5YR4／4）	シルト	SD25新埋土	25	黒褐（7.5YR2／2）	シルト	沢の古い堆積層
13	褐（7.5YR4／4）	シルト	SD25新埋土	26	暗褐（7.5YR3／3）	シルト	沢の古い堆積層

第43図　第Ⅲ・Ⅳ区断面図

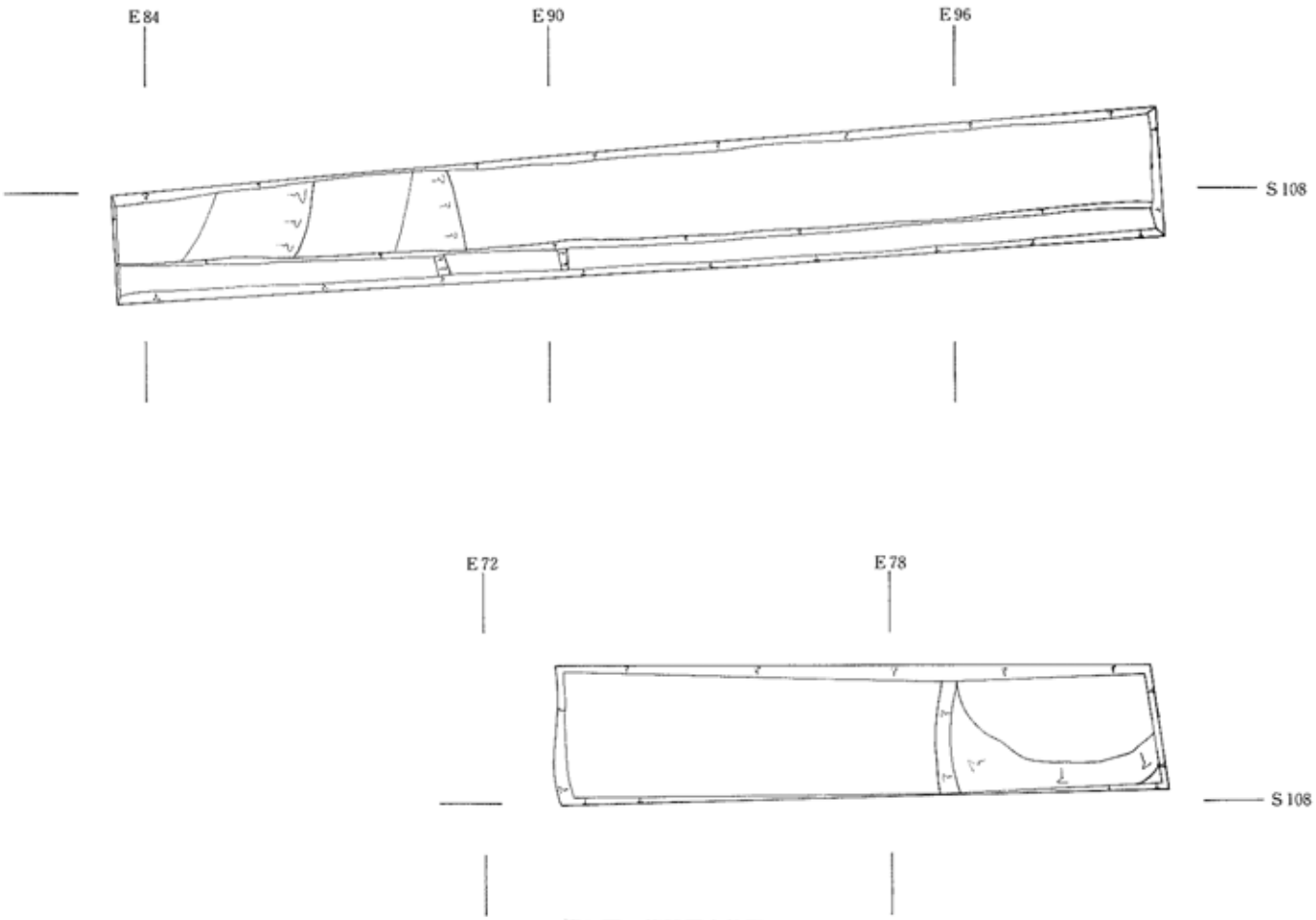

第44図　第Ⅴ区全体図

ある（第３図）。

Ｖ区では遺構は検出されなかった(第 44 図)。

表土下の堆積層から須恵器坏類、土師器坏類・甕の小片が少量出土した。また、表土からは須恵器蓋（第 42 図）・甕、土師器坏類・甕、弥生土器の小片が少量出土した。

第Ⅵ区

第Ⅵ区は北地区の中央の尾根のほぼ中央で、Ⅱ区の南約 18mに設定した。調査区は東西約 14m、南北約 2mである（第３図）。

検出した遺構には掘立柱建物跡 4 棟、溝跡 5 条がある(第 45 図)。主なものについて説明する。

【ＳＢ51 掘立柱建物跡】桁行 3 間以上、梁行 1 間以上の東西棟で、3 度建て替えられている。ＳＤ27・ＳＤ28・ＳＤ29 溝跡と重複しこれらより古い(第 45 図、第 46 図 2)。

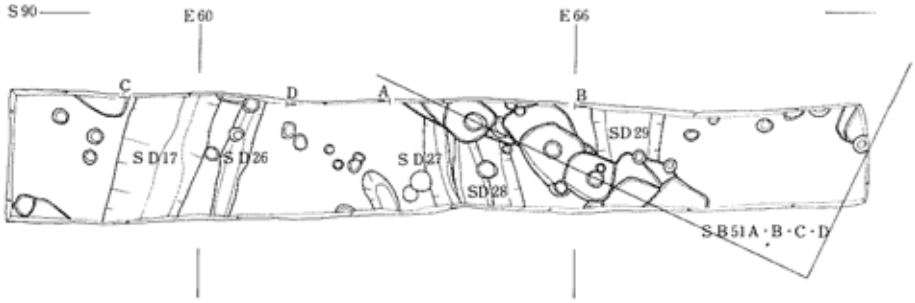

第45図　第Ⅵ区全体図

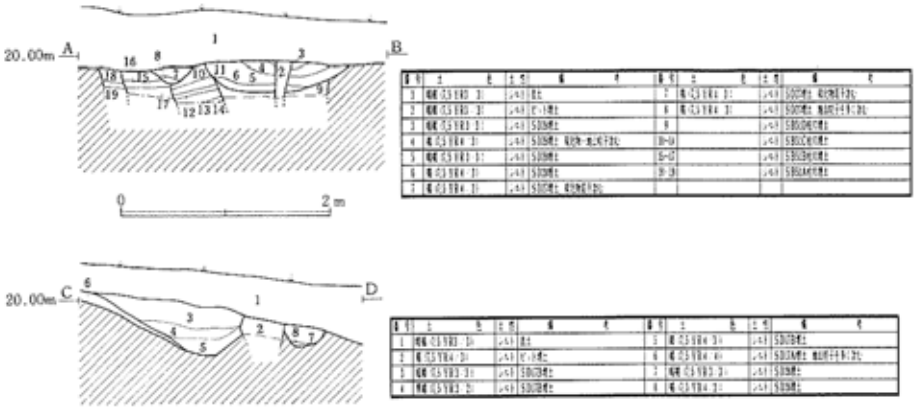

第46図　第Ⅵ区断面図

ＳＢ51Ａ・Ｂ建物跡は後続するＳＢ51Ｃ・Ｄ建物跡とほぼ同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われ、柱穴の規模等は不明である。

ＳＢ51Ｃ物跡は後続するＳＢ51Ｄ建物跡とほぼ同位置で重複しており、柱間や建物の方向は同様と思われる。柱穴は１辺が 0.8m程の方形で、埋土は地山の砕片を多く含む褐色土などである。柱痕跡は直径 25cm 程の円形である。

ＳＢ51Ｄ建物跡は、柱間は柱痕跡が不明なものについては柱穴の中心に柱位置を想定すると、桁行が南側柱列で東から不明・1.5m・2.1mで、梁行はおよそ 2.4m程と思われる。建物の方向は南側柱列でN-18°－Ｅである。柱穴は１辺が 0.7～0.8m程の方形で、埋土は地山の砕片を多く含む褐色土などである。柱痕跡は直径 30cm 程の円形である。

【ＳＤ17 溝跡】南北に延びており、第Ⅱ区で検出したＳＤ17 溝跡と一連のもので１度作り替えられている(第 46 図 1)。

ＳＤ17Ａ溝跡は後続するＳＤ17Ｂ溝跡によって大部分が壊されており、規模等は不明である。埋土は地山の粒子を多く含む褐色の自然堆積土である。

ＳＤ17Ｂ溝跡は、上幅 1.4m、下幅 0.4m、深さ 0.4mであり、横断面形は上が開いたＵ字形である。埋土は地山の粒子を若干含む褐色の自然堆積土などである。

埋土中より土師器坏類・甕、赤焼土器坏類の小片が少量出土した。

この他表土からは須恵器坏・甕（第７図１・2）、土師器坏・高台付坏（4）・甕、赤焼土器坏・高台付坏、弥生土器（3）の小片、鉄製の鎌(5)が出土した。

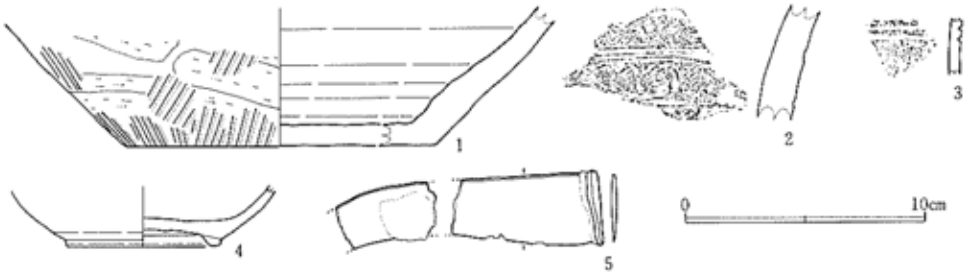

番号	種類	器種	備考	番号	種類	器種	備考
1	須恵器	甕		4	赤焼土器	高台付坏	
2	須恵器	甕	波状文	5	鉄製品	鎌	図版８－５
3	弥生土器	鉢	平行沈線＋縄文				

第47図　第Ⅵ区表土出土遺物

3　考察

以上のように本年度の調査によって、第Ⅰ区の平坦面を中心として北地区内の各地点で礎石建物跡や、掘立柱建物跡、塀跡、土塁、溝跡、土壙などを検出した。したがってここではまず第Ⅰ区について検討し、次に他の地区について検討してみることとする。その後に北地区全体や遺跡全体について述べてみたい。

第Ⅰ区

第Ⅰ区は人工的に平坦に整地されていると考えられており、この場所で礎石建物跡や、掘立柱建物跡、塀跡、土塁跡、溝跡、土壙などを検出した。以下、まず建物跡と塀跡や土塁跡の区画施設や出土遺物について検討し、その後に平坦面の性格や規模、建物の構成や変遷、位置関係、年代などについて検討してみる(1)。

【建物跡】建物跡は位置的に、①最も北側のＳＢ45Ａ～Ｃ建物跡、②中央部やや北側のＳＢ50Ａ～Ｄ建物跡、③最も西側のＳＢ39Ａ～Ｃ建物跡、④中央部西側のＳＢ40Ａ～Ｃ、ＳＢ41、ＳＢ42、ＳＢ49 建物跡、⑤中央部東側のＳＢ43Ａ・Ｂ、ＳＢ46 建物跡、の大きく 5 地点に分かれて存在している。これらはいずれも同じ場所でほぼ同規模で何回か建て替えられており、その配置に強い規制があったことや、その性格が変化しなかったことが窺われる。

このうち②のＳＢ50 建物跡は基壇上に建てられており、梁間が 3 間で桁行柱間が 3.3m と大きく大規模で、柱穴の規模も最大である。こういったことからＳＢ50 建物跡は中心的な建物であると思われる。

④と⑤の建物群は柱穴の 1 辺が 0.3～0.5m程と小さなものである。しかし、建物の規模は他の建物と比べると同等かより大きく、主要な建物であったと思われる。

また、④のＳＢ40 建物跡と⑤のＳＢ43 建物跡は北妻が揃っており、柱間や柱穴の形状が同じことから、同時期に計画的に配置されたものと思われる。これらとの新旧関係は不明であるが④のＳＢ41 建物跡と⑥のＳＢ44 建物跡についても同様に考えられる。

【区画施設】平坦面の西側にはＳＡ06 塀跡やＳＸ08 土塁があり、北側にはＳＡ07 塀跡が、東側にはＳＡ08・ＳＡ09 塀跡やＳＸ09 土塁があることが明らかになった。

ＳＡ06 塀跡とＳＸ08 土塁は同位置で重複しており、両者が同じ場所を区画するものであることは明らかである。ところで現況ではＳＸ08 土塁は土手状の高まりとして南へ 35m程延びており、さらに東へほぼ直角に曲がり 17m程延びている。こういったことからこれらは西辺の区画施設であると思われる。

ＳＡ08・ＳＡ09 塀跡とＳＸ09 土塁も同様に東側にある斜面を削りだした段と共に同じ場所を区画するものである。現況では東側の段は南北に 60m程延びており、南端ではほぼ直角

に西に曲がっている。したがってこれらは東辺の区画施設であると思われる。

ＳＡ07 塀跡はＳＡ06 塀跡と方向が直交し、東辺と西辺の区画施設の間にあることから北辺の区画施設であると思われる。

一方、南辺では調査を実施していないが、現況では東西に延びる土手状の高まりが見られ、少なくとも土塁は存在したと思われる。

次にこれらの対応関係についてみてみると、その重複状況から、最も古い西辺区画施設のＳＡ06Ａ塀跡と東辺区画施設のＳＡ08Ａ塀跡、北辺区画施設のＳＡ07 はいずれも一本柱列による塀跡であり、柱穴の形状が類似することから同時期のものとみることができる。後続する西辺のＳＡ06Ｂ塀跡と東辺のＳＡ08Ａ塀跡、西辺のＳＸ08Ａ土塁と東辺のＳＸ08Ａ土塁、西辺のＳＸ08Ｂ土塁と東辺のＳＡ09 材木塀跡もそれぞれ作り替えであり、重複関係から同時期のものであると考えられる。北辺については不明であるが、区画線上にＳＢ45 建物跡が建てられる。

東辺の段については、塀もしくは土塁に伴うものと思われるが、いずれであるかは決定できなかった。

これらをまとめると以下の通りである。

〔西辺区画施設〕ＳＡ06Ａ→ＳＡ06Ｂ→ＳＸ08Ａ→ＳＸ08Ｂ

〔東辺区画施設〕ＳＡ08Ａ→ＳＡ08Ｂ→ＳＸ09→ＳＡ09

〔北辺区画施設〕ＳＡ07

【出土遺物】須恵器、土師器、赤焼土器などがあり、大部分が土壙や堆積層などから出土した。須恵器には坏・高台付坏・蓋・瓶・甕・円面硯、土師器には坏・高台付坏・蓋・甕、赤焼土器には坏・高台付坏などがある。このうち、土師器坏類は大部分がロクロ使用のものであるが、少量非ロクロのものも存在する。また、須恵器坏には底部が回転ヘラケズリ調整されたものや、手持ちヘラケズリ調整されたもの等が存在する。また、赤焼土器はごく少量である。こういったことから、出土遺物の大部分は平安時代前半頃のものであるが、一部奈良時代に属すものも含まれていると思われる。

次に塀や土塁で区画された平坦面の規模や性格、その内部の建物配置等について検討してみる。

【規模】上述のように平坦面は塀や土塁で周囲から区画されており、南東と南西のコーナーがほぼ直角であることから方形に区画されていたと思われる。規模は東西がＳＡ06 塀跡とＳＡ08 塀跡間の距離で約 50mであり、南北がＳＡ07 塀跡と現況でみられる土手状の高まりの間の距離でおよそ 60mである。

【性格】平担面は北地区の中央部西寄りの高い部分に位置する。また、塀や土塁で方形に区画されている。こういったことからこの一郭は北地区のなかでも特に格の高い場所であると思われる。さらに、後述するように内部には建物が南向きの「コ」の字形に配置され、区画施設や他の建物も計画的に配置されている。こういった建物配置は国府や郡衙、城柵等の中枢部によくみられる配置である。以上のことから平坦面は亘理郡衙の郡庁院と考えられる。

【院内の建物構成】②のＳＢ50 建物跡は東西棟であり、郡庁院内では最大規模の建物で基壇上に建てられている。また、他の建物はこれを中心として配置されていることなどからＳＢ50 建物跡は郡庁の正殿と推定される。

次に④と⑤の建物群についてみてみる。これらはいずれも南北棟で、このうち④のＳＢ40 建物跡と⑤のＳＢ43 建物跡は前述のようにそれぞれ同時期に計画的に配置されたものと見られる。また、ＳＢ40 建物跡は北半部しか検出していないが、ＳＢ43 は桁行が 7 間以上と長大な建物である。建物の方向は正殿であるＳＢ50 建物跡とほぼ直交する。以上のことから、これらは脇殿であると思われる。これらとほぼ同位置で重複する④のＳＢ41 建物跡と⑥のＳＢ44 建物跡も同様に脇殿と考えられる。

ここで東西の脇殿の対応関係についてみてみたい。まず、前述のようにＳＢ40 建物跡とＳＢ43 建物跡、ＳＢ41 建物跡とＳＢ44 建物跡がそれぞれ東西の脇殿であることは明らかである。脇殿が東西で一対であり同時に建て替えられたとみると、重複状況から脇殿は、ＳＢ40Ａ・ＳＢ43Ａ建物跡→ＳＢ40Ｂ・ＳＢ43Ｂ建物跡→ＳＢ40Ｃ・ＳＢ44Ａ建物跡→ＳＢ41・ＳＢ44Ｂ建物跡、もしくはＳＢ41・ＳＢ44Ａ建物跡→ＳＢ40Ａ・ＳＢ44Ｂ建物跡→ＳＢ40Ｂ・ＳＢ43Ａ建物跡→ＳＢ40Ｃ・ＳＢ43Ｂ建物跡という対応・新旧関係にあると推定されるが、いずれであるかは決定できない。

一方、④のＳＢ42 建物跡と⑤のＳＢ46 建物跡は前述の脇殿とほぼ同位置で重複することや長大な建物である点で脇殿である可能性が考えられる。しかし、梁行が狭いことや配置に規則性が見られないことなどの相違点もみられる。

この他に、①のＳＢ45 建物跡や③のＳＢ39 建物跡がある。これらはいずれも同位置で 2 度建て替えられており、後述するように他の建物と計画的に配置されているとみられることから、郡庁院内の主要な建物であったと思われる。ここでは便宜的にＳＢ39 建物跡を西側建物、ＳＢ45 建物跡を北側建物と呼ぶことにする。なお、郡庁院の門については、東門はＳＡ09 材木塀の時期にはこの材木塀が連続することから東辺の中央部には存在しないことは確実である。また、西門はＳＸ08Ａ・Ｂ土塁が連続しており、この時期には西辺の中央には存在しないことが確実である。これ以外の時期については不明である。北門については

北側建物が郡庁院の南北方向の中心線（以下南北中心線と記す、東西方向についても同様に東西中心線と記す）からおよそ 3m離れた位置にあり、これと対称の位置に建物が配置されているならば、両者の間が通路のようになっていた可能性が考えられる。一方、南辺は土手状の高まりが中央部で切れており、ここに南門が存在した可能性がある。

【変遷】郡庁院内の建物や区画施設の重複状況は次の通りである。

	旧		新	
〔正殿〕	ＳＢ50Ａ→ＳＢ50Ｂ→ＳＢ50Ｃ→ＳＢ50Ｄ…			
〔東脇殿〕	ＳＢ43Ａ→ＳＢ43Ｂ			
		ＳＢ44Ａ→ＳＢ44Ｂ		
				（ＳＢ46）
〔西脇殿〕	ＳＢ40Ａ→ＳＢ40Ｂ→ＳＢ40Ｃ			
			ＳＢ41	
				（ＳＢ42）
〔西辺区画施設〕	ＳＡ06Ａ→ＳＡ06Ｂ→ＳＸ08Ａ→ＳＸ08Ｂ			
〔東辺区画施設〕	ＳＡ08Ａ→ＳＡ08Ｂ→ＳＸ09→ＳＡ09			
〔北辺区画施設〕	ＳＡ07→ＳＢ45Ａ→ＳＢ45Ｂ→ＳＢ45Ｃ			
〔西側建物〕	ＳＢ39Ａ→ＳＢ39Ｂ→ＳＢ39Ｃ…			
〔北側建物〕		ＳＢ45Ａ→ＳＢ45Ｂ→ＳＢ45Ｃ		

以上のように正殿では 4 時期、脇殿では 4 ないし 5 時期、区画施設では 4 時期の重複が見られる。正殿や脇殿、区画施設は計画的に配置されていることから、これらは同時に造営されたものと思われる。したがって、郡庁院内には大きくⅠ～Ⅳ期の変遷があったものと思われる。なお、脇殿には 5 時期ある可能性があり、郡庁院全体でもその可能性があろう。

次にこれら以外のＳＢ39・ＳＢ45 建物跡について検討してみる。

ＳＢ45 建物跡は第Ⅰ期のＳＡ07 塀跡の柱が抜き取られた後に建てられていることから第Ⅱ期以降に属することは明らかである。また、同位置で 2 度建て替えられており、次項で述べるように計画的に配置されていることから、正殿や脇殿と同時に造営されたものと思われ、ＳＢ45Ａ建物跡は第Ⅱ期に、ＳＢ45Ｂ建物跡は第Ⅲ期に、ＳＢ45Ｃ建物跡は第Ⅳ期に属すものと思われる。

ＳＢ39 建物跡は同位置で 2 度建て替えられているが、その所属時期を決定できる資料がない。そのため、ここでは第Ⅰ～Ⅳ期のうちの連続する 3 時期に存在したものと考えておきたい。

【位置関係】ここでは建物と区画施設の位置関係について検討してみるが（第48図）、前述のように脇殿と西側建物の所属時期が確定しないため、各期ごとの配置は今後の課題としておくこととする。

正殿と脇殿の関係をみてみると、正殿を中心とした南向きの「コ」の字形に配置されていることがわかる。正殿と脇殿の距離は約12mである。

正殿は郡庁院のほぼ中央北寄りに建てられている。正殿の北側柱列と北辺区画施設との距離は約 13.0mである。

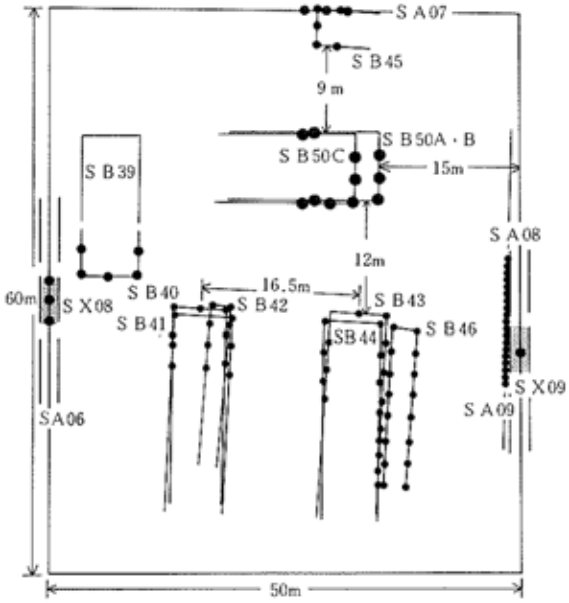

第48図　郡庁院模式図

Ⅰ・Ⅱ期の正殿であるＳＢ50Ａ・Ｂの東妻と東辺区画施設との距離はおよそ15mである。正殿の桁行は明らかではないが、正殿が東西方向の中央に位置すると仮定すると、桁行は6間（総長19.8m）ということになる。一方、正殿の桁行を5間とした場合その桁行総長は16.5mであり、東西の脇殿の棟通り間の距離に等しく、また郡庁院の東西方向の距離の1/3となることから、正殿の桁行は5間である可能性も考えられる。

Ⅲ期の正殿であるＳＢ50Ｃの東妻と東辺区画施設との距離はおよそ17.5mである。同様に正殿が東西方向の中央に位置すると仮定すると、桁行は5間（総長15.0m）ということになる。

脇殿は郡庁院の中央部南側にある。東脇殿と東辺区画施設との距離はおよそ14mで、西脇殿と西辺区画施設との距離は約13.0mであり、脇殿は郡庁院の南北中心線に対して対称ではなくいくぶん西に寄っている。西側建物は桁行を5間と仮定するとこの建物の北妻と正殿の北側柱列はほぼ揃うことから、西側建物の桁行は5間である可能性がある。なお、南北中心線に対して対称の位置にはこれと対になるような建物は存在しない。

北側建物は西妻が郡庁院の南北中心線の東およそ3mのところにあり、正殿の北側柱列との距離は約9.0mである。

【年代】上述のように郡庁院にはⅠ～Ⅳ期の変遷がみられた。これらの年代については各期の遺構からはほとんど出土遺物がなく、細かな限定をすることができない。調査によっ

て出土した遺物は大部分が平安時代前半頃のものであり、郡庁院の年代もこの頃と考えておきたい。一方、少量ではあるが奈良時代のものも出土しており創建は奈良時代にまでさかのぼる可能性がある。

第Ⅱ区

第Ⅱ区では礎石建物跡1棟、掘立柱建物跡8棟、溝跡1条などを検出した。

ＳＢ36建物跡は雨落ち溝を巡らせた基壇上に建てられており、最後は礎石式に建て替えられていることなどから主要な建物であったと思われる。また、東側にあるＳＢ37建物跡は北妻がＳＢ36建物跡の北妻とほぼ揃っており、距離がおよそ9mであることから計画的に配置されたものと思われる。ＳＢ37建物跡とほぼ同位置で重複するＳＢ38建物跡も同様と考えられる。したがって、この一郭はＳＢ36建物跡を中心とする重要な一郭であったと思われる。

これらの重複状況は以下の通りであり、この一郭には少なくとも5時期の変遷があったことがわかる。

旧　　新

ＳＢ36Ａ→ＳＢ36Ｂ→ＳＢ36Ｃ→ＳＢ36Ｄ→ＳＢ36Ｅ

ＳＢ38→ＳＢ37Ａ→ＳＢ37Ｂ→ＳＢ37Ｃ

ＡＤ17溝跡はＳＢ36建物跡の東約30.0mにあり、方向もほぼ一致することから上記の一郭を区画する溝の可能性がある。

この一郭の年代については、ＳＤ17溝跡からは多量の赤焼土器が出土しており埋まったのは10世紀前半頃であり、終末の年代はこの頃と思われる。また、非ロクロ調整の土師器坏等が出土しており、この一郭が奈良時代には使われていた可能性がある。一方、ＳＢ36Ｂ建物跡は火災にあっている。ＳＫ41土壙は埋土中に多量の焼土や炭化物が混じることから火災直後の土壙であると思われる。出土遺物は底部に手持ちヘラケズリ調整された糸切りの土師器坏が多く9世紀後半頃のものであることから、火災もこの頃と思われる。

したがって、この一郭の年代は郡庁院と同様に平安時代前半頃と思われる。しかし、郡庁院では少量しか出土しない赤焼土器が多く出土することから、この一郭は郡庁院よりも後まで存続していたと思われる。

第Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ区

これらは北地区全体を区画する施設を追求するために設定した調査区であるため一括して検討する。

第Ⅲ区ではＳＤ18 溝跡を検出した。この溝は現況で確認できる昨年検出したＡD05 溝跡の延長が南へほぼ直角に折れ曲がった延長上にあることから、ＳD05 溝跡と一連の溝であると思われる。なお、ＳD18 溝跡はこれより南側では沢底の第Ⅱ区東半部や尾根上の第Ⅴ区でも確認できなかったことから、南へ直線的に延びてはいないことは明らかである。

また、第Ⅳ区ではＳD25 溝跡を検出した。これは方向がＳD18 溝跡とほぼ直交することからＳD18 溝跡に接続するものと思われる。

これらは北地区の北側の尾根の周囲に位置し、この尾根上にある官衙ブロックを区画する溝であると思われる。これらによって区画される範囲は南北 120m程、東西 50m程である（第 3 図）。

これらはいずれも 2～3 時期の変遷があり、ほぼ同位置で作り替えられていることからこの区画はある程度の期間は維持されたものと考えられる。年代は区画内の存続年代と同じく平安時代前半頃と思われる。

第Ⅵ区

Ⅵ区では掘立柱建物跡 4 棟と溝跡が検出された。ＳＢ51 建物跡は東側の官衙ブロックの東辺の区画溝であるＳD17 溝跡より東側にあり、ほぼ同位置で建て替えられていることからＳＢ36 建物跡を中心とする一郭とは別の建物のグループがこの付近にあった可能性がある。変遷は現時点では 4 時期確認されている。

以上のように今回の調査では古代の亘理郡衙の郡庁院を検出し、その規模や内部の建物配置、変遷などについてある程度明らかにすることができた。また、これとは別の官衙ブロックを検出した。昨年度までの調査では北地区では官衙ブロックが見つかっており、倉庫院の内容もある程度明らかになっている。そこでここでは昨年度までの調査成果をふまえ、まず北地区についてまとめ、次に南地区を含め遺跡全体についてまとめてみたい。

北地区には礎石建物跡や多数の掘立柱建物跡等が存在し、昨年度に指摘したように実務官衙域であることは明らかである。ここでは北地区の規模や配置、変遷などについて検討してみる。

【規模】北側にあるＳD05 溝跡は東西に 80m以上延びている。これより北側には建物群が存在するような広い平坦な場所はないことから、この溝が北地区の北側を区画するものと考えられる。西側は急な斜面であり、南側は大きな沢が東から入っており、自然地形によって区画されている。東側は不明であるが、ＪＲ常磐線の付近まで遺物が散布しているこ

とからこの付近まで広がる可能性がある。したがって、北地区の規模は南北 180m程、東西 200m以上と思われる(第 3 図)。

【配置】北地区内には郡庁院と 2 ヵ所以上の官衙ブロックがあることが明らかになっており、それぞれ中心的な建物とそれに付属する建物とから構成されている。これらの位置関係をみてみる。

郡庁院は北地区の南北方向のほぼ中心で西側の奥まった場所に位置している。郡庁院の北辺とＳＤ05 溝跡との距離はおよそ 60mであることから郡庁院の南北の長さは北地区の南北の長さのほぼ 1/3 であることが分かる。

この北側にはＳＢ27 建物跡とこれと計画的に配置されたＳＢ28・ＳＢ31 建物跡を中心とする官衙ブロックがある。これらは東西に延びる細長い尾根上にあり、溝によって区画されている。ＳＢ27 建物跡の北妻とＳＤ05 溝跡との距離はおよそ 14m(≒50 尺)であり、ＳＢ27 建物跡の東側柱列とＳＤ18 溝跡との距離はおよそ 67m(≒220 尺)である。また、ＳＢ27 建物跡の南妻と郡庁院の北辺区画施設の延長線上までの距離はおよそ 24m(≒80 尺)であり、ＳＢ27 建物跡の西側柱列と郡庁院の東辺区画施設の延長線上までの距離もおよそ 24m(≒80 尺)である。

郡庁院の東側にはＳＢ35 建物跡とこれと計画的に配置されたＳＢ37 建物跡を中心とする官衙ブロックがある。ＳＢ36 建物跡の西側柱列と郡庁院の東辺区画施設との距離はおよそ 23m(≒80 尺)である。また、この建物とこの一郭の区画の溝であるＳＤ17 溝跡との距離は約 30.0m(≒100 尺)である。

一方、ＳＢ36 建物跡は北側のＳＢ27 建物跡と概ね揃って建てられており、両者の距離はおよそ 58m(≒200 尺)である。

以上のように、北地区内の官衙ブロック、特にその中心的な建物間にはその配置に計画性がみられる。

なお、東側の官衙ブロックの南側にはいくぶん平坦で、礎石とみられる自然石が存在する場所があり、この付近に別の官衙ブロックが存在した可能性が考えられる（第 3 図）。

【変遷】郡庁院では 4 ないし 5 時期の変遷が確認されている。また、北側の官衙ブロックでは 3 時期の変遷が、東側の官衙ブロックでは少なくとも 5 時期の変遷があることが明らかになっている。

これらは存続した年代がほぼ同じであり、いずれも中心的な建物が最終期には礎石式となっていることから、少なくともこの時期には同時に建て替えられたものと思われる。

また、郡庁院では痕跡はみられなかったが、北側と東側の官衙ブロックでは火災の痕跡がみられた。火災直後の土壙と考えられる北側のＳＫ17 土壙と東側のＳＫ41 土壙からの出

土遺物が同じで同時期と考えられることから、火災は同一のものとみることができる。

以上のことから北地区では少なくとも2回の大規模な改修があったことが分かる。それ以前については同時期の大規模な改修があったかどうかは判然としないが、各官衙ブロックでの変遷が一致しないことからそれぞれ別々に改修された可能性もある。これらを図示すると以下の通りである。

旧　掘立柱建物跡　　新　礎石建物跡

〔郡庁院〕　ＳＢ50Ａ→ＳＢ50Ｂ→ＳＢ50Ｃ→ＳＢ50Ｄ

（火災）

〔北側〕　ＳＢ27Ａ→ＳＢ27Ｂ→ＳＢ27Ｃ

（火災）

〔東側〕ＳＢ36Ａ→ＳＢ36Ｂ→ＳＢ36Ｃ→ＳＢ36Ｄ→ＳＢ36Ｅ

なお、東側の官衙ブロックのさらに東側で別の官衙ブロックの一部とみられる建物を確認しており、4時期の変遷があった。

一方、郡庁院や北側の官衙ブロックでは計画的な配置が崩れた後に小規模な建物が建てられており、こういった場所がさらに長く使われたことが分かる。

次に倉庫院をも含めた遺跡全体についてみてみる。

三十三間堂遺跡は丘陵上に立地している。多賀城以南の陸奥国内の官衙遺跡をみてみると、角田郡山遺跡(伊具郡)や仙台南郡山遺跡(名取郡)、関和久遺跡(白河郡)などの比較的周辺との比高差のない場所に立地する遺跡と、郡山五番遺跡（標葉郡）、郡山台遺跡（安達郡）や清水台遺跡(安積郡)などの丘陵上に立地する遺跡とがある。前者は創建年代が古く考えられており、後者は比較的新しく考えられている。本遺跡は後者の例である。

本遺跡はすでに指摘されているように、阿武隈川の渡河地点に近く海道沿いにあり、水陸の交通の要衝に位置している（伊藤1978）。

また、本遺跡は南側に倉庫院、北側に郡庁院などの実務官衙域を配している。さらに、性格については判然としないが、倉庫院の南側に土壇と呼ばれている土手状の高まりで区画された1辺が30m程のほぼ方形の一郭がある。これらは南北に延びる丘陵上に並んでおり、東から入る沢などの微地形をうまく利用して倉庫院内では倉庫と「屋」を、実務官衙域では郡庁院や官衙ブロックなどを配置している。全体を区画する施設は今までのところ発見されていない。

一方、倉庫院には東側から入る沢を利用した通路があり、区画溝との交点には平坦に切

り盛りした地業がなされていたことから、倉庫院は東側に開いていたと思われる。また、実務官衙域では北側と東側の官衙ブロックは東向きの配置であり、郡庁院では南向きの配置である。遺跡の立地する丘陵は東に開けており、亘理海岸平野と太平洋を望むことができる。こういったことから実務的な場所では地形に応じた東向きであるが、儀式などを行なう郡庁院では南向きに配置するという強い意思が窺われる。

実務官衙域で 3〜5 時期の変遷がある。倉庫院では礎石式の倉庫には建て替えの痕跡はないものの、掘立柱建物跡の「屋」には 4 時期の変遷がある。礎石式の倉庫については具体的な変遷は不明であるが、これらは郡衙としては一体となって存在したと考えられる。これらの具体的な変遷については不明な点が多く、実務官衙域では中心的な建物は最終期には礎石式に建て替えられているが、倉庫院の「屋」ではそれまでの建物よりもかなり規模を縮小しているという相違点がある。

なお、遺跡内からは瓦は出土しておらず瓦葺きの建物は存在しなかったと思われる。

4　まとめ

以上述べてきたことをまとめると以下のようになる。

1）三十三間堂遺跡は平安時代前半頃の陸奥国亘理郡衙である。

2）遺跡は丘陵上に立地し、北側に実務官衙域、南側に倉庫院を配している。

3）実務官衙域には郡庁院と 3 ヶ所以上の官衙ブロックがある。

4）郡庁院は東西 50m、南北 60mの方形で、塀や土塁で区画されている。内部には正殿や脇殿などが計画的に配置され、4〜5 時期の変遷がある。

5)官衙ブロックは計画的に配置された中心的な建物群とそれに付属する建物群とからなり、それぞれが溝で区画されている可能性があり、ある程度計画的に配置されていると思われる。

6）倉庫院は溝で 1 辺が 150m程の方形に区画されており、倉庫や「屋」が計画的に配置されている。

三十三間堂遺跡の調査は本年度で一応の区切りということになる。今まで不明であった亘理郡衙の実態がある程度明らかになったのは大きな成果といえる。しかし、調査は限られた期間と面積で実施され、検討の余地を残す部分や不明の部分も数多く残されており、今後の課題としたい。

註 1 本遺跡についてすでに公表されたものと内容が一部異なっている。本書の記述が優先する。

引用参考文献（五十音順）

大類伸（1932）：「亘理町三十三間堂遺跡について」『仙台郷土研究』第2巻第1号

伊藤玄三・志間泰治（1967）：「三十三間堂遺跡緊急調査（測量調査）概報」『宮城県文化財調査報告書』第13集

伊藤玄三（1978）：「宮城県亘理郡の古代郡倉－三十三間堂遺跡の再検討－」『法政考古学』第2集

高松俊雄他（1979）：「清水台遺跡」『郡山文化財調査報告書』第21集

渡辺一雄他（1978～1980）：「郡山五番遺跡Ⅰ～Ⅲ」

新庄屋元晴（1980）：「角田郡山遺跡」『角田市文化財調査報告書』第3集

伊東信雄他（1982）：「多賀城跡－政庁跡本文編」

鈴木啓（1977～1983）：「郡山台Ⅰ～Ⅶ」『二本松市文化財調査報告書』第3～9集

丹羽茂（1983）：「宮前遺跡－朽木横穴古墳群・宮前遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第96集

木本元治他（1985）：「関和久遺跡」『福島県文化財調査報告書』第153集

中山敏史・佐藤興治（1985）：「古代の役所」

阿部博志他（1987）：「亘理町三十三間堂遺跡ほか」『宮城県文化財調査報告書』第124集

木村浩二他（1980～1988）：「郡山遺跡Ⅰ～Ⅷ」『仙台市文化財調査報告書』第29～110集

佐藤則之他（1988）：「亘理町三十三間堂遺跡ほか」『宮城県文化財調査報告書』第127集

第Ⅰ区
西半部（東から）

第Ⅰ区
北東部（西から）

第Ⅰ区
南東部（北から）

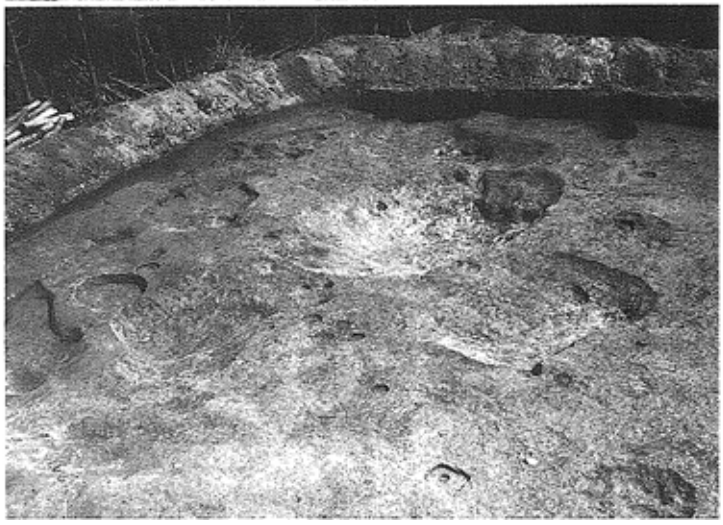

写真図版１

第Ⅰ区
ＳＢ39(西から)

第Ⅰ区
中央部西半部

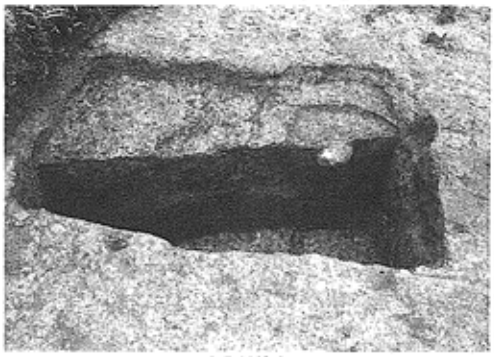

ＳＢ39柱穴

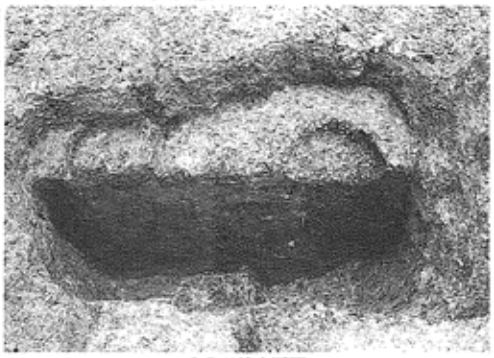

ＳＢ40柱穴断面

写真図版 2

第Ⅰ区
ＳＢ50(南から)

第Ⅰ区
ＳＡ07・ＳＢ45
(北から)

ＳＢ50柱穴断面

ＳＡ07・ＳＢ45柱穴断面

写真図版３

第Ⅰ区
ＳＸ08
（北から）

下左　ＳＸ09断面
下右　ＳＡ09断面

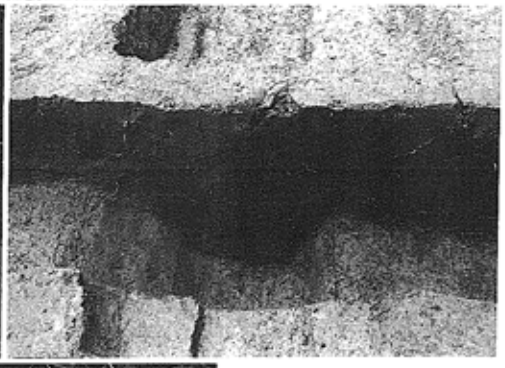

第Ⅱ区
全景（西から）

写真図版４

第Ⅱ区
ＳＢ36Ｅ礎石
（北から）

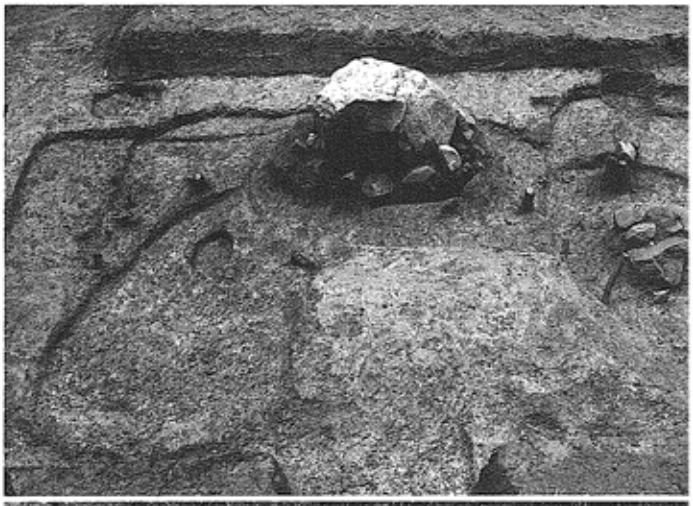

第Ⅱ区
ＳＤ17（北から）

下左　ＳＢ36柱穴断面
下右　ＳＢ37・38柱穴断面

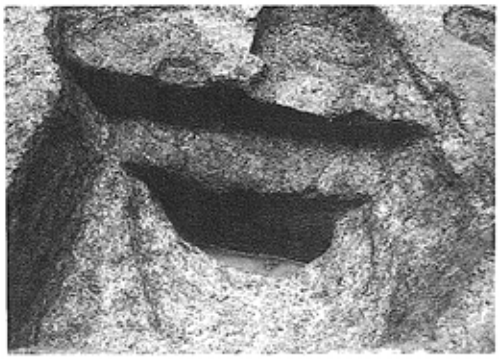

写真図版５

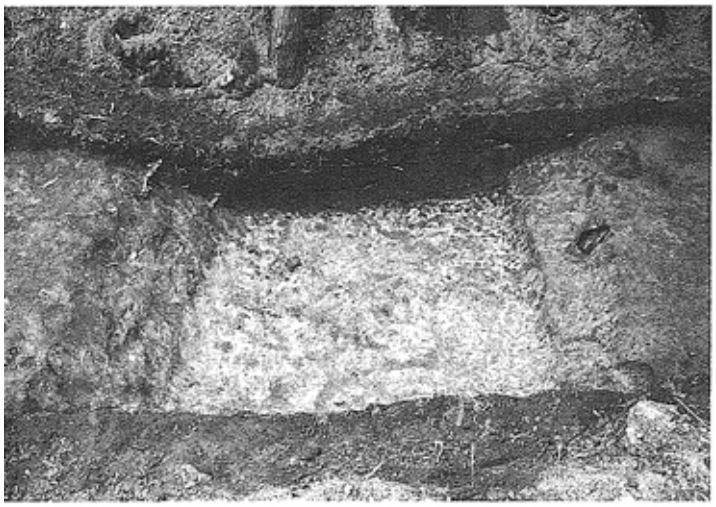

第Ⅲ区
ＳＤ18(南から)

第Ⅳ区全景(南から)

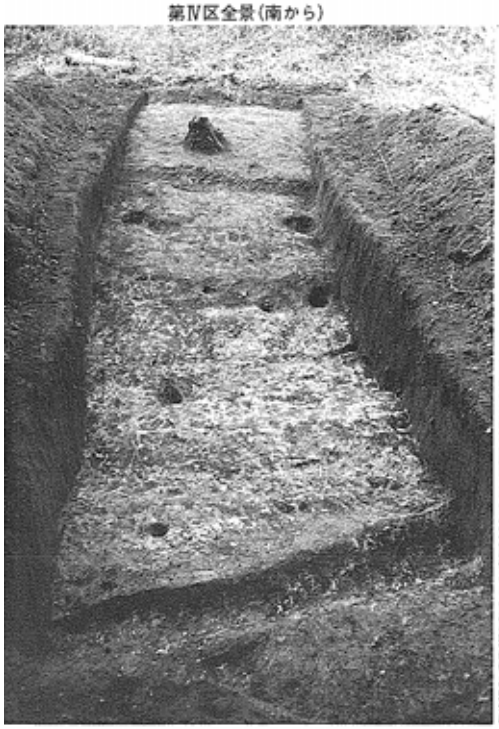

第Ⅳ区全景(東から)

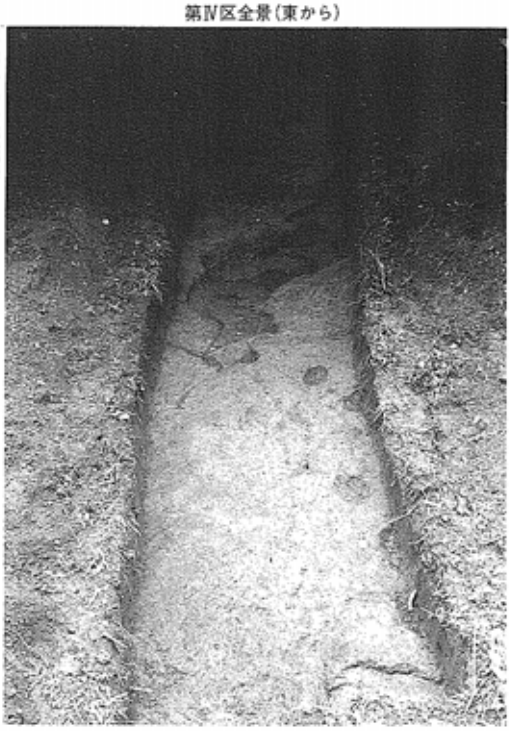

写真図版６

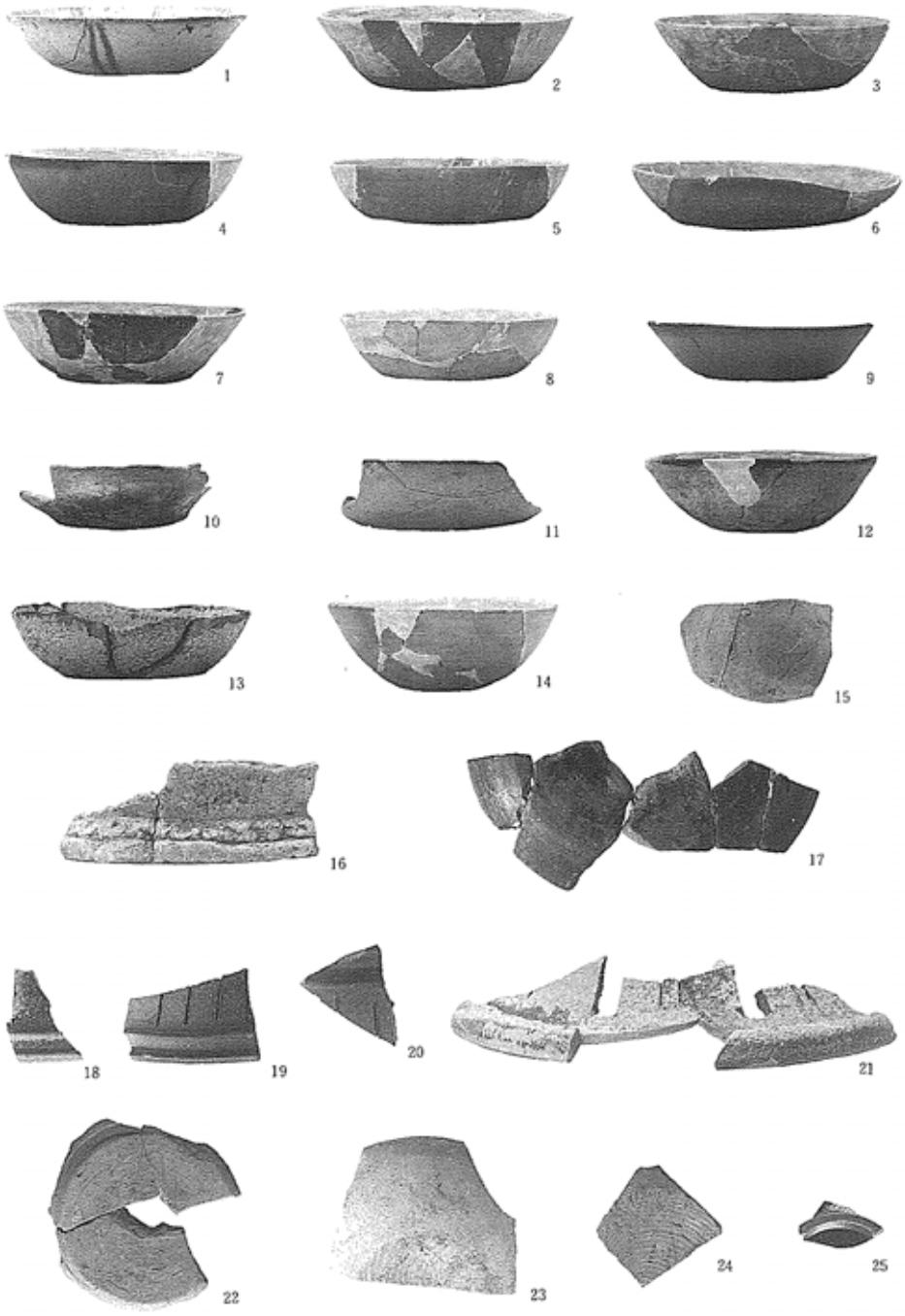

写真図版 7

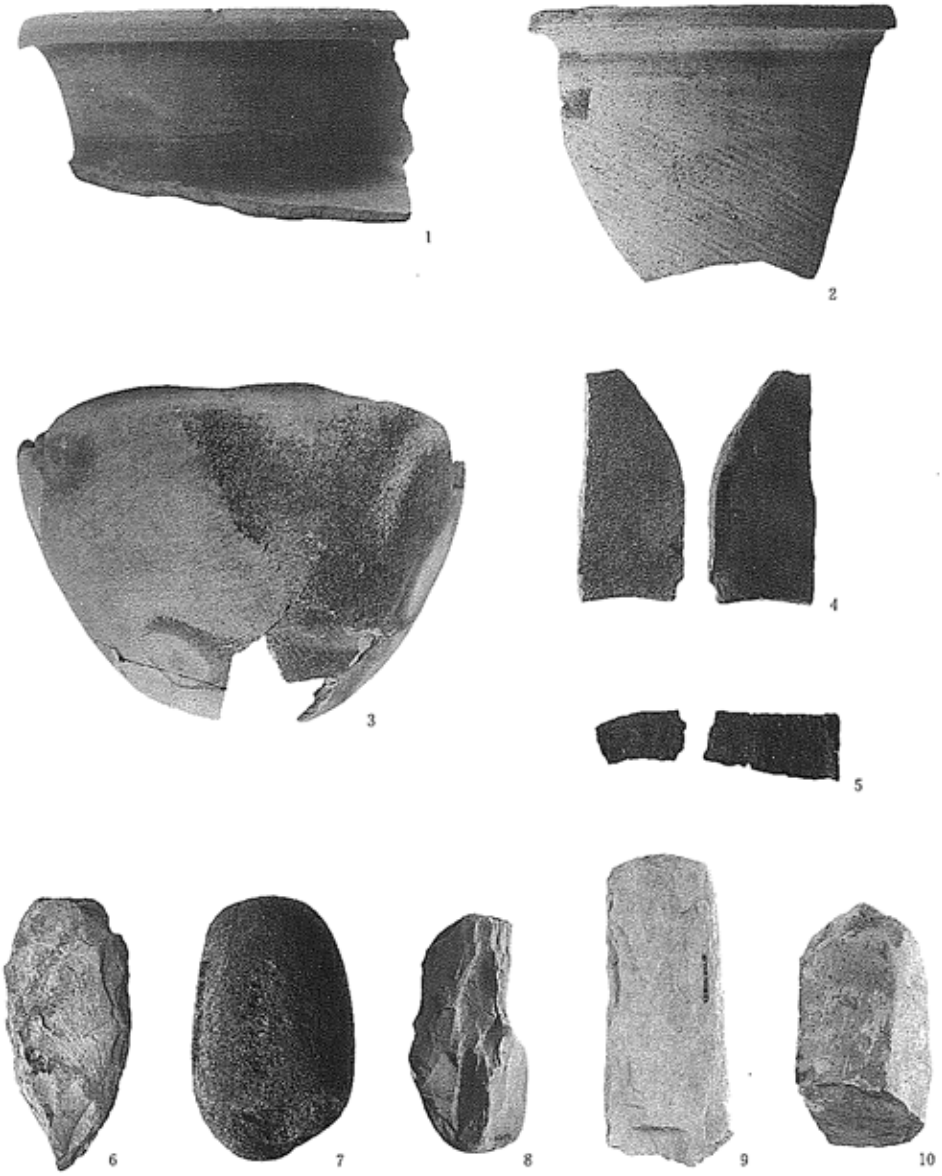

写真図版 8

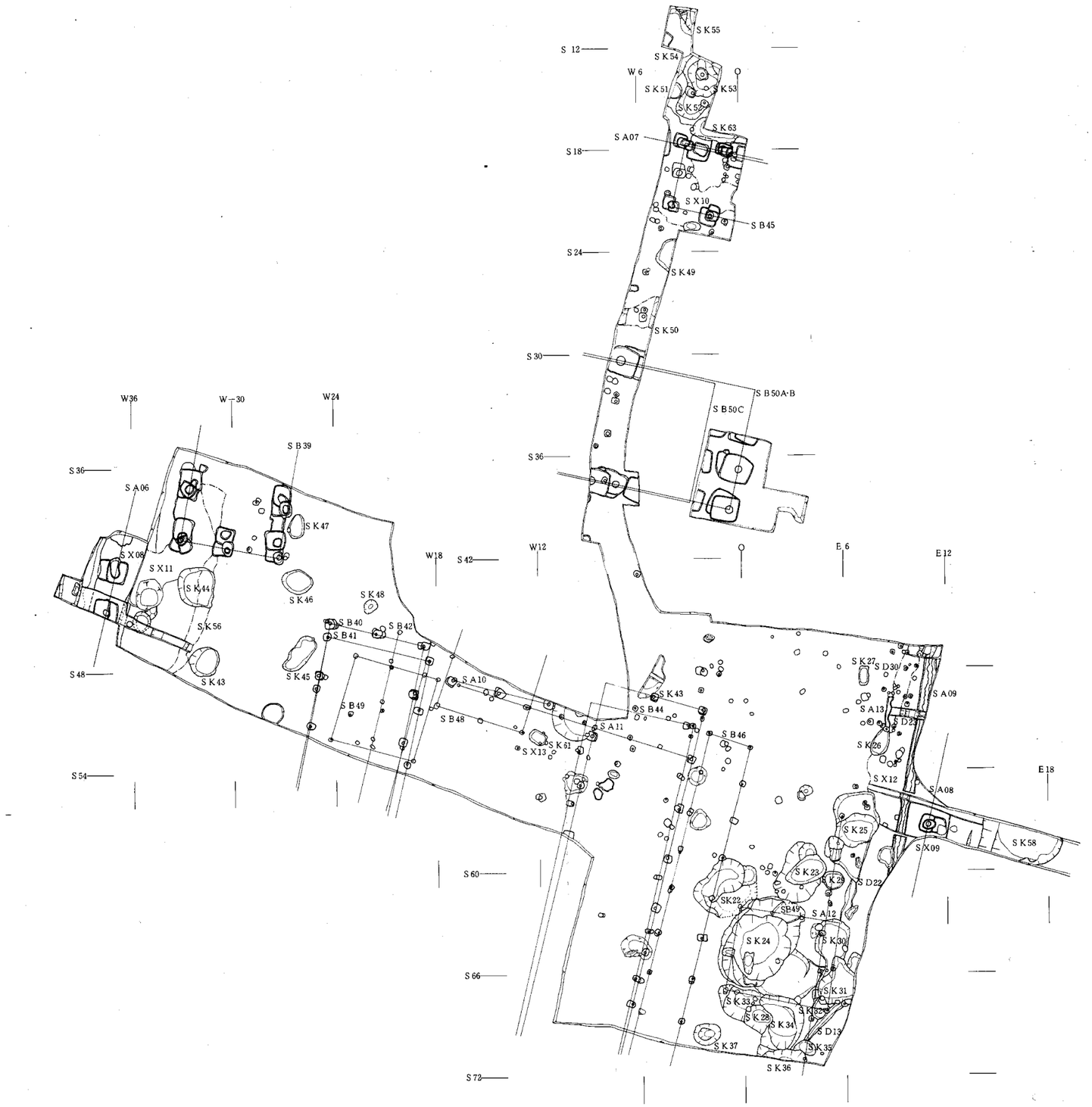
S K55
S 12
S K54
W 6
O
S K51
S K53
S K52
S K63
S A07
S 18
S X10
S B45
S 24
S K49
S K50
S 30
S B50A-B
S B50C
S 36
W36
W 30
W24
S B39
S 36
S A06
S K47
S X08
S X11
S K44
S K46
S K48
S K56
S B40
S B42
S B41
S 48
S K43
S K45
S A10
S B49
S B48
S A11
S X13
S K61
S K43
S B44
S B46
W18
S 42
W12
O
E 6
E 12
S K27
S D30
S A09
S A13
S D23
S K26
E 18
S X12
S A08
S K25
S K58
S X09
S K23
S K29
S D22
S K22
S B49
S A12
S K24
S K30
S K31
S K33
S K32
S K28
S K34
S D13
S K37
S K35
S K36
S 54
S 60
S 66
S 72

付図　第１区全体図